

料 資 法 司

號五十九百第

ポ
ー
ラ
ン
ド
新
民
事
訴
訟
法
(一九三三年)

〔禁轉載〕(昭和十年五月)



司
法
省
調
査
課



0017498-000

327.98-Si298p



ポーランド新民事訴訟法

司法省調査課・訳編

司法省調査課

1933年

1935

ACH

327.98
Si298p



418872

本號に収録したポーランド民事訴訟法は、一九三三年一月一日より施行せられてゐる新民事訴訟立法であつて、ワルテル・ミューリングが獨逸譯したものの重譯である。邦譯者は法學士篠塚春世氏。同法の成立經過並に其の特質に付てはミューリングの序文を参照せられたい。訴訟立法の資料として茲に筆寫に代へた次第である。

昭和十年三月

司法大臣官房調査課

の之に相當する立法の資料のやうに、解明の鍵を與へては居ないのであるし、オーストリー民事訴訟法、強制執行法、裁判規範、獨乙民事訴訟法及び裁判所構成法、強制競賣法及び強制管理法、また委員會の草案はどれも少からず修正されて居るので、立法者の沿革的意思に反して或る規範に進歩的の解釋を加へるのを妨げるものではないのである。

由來ポーランドに於ては、私法の領域に關しては、若干の例外を除外すればまだ統一的の立法と云ふものはないのであるから、ポーランドで法律を起草し、施行規則を定めるについては、往年オーストリーの司法制度の改正（一九〇六年）や、獨乙帝國建立の際に於ける司法諸法規の統一（一八七七年）などの事業が、各邦の私法の構成の多趣多様であつた爲に嘗めた困難にも似た困難が、前途に立塞がつて居る譯である。今次のポーランドの立法は一九〇六年のオーストリーの立法の影響を受けること頗る大なるものがある。併し是は獨りポーランドの立法のみに限つたことではなくて、オーストリーの立法と多くの點に於て類似した點の多い獨乙の民事訴訟法も、最近訴訟法を改正せんとするに當つて等しく其の影響を免れることの出来ない有様である。惟ふにポーランドの民事訴訟法は決して新に考出された法規ではなく、然もまた從來國土の各地に效力を有して居た規定の單なる羅列でもなく、寧ろ主としてオーストリーの立法に倚據するものゝ、ローマ法、寺院法並にゲルマン法に其の歴史的根柢を有する、數世紀に亘る法制の發達の獨立した一つの繼續に外ならない。同時に現代の歴史にも支配されると少からぬものがあるのである。

「訴訟法の立法史は口頭主義と書面主義、敏速主義と徹底主義、自由手續主義と手續羈束主義、當事者主義と裁判官主義の間の闘争の反覆であつて、何れの改正も早かれ遅かれ時の経過と共に、其の一度拋棄した原則へ接近して行く傾を示すか、甚しきに至つては全然之に復歸するの結果を伴ふのが常である」レオ・ローゼンベルグ。ポーランド民事訴訟法も亦時代の風潮に順應して、訴訟當事者の支配權を抑へて裁判官の支配權を揚げ、手續の簡捷を旨とし、書面訴訟の余地をも開いて居る。即ちポーランド民事訴訟法も亦裁判官の能力、裁判の技術、判事の責任に期待する所大なるものある民事訴訟法に外ならぬ。

今の所まだ統一的の法律用語すら缺けて居る新立法を翻譯するのは、到底只の言葉の上丈の翻譯文に止まるものではない。ポーランド語の原文が從來效力を有して居た規定の法律思想の獨乙語的に慣熟した——歴史的の——措辭を踏襲して居る場合にあつては、之を翻譯するに當つても此の措辭を存置するやうに心掛けた。尙ほ翻譯は主として獨乙國の法律語を使用することにしたらけれども、何處でも此の獨乙語的表現を嚴重に貫徹すると云ふことは、不可能であつた。またポーランド語の原文に忠實に翻譯するのは、ポーランド語の法條が學說實地の兩面からして文理解釋、論理解釋を受ける次第であるのに顧み、譯者の必要と認めた所である。

一九三三年一月ポーゼンにて

第二編 訴訟第六十三條乃至第四百七十八條……………七

第一章 當事者第六十三條乃至第九十七條……………七

第一節 訴訟能力第六十三條乃至第六十八條……………七

第二節 共同訴訟第六十九條乃至第七十一條……………八

第三節 主參加及び從參加第七十二條乃至第七十九條……………九

第四節 訴訟告知第八十條……………二

第五節 前主の指名第八十一條乃至第八十三條……………二

第六節 訴訟代理人に依る當事者の代理第八十四條乃至第九十七條……………三

第二章 訴訟費用第九十八條乃至第三百三十五條……………六

第一節 總 則第九十八條乃至第一百一條……………六

第二節 訴訟上の受救權第一百十二條乃至第一百二十五條……………六

第三節 訴訟費用の保證第一百二十六條乃至第三百三十五條……………三

第三章 手續第三百三十六條乃至第四百四十一條……………三

第一節 總 則第三百三十六條乃至第二百五五條……………三

第一款 書 面第三百三十六條乃至第四百四十二條……………三

第二款 送 達第四百四十三條乃至第六百六十三條……………六

第三款 公判期日第六百六十四條乃至第七百七十九條……………四

第四款 期 間第八百八十三條……………四

第五款 懈怠及び原狀回復第八百八十四條乃至第八百八十九條……………四

第六款 手續の中断第九百九十九條乃至第二百五五條……………四

第二節 地方裁判所に於ける手續第二百六條乃至第二百四十二條……………五

第一款 訴 狀第二百六條乃至第二百十六條……………五

第二款 商事事件第二百十七條乃至第二百二十條……………五

第三款 口頭辯論第二百二十一條乃至第二百四十二條……………五

第三節 證 據第二百四十三條乃至第三百三十八條……………五

第一款 總 則第二百四十三條乃至第二百五十一條……………五

第二款 證據調第二百五十二條乃至第三百二十九條……………五

第一款 總 則第二百五十二條乃至第二百六十一條……………六

第二款 證 書第二百六十二條乃至第二百八十條……………六

第三款 人 證第二百八十一條乃至第三百三條……………七

第四款 鑑定人の鑑定第三百四條乃至第三百十四條……………七

第五款 檢 證第三百十五條乃至第三百二十二條……………八

第六項	當事者本人の訊問(第三百二十三條乃至第三百二十九條)	八
第三款	證據保全(第三百三十條乃至第三百三十八條)	八
第四節	裁判所の裁判(第三百三十九條乃至第三百八十二條)	八
第一款	判決(第三百三十九條乃至第三百五十四條)	八
第二款	判決の即時の執行力(第三百五十五條乃至第三百五十八條)	八
第三款	闕席判決(第三百五十九條乃至第三百六十八條)	九
第四款	判決の更正補完及び解釋(第三百六十九條乃至第三百七十三條)	九
第五款	決定(第三百七十四條乃至第三百七十九條)	九
第六款	裁判所の裁判の確定(第三百八十條乃至第三百八十二條)	九
第五節	區裁判所に於ける手續(第三百八十三條乃至第三百九十二條)	九
第六節	上訴(第三百九十三條乃至第四百四十一條)	九
第一款	控訴(第三百九十三條乃至第四百十八條)	九
第二款	抗告(第四百十九條乃至第四百二十三條)	一〇
第三款	上告(第四百二十四條乃至第四百四十一條)	一〇
第四章	再審(第四百四十二條乃至第四百五十七條)	一〇
第五章	特別手續(第四百五十八條乃至第四百七十八條)	一三

第一節	證書支拂命令(第四百五十八條乃至第四百六十八條)	一三
第二節	督促手續(第四百六十九條乃至第四百七十八條)	一六
第三編	仲裁裁判(第四百七十九條乃至第五百七條)	一九
第一節	仲裁裁判の合意(第四百七十九條乃至第四百九十三條)	一九
第二節	仲裁裁判の手續(第四百九十四條乃至第五百二條)	二三
第三節	仲裁判斷取消の訴(第五百三條乃至第五百五條)	二五
第四節	通則(第五百六條乃至第五百七條)	二六
(第一卷了)		
第二卷	執行及び保全手續(第五百八條乃至第八百六十四條)	二九
第一編	執行手續(第五百八條乃至第八百三十六條)	二九
第一部	總則(第五百八條乃至第五百七十九條)	二九
第一節	執行事件に於ける管轄及び手續一般(第五百八條乃至第五百二十五條)	二九
第二節	執行名義と執行文(第五百二十六條及び第五百三十八條)	三三
第三節	執行の開始及び其の他の執行行為(第五百三十九條乃至第五百五十五條)	三九
第四節	手續の中止及び廢止(第五百五十六條乃至第五百六十八條)	四三
第五節	執行の制限(第五百六十九條乃至第五百七十九條)	四九

第二部 執行に關する特殊の規定(第五百八十條乃至第八百三十六條)……………一五四

第一章 金錢債權の執行(第五百八十條乃至第八百一十一條)……………一五四

第一節 動産に對する執行(第五百八十條乃至第六百二十八條)……………一五四

第一款 差押(第五百八十條乃至第五百九十七條)……………一五四

第二款 賣却(第五百九十八條乃至第六百二十條)……………一五九

第三款 財産の開示(第六百二十一條乃至第六百二十八條)……………一六六

第二節 金錢債權及び其の他の財産權に對する執行
(第六百二十九條乃至第六百五十二條)……………一六九

第三節 不動産に對する執行(第六百五十三條乃至第七百二十九條)……………一七七

第一款 差押(第六百五十三條乃至第六百六十五條)……………一七七

第二款 目錄調製及び評價(第六百六十六條乃至第六百七十五條)……………一八二

第三款 競賣の通知(第六百七十六條乃至第六百八十五條)……………一八五

第四款 競賣の條件(第六百八十六條乃至第六百九十七條)……………一八八

第五款 競賣(第六百九十八條乃至第七百十二條)……………一九三

第六款 競落(第七百十三條乃至第七百二十四條)……………一九六

第七款 最高價よりも高價の申込に因る追加競賣……………一九六

(第七百二十四條乃至七百二十七條)……………一九九

第八款 所有權附與の決定(第七百二十八條乃至第七百二十九條)……………二〇〇

第四節 礦業所有權に對する執行及び土瀝青の採取權に對する執行
(第七百三十條乃至第七百三十二條)……………二〇一

第五節 鐵道に對する執行(第七百三十三條乃至第七百四十條)……………二〇三

第六節 海商船及び内水航行船に對する執行
(第七百四十一條乃至第七百五十六條)……………二〇四

第七節 地上權に對する執行(第七百五十七條)……………二〇七

第八節 不動産の使用及び收益に對する執行(強制管理)
(第七百五十八條乃至第七百八十八條)……………二〇八

第九節 執行に因つて得たる金額の配當(第七百八十九條乃至第八百一十一條)……………二一七

第一款 通則(第七百八十九條乃至第七百九十三條)……………二一七

第二款 動産及び債權並に其の他の財産權にして不動産登記簿に登
記せられざるものに對する執行に因つて得たる金額の配當
(第七百九十四條乃至第七百九十七條)……………二一九

第三款 不動産に對する執行に因つて得たる賣得金の配當……………二一九

(第七百九十八條乃至第八百八條)……………三二

第四款 強制管理に因つて得たる金額の配當第八百九條乃至第八百十一條)……………三六

第二章 金錢の支拂を目的とせざる請求に對する執行
(第八百十二條乃至第八百三十一條)……………三八

第三章 公賣の方法に於て不動産についての共有を取消す爲の執行
(第八百三十二條乃至第八百三十六條)……………三四

第二編 保全手續第八百三十七條乃至第八百六十二條)……………三五

第一節 總 則(第八百三十七條乃至第八百五十條)……………三五

第二節 金錢債權の保全第八百五十一條乃至第八百五十八條)……………三九

第三節 其他の財産權上の請求の保全第八百五十九條乃至第八百六十二條)……………四〇

附 則(第八百六十三條乃至第八百六十四條)……………四三

目次終

司法資料
第九十五號

一九三三年ポーランド新民事訴訟法

第一卷 争訟手續

緒章 總 則

第一條 民事訴訟法は特別の法令に別段の規定を爲さざる限り民事訴訟事件に於ける通常裁判所の管轄並に此の裁判所に於ける手續を規律す。

第二條 通常裁判所は特別の法令を以て事件を別の裁判所又は官廳に附託したるにあらざる限り私法上の争訟事件 *Privatrechtliche Streitache* に於ける裁判權を執行す。

第三條 何人と雖裁判上の保護を求むることを得るものとし特に獨り自己の權利の既に侵害せられたるときのみに限らず自己の權利の侵害を豫防する爲に或る權利關係又は或る權利を確認せらるゝにつき權利上の利益を有する場合にあつても裁判上の保護を求むることを得。

第四條 ポーランド國內に居住する者はすべて裁判權に服す。他國內に居住する者は身分法に因るに非ざれば且ポーランド國民たる場合に非ざればポーランド國の裁判權に服せず。然れども財産若は訴訟物がポーランド國內に在るとき又はポーランド國內に在る相續人なき遺産又はポーラン

ド國內に於て發生したるか若はポーランド國內に於て履行するを要する義務に關するときにあつては、内國人も外國人も何れも共にポーランド國の裁判權に服す。
第五條(第一項) 相互主義の保障を存する場合にあつては、左の各號の一に該當する者はポーランド國の裁判權に服せず。

- (1) ポーランド國に於て接受せられたる外國の外交上の使節。
- (2) 外交上の代表者。
- (3) 前二號に記載したる者の家族。
- (4) 外交上の代表者の秘書屬員。
- (5) 外交上の代表者の傭人にして代表者の國籍を有する者。
- (6) 法令條約若は確定の國際間の慣行に基き治外法權を享有する前五號に記載したる以外の者。

(第二項) 左の各號の一に該當する場合には、前項に記載したる者はポーランド國の裁判權に服す。

- (1) 本人が任意にポーランド國の裁判權に服するとき。
- (2) 其のポーランド國內に在る企業に關する事件。
- (3) ポーランド國內に在る不動産に關する訴訟事件。但官の使用に供せらるゝか又は私人のみの使用に供せらるゝに止まる房屋の賃借料に因る事件を除く。

第六條 罪となる行爲に因つて生じたる請求に關する訴は、民事裁判所に起すことを得べく、又は刑事訴訟法の規定に従つて刑事裁判所に之を起すことを得。

第七條(第一項) 罪となる行爲の犯行ありたるものが刑事訴訟手續に於て、確定判決を以て認定せられたるときは、此の認定は民事裁判所をも羈束す。

(第二項) 事件が刑事訴訟手續の客體に非ざる者又は刑事訴訟手續に於て辯護せられざりし者の私法上の代當責任に關する場合にあつては、民事裁判所に於て前項の認定を失効せしむることを得。

第八條 民事訴訟事件は、仲裁裁判を以てしても本法の原則に従つて之を裁判することを得。

第一編 裁判所

第一章 裁判所の管轄

第一節 事物の管轄

第一款 管轄の基礎

第九條 第一審に於て民事訴訟事件を取扱ふは區裁判所 Amtsgericht、治安判事 Friedensrichter 及び地方裁判所 Bezirksgericht とす。

第十條 左の事件は區裁判所の管轄に屬す。

- (1) 財産權上の事件にして訴訟物の價額が一千ツロチイを超えざるもの、
- (2) 分割事件に於て分割の目的物の價額が五萬ツロチイの額を超えざるもの、
- (3) 訴訟物の價額に關係なく左の事件、

- (a) 私生子の父の認定及び私生の父子關係に因る財産權上の請求に關する事件、
- (b) 用益賃貸借契約の成立、無効又は解消に關する事件、用益賃貸借契約に因る金錢の請求權に關する事件、賃貸借の目的物の引渡若は收去及び賃借人の持込みたる物の抑留、
- (c) 占有の妨害に對する保護又は失ひたる占有の回復に關する事件。

第十一條(第一項) 治安判事は區裁判所の管轄に屬する事件の中、自己の管轄區域内に住所又は居所を有する者の間の財産權上の訴訟にして、訴訟物の價額三百ツロチイを超えざるものを裁判するものとし、但左の各號の一に該當する事件を除外す。

- (1) 價額が裁判所の管轄に影響を及ぼさざる事件、
- (2) 手形、小切手、株式、債券、質證券、供託證書及び之に類似の有價證券、
- (3) 不動産物權及び不動産上の權利に關する事件、
- (4) 國庫若は其の他の公法上の法人が被告たる事件。

(第二項) 原告は自己が治安判事の管轄區域内に居住せざる場合にあつても、被告人の住所又は居所

の所在地を管轄する治安判事には、かくの如き被告を相手として本條に列擧したる訴訟を繫屬せしむることを得。

(第三項) 當事者は訴訟物の價額が一千ツロチイを超えざるときは、治安判事の面前に於て財産權上の事件に於ける和解を締結することを得。然れども不動産物權又は不動産上の權利並に其の發生につき法令が公證人若は裁判所の認證を必要とせる權利は、和解の目的たることを得ず。

第十二條(第一項) 區裁判所は治安判事の管轄に屬する事件に於て自己の許に繫屬したりし訴を、第一回の開廷に先だちて治安判事に移付す。

(第二項) 訴訟を治安判事に屬せしむべき旨の區裁判所の裁判に對しては、上訴を爲すことを得ず。

第十三條(第一項) 區裁判所が管轄權を有せざる事件は、地方裁判所の管轄に屬す。

(第二項) 以下に記載する事件は、訴訟物の價額に關係なく地方裁判所の管轄に屬す。

- (1) 財産權上の事件に非ざる事件並に是と關聯して主張せられたる財産權上の請求、
- (2) 國家官廳又は自治體官廳の機關が違法に、又は其の職務上の義務に違反して人民に加へたる損害の賠償に關する事件、
- (3) 著作權保護に關する事件、
- (4) 商號の利用又は商事企業の取得に關する事件、
- (5) 登記濟の商事會社と其の社員、理事者若は其の他の機關との間、社員相互の間、並に社員と理

事者若は清算人との間に於ける訴訟、

(6) 取引所の取引、特許の保護、意匠及び商標の保護、不正競争又は保険關係に關する事件。但保險料の支拂に由來する訴訟を除外す。

第十四條(第一項) 地方裁判所に商事部を存するとき、前條第四號乃至第六號に列擧したる事件並に双方的商行為に由る事件は其の管轄に屬す。

(第二項) 被告の側に於てのみ商行為たる行為に由る訴訟は、原告の同意あるに非ざれば之を商事部に繫屬せしむることを得ず。

第二款 訴訟物の價額

第十五條(第一項) 金錢上の請求の場合にあつては、此の請求が他の給付を求むる請求の代りに主張せらるゝ場合にあつても、訴中に表示せらるゝ金額を以て訴訟物の價額とす。

(第二項) 金錢上の請求以外の財産權上の事件に於ては、原告は訴訟物の價額の金額を訴狀中に記載するの義務を負ふものとし、此の場合には以下數條に掲ぐる規定を遵守すべし。

第十六條 價額を算定する上には、利子、收益並に附帶的請求として主張せらるゝ費用は斟酌せず。

第十七條 訴狀中に於て主張したる數個の請求は之を合算す。

第十八條 給付の反覆を求むる權利の場合にあつては、訴訟物の價額は時間上無制限なる給付若は終身間の給付については給付の十年分の収入の價額に依り、時間上制限ある給付については將來の收

入總額に依るも一年分の収入價額の十倍の額に依り、親族に對する扶養の義務の履行の給付については一年分の給付價額に依つて、訴訟物の價額を定む。婚姻外の性的關係に由る扶養の義務の履行の給付についても、以上の規定を適用す。

第十九條 使用貸貸借關係若は用益貸貸借關係の成立、無効若は解消、使用貸貸借の目的物若は用益貸貸借の目的物の引渡若は收去に由る事件に於ては、訴訟物の價額は一年間の利子の額に従つて定まるとも、係争の期間が一年より短期間の場合にあつては此の限に非ずとす。

第二十條 擔保に關する事件、質權若は抵當權に關する事件に於ては、訴訟物の價額は債權の額に従つて定まる。擔保の目的物又は質權の目的物が債權よりも少額なるときは、少き價額を以て標準とす。

第二十一條 分割事件に於ては分割の目的物の價額が訴訟物の價額を成す。

第二十二條(第一項) 疑ある場合に於ては、裁判所は原告の申告したる訴訟物の價額を審査し、且此の目的の爲に検査を命ずることを得。

(第二項) 訴狀の送達後にあつては、被告の異議に依るに非ざれば審査を爲すことを得ず。此の異議は本案の辯論以前に之を申立つるを要す。

(第三項) 審査の費用には訴訟費用に關する規定を適用す。

(第四項) 訴訟物の價額に關する裁判に對しては上訴を爲すことを得ず。

第二十三條(第一項) 裁判所が訴訟物の價額を審査するに當つて、事件は管轄違なりとの見解に到達し

たるときは、裁判所は原告の申立に因り事件を其の指定したる裁判所に移送するも、此の裁判所が明白に管轄違なるときは此の限にあらざとす。

(第二項) かくの如き決定に對しては抗告を爲すことを得ず。

(第三項) 訴狀を回付せられたる裁判所は、再度訴訟物の價額を審査することを得ず。

第二節 土地の管轄

第一款 普通の管轄

第二十四條(第一項) 訴は被告が居所を有する地を管轄する第一審の裁判所に之を起すべし。住所の地は被告が継続的に滞在するの意圖に於て居住する地とす。

(第二項) 被告が數個の地に其の住所を有するときは、原告は數個の管轄裁判所の中につきて選擇權を有す。

第二十五條 被告が住所を有せざるときは、裁判籍はポーランド國內に於ける被告の居所に依つて定まり、居所が知れざるときは、其のポーランド國內に於ける最後の住所に依つて定まる。

第二十六條 外國に於て任用せられたる官吏又は軍人は、其のポーランド國內に於ける最後の住所地の裁判所に之を訴ふべく、最後の住所を存せざるときは、ヴルシヤウの裁判所に之を訴ふべし。

第二十七條 未だ裁判上の離婚を爲さざる妻に對する訴は、夫につきて管轄權を有する裁判所に之を

起すべし。

第二十八條 未成年者に對する訴は、其の訴訟能力の發生するまでは、親權者(父、母、後見人)につきて管轄權を有する裁判所に之を起すべし。

第二十九條 死者に對する請求に基く訴は、相続人が適法に相続財産を承繼せざる間は、死亡の當時死者につきて管轄權を有したりし裁判所に之を起すべし。

第三十條(第一項) 國庫に對する訴は、裁判所に於て國庫を代表するの任を有するポーランド共和國の檢事長(Generalprokurator)の任地の裁判所に之を起すべし。

(第二項) 檢事長に依つて代表せらるる國營企業に對する訴も亦、前項の裁判所に之を起すべし。

第三十一條 商事會社、社團、勞働組合、營造物、自治體、寺院、財團又は其の他の自然人に非ざる權利の主體に對する訴は、其の所在地又は營業所の所在地の裁判所に之を起すべし。疑ある場合には、理事の所在地を所在地と看做すべし。

第二款 特別の管轄並に其の選擇

第三十二條 本款の各條に列擧したる訴は、各本條に記載せられたる裁判所又は普通の管轄權を有する裁判所に之を起すことを得。

第三十三條 継続的に夫の住所地以外の地に居住する妻に對する訴は、其の居住地の裁判所に之を起すことを得。

第三十四條(第一項) 財産権上の請求に基く訴は、此の請求が被告の利益を擁護するの任を有する機關の動作と關聯する場合には、かくの如き機關の所在地を管轄する裁判所に之を起すことを得。

(第二項) 工業者は商事企業、農業、山林業若は鑛山業の經營に關する財産権上の請求に基く訴は、企業若は經營の所在地を管轄する裁判所に之を起すことを得。

(第三項) 本條の規定は、檢事長の代表する國庫及び國營の企業に對する事件には關せず。

第三十五條(第一項) 契約の成立、實行、解消若は無效の確認に關する訴、契約の不履行若は不適當なる履行に由る損害賠償を求むる訴は、契約の給付地の裁判所に之を起すことを得。

(第二項) 給付地は證書を以て之を證明すべし。此の證書は訴狀に添付すべし。

第三十六條 不法行爲に因る請求に基く訴は、行爲の行はれたる地を管轄する裁判所に之を起すことを得。

第三十七條 訴訟代理人は、事件の遂行に對する手数料の支拂を求むる訴を、自己が事件を遂行したる地の裁判所に於て起すことを得。

第三十八條 ポーランド國內に住居若は所在地を有せざる者に對する財産権上の請求に基く訴は、訴訟物又は此の者の財産の存在する地を管轄する裁判所に之を起すことを得。請求權が財産の目的なるときは、被告の債務者の住所地を管轄する裁判所が管轄權を有するも、之に反し請求權が物に依つて擔保せらるゝ場合に於ては、此の物の存在する地の裁判所が管轄權を有す。

第三十九條 不動産に關する使用貸借關係若は用益貸借關係に基く訴は、不動産の存在する地の裁判所に之を起すことを得。

第三款 專屬管轄

第四十條(第一項) 不動産物權、かくの如き權利の解放境界の決定、不動産の占有の妨害に對する保護又は不動産の占有の回復、不動産の分割及び不動産の公用徵收に對する補償に關する訴は、不動産の所在地を管轄する裁判所に於てするに非ざれば之を起すことを得ず。地役權又は物上負擔に關する場合に於ては、管轄は負擔を負ふ不動産の位置に依つて定まる。

(第二項) 不動産の位置に依つて定まる管轄は物權に基く訴又は被告に對してかくの如き權利の解放を求むる訴を以て、給付若は對人的債務 *personliche Schuld* の解放を求むる對人的請求の主張せらるゝ場合に於ても、之を存す。

第四十一條(第一項) 相続人の訴並に死因處分に由る請求に關する訴は、相続人が適法に相続財産を承繼せざる間は、専ら遺産手續の開始せられたる地の裁判所に限り之を起すべし。

(第二項) 相続財産の分割に關する訴は、専ら遺産手續の開始せられたる地の裁判所に限り之を起すべし。

(第三項) 前二項の規定は、訴が遺産に屬する不動産を目的とする場合に於ても之を適用す。

第四十二條 組合契約若は其の他の結合に基く訴は、専ら組合又は結合の所在地に於てのみ之を起す

べし。

第四十三條 婚姻事件に於ける訴は、假令當事者の一方のみがポーランド國の公民權を有するに止まる場合に於つても、配偶者の一方のみがポーランド國內に繼續的に居所を有するに止まるも、ポーランド國內に於ける最後の共同の住所の裁判所に之を起すべし。かくの如き條件を存せざるときは、被告の居所の裁判所に訴を起すべく、かくの如き居所を存せざるときは、原告の住所の裁判所に訴を起すべし。

第四十四條 親子間の權利關係に基く訴は、當事者の一方のみがポーランド國の公民權を有するに止まり、且普通の管轄に關する規定に依れば訴を起すべき條件を存せざる場合に於つても、専ら原告の住所の裁判所に限り之を起すべし。

第四款 特 則

第四十五條(第一項) 普通の管轄に關する規定に依れば數個の裁判所が管轄權を有すべき一個の訴を數人に對して共同的に起すを要するときは、原告は是等の裁判所の中の一を選択することを得。

(第二項) 是等の者の中に主たる債務者と從たる債務者とを存するときは、主たる債務者につき管轄權を有する裁判所に訴を起すべし。

第四十六條(第一項) 手形債務者又は小切手債務者に對する訴は、普通の管轄裁判所又は支拂地の裁判所に之を起すことを得。

(第二項) 數人の手形債務者若は小切手債務者は支拂地の裁判所、又は引受人又は自己手形若は自己小切手の振出人についての普通の管轄裁判所に共同的に訴ふることを得。

第四十七條 裁判所の土地の管轄を定むるにつき標準となる土地につき數個の區裁判所を存し、土地の管轄に關する規定に従つては是等の裁判所の一の管轄を定むることを得ざるときは、原告は是等の裁判所の一を選択することを得。

第四十八條 裁判所の管轄が不動産又は其の他の物の存在する地に從つて定まる場合に於て、是等の物件が數個の裁判所の管轄區域内に存在するときは、原告は是等の裁判所の一を選択することを得。

第四十九條(第一項) 管轄裁判所が裁判官の職務の執行を妨げらるゝときは、非公開の會議に於て此の訴を起すべき他の裁判所を指定するを要す。

(第二項) 前項の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

第五十條 事情上民事訴訟法の規定に依つて土地の管轄權を有する裁判所を定むること能はざるときは、最高裁判所は當事者の一方の申立に依り非公開の會議に於て、此の訴を起すべき裁判所を定む。

第三節 事物の管轄並に土地の管轄に關する通則

第五十一條 訴を起すの當時管轄權を有する裁判所は、事件の經過中に管轄の條件の變動したる場合に於つても、手續の完結する迄は引續き管轄權を有す。

第五十二條(第一項) 當事者は既に發生したる係争問題又は將來特定の權利關係より生ずることあるべき係争問題につき書面を以てする合意に依つて、本來管轄權を有せざる第一審の或る裁判所の管轄に服することを得。此の場合には當事者が別段の規定を爲さざる以上は、此の裁判所が專屬的の管轄權を有するものとす。管轄に關する合意を證明する文書は、之を訴狀に添付すべし。

(第二項) 當事者は專屬管轄を變更することを得ず、また事物の管轄をも變更することを得ず。然れども地方裁判所の管轄が訴訟物の價額に依つて左右せらるゝ事件に於ける區裁判所の管轄の合意については、此の規定を適用せず。

第五十三條(第一項) 管轄に關する同等の審級の裁判所間の争は、第一の裁判所として管轄に關して裁判を爲したる裁判所に審級順序に於て直近上級の裁判所が、終局的に裁判を爲す。

(第二項) 管轄に關する上級裁判所の裁判は、下級裁判所が他の管轄區域に屬する場合にあつても、下級の裁判所を羈束す。

(第三項) 上級裁判所は非公開の會議に於て裁判を爲すも、當事者若は官廳に於て説明を請求し、また必要なる調査を爲すことを得。

(第四項) 裁判所間の管轄に關する争を裁判する上級裁判所の裁判に對しては、不服を申立つることを得ず。

第二章 判事の除斥

第五十四條 左の事件に於ては裁判官は、法律上當然に裁判官として職務の執行より除斥せらるゝものとす。

(1) 判事自身が當事者たる事件に於て、又は判事が當該の事件に對して事件の成行が判事自身の權利若は義務に影響を及ぼす法律關係に在るとき。

(2) 妻、判事と直系の血族若は姻族たる者、傍系に於て四親等内の血族又は傍系に於て二親等内の姻族たる者の事件。

(3) 養親子關係、後見關係又は保佐關係に依つて判事と結合せらるゝ者の事件。

(4) 當該の判事が當事者の一方の代理人たりし事件又は現に代理人たる事件。

(5) 當該の判事が下級審に於て不服を申立てられたる裁判に參與したる事件、並に當該の判事の參與の下に締結したるか又は當該の判事が判事として取扱ひたる法律行為の效力に關する事件。

第五十五條(第一項) 判事と當事者の一方、其の法定代理人若は委任代理人との間に個人的關係を存し、此の關係が其の性質上判事の公平に關して理由ある懸念を喚起するの虞あるときは、前條に列舉したる理由とは關係なく、裁判所は當事者の一方の申立に依り、或る判事を除斥するを要す。

(第二項) 前項の理由を存するにも拘らず當事者が口頭辯論に入りたるときは、除斥の理由が後に至つて初めて生じたること、又は後に至つて初めて自己の知る所となりたることを疏明するに非ざれば、除斥を請求することを得ず。

第五十六條(第一項) 除斥の申立は當事者に於て事件を取扱ふ裁判所に、書面を以て又は口頭を以て調書に録取せしめて之を爲すべし。除斥の理由は疏明するを要す。

(第二項) 除斥の申立に關する裁判あるまでは、判事は猶豫を許さざる行爲にあらざれば之を爲すことを得ず。

第五十七條 其の一身に除斥の理由を存する判事は裁判所に之を通知し、事件への參與を差控ふるを要す。

第五十八條 區裁判所に於ける判事の除斥に關しては地方裁判所が裁判を爲し、區裁判所以外の裁判所に於ける判事の除斥に關しては事件の繫屬する裁判所が裁判を爲すも、數人の判事の除斥の結果此の裁判所が決議を爲すこと能はざるときは、審級順序に於て上級の裁判所が裁判を爲す。

第五十九條 裁判所は除斥の申立中に援用せられたる事實を解明する爲に、調査を爲すことを得。

第六十條 判事を除斥する決定に對しては不服を申立つることを得ず。

第六十一條 惡意に因り判事の除斥の申立を爲したる者は、裁判所に於て申立を却下して五百ツロチ以下の罰金を言渡す。

第六十二條 本章の規定は檢事及び其の他の裁判機關の除斥に準用す。裁判所は上級官廳に除斥の申立を移付す。一度爲したる命令に對しては不服を申立つることを得ず。

第二編 訴訟

第一章 當事者

第一節 訴訟能力

第六十三條(第一項) 人はすべて契約に依つて義務を負擔することを得る程度に於て完全に、又は制限的に訴訟能力を有するものとす。

(第二項) 民法の規定上自己の補佐を爲す者の補佐を受くるに非ざれば、訴訟物に關して義務を負ふこと能はざる者は、此の者の補佐を受くるに非ざれば訴訟を爲すことを得ず。

第六十四條 訴訟能力を有せざる者の法定代理人は、最初の訴訟行爲を爲すに當つて自己の代理權を證明するを要す。本條の規定は前條の規定に依り補佐人として行爲を爲す者にも之を適用す。

第六十五條 裁判所は訴訟のあらゆる状態に於て、訴訟能力、法定代理權、必要なる補佐人の補佐、事件を遂行し又は各個の訴訟行爲を爲すの權限の欠缺を存せざるや否やを、職權を以て審査するを要す。

第六十六條(第一項) 前條記載の欠缺が除去することを得べきものなるときは、裁判所は此の目的の爲に相當の期間を定む。

(第二項) 然れども訴訟能力を有せざる者の権利を保全する爲には、裁判所は此の期間の満了前既に當事者、法定代理人若しくは補佐人として行爲を爲す者が、訴訟行爲を爲すを許すことを得。但其の爲したる訴訟行爲の効力は期間内に欠缺の除去ありたるや否やに依つて左右せらるゝものとす。

第六十七條 前條の欠缺を除去することを得ざるるとき、又は特定の期間内に欠缺が除去せられざるときは、裁判所は此の欠缺の存在する程度に於て手續を廢止す。

第六十八條(第一項) 訴訟能力を有せざる、法定代理人若しくは補佐人を缺ける當事者に對して、猶豫を許さざる訴訟行爲を爲したる當事者は、事件を取扱へる裁判所に、此の當事者の爲にする保佐人 *Plieger* の選任を請求することを得。

(第二項) 保佐人の選任及び動作に伴ふ費用は、保佐人の選任の行はれんことを申立てたる當事者に於て一時之を負担す。

第二節 共同訴訟

第六十九條 左の各號の一に該當する事項が訴訟物を成す場合にあつては、數人は同一の事件に於て共同的に訴へ若しくは訴へらるゝことを得。

- (1) 共同の、若しくは同一の事實上及び法律上の基礎に基く權利若しくは義務、
- (2) 同一の事實上及び法律上の基礎に基く同種の請求又は義務にして、各個の被告並に主張せられたる請求の總價額についても裁判所の管轄の設定せらるゝとき。

第七十條(第一項) 各共同訴訟人は自己の名義に於て行爲を爲すものとし、其の訴訟行爲は他の共同訴訟人の利益にも不利益にも歸することを得ず。

(第二項) 言渡すべき判決の効力が係争の法律關係の性質に依り、又は法律の規定に依つて共同訴訟人の全員に及ぶときは、一個の共同訴訟 *eine einheitliche Streitgenossenschaft* を成す。若干の共同訴訟人が懈怠するも、懈怠せざる共同訴訟人の訴訟行爲の効力は此の懈怠せる共同訴訟人にも及ぶ。和解の締結、拋棄及び認諾についてはすべての共同訴訟人の同意を必要とす。

(第三項) 一個の共同訴訟の場合に、共同訴訟人が事實に關して互に相矛盾する陳述を爲したるときは、裁判所は事實關係の認定に基きて此の説明の効力を評價す。

第七十一條 各共同訴訟人は、獨立して事件を促進するの權利を有す。公判には當人に關して事件の未だ完結せざるすべての共同訴訟人を呼出すべし。

第三節 主參加及び從參加

第七十二條 他人の間に訴訟の繫屬せる物又は權利を自己の爲に請求する者は、第二審の口頭辯論の

終結するまでは、當事者双方に對する訴に於て、第一審に於て訴訟の繫屬したる裁判所に、自己の請求を主張することを得(主参加)。

第七十三條 他人の間に繫屬せる訴訟に於て、當事者の一方の勝訴することに權利上の利益を有する者は、第二審の口頭辯論の終結するまでは、訴訟の如何なる状態にあるを問はず此の當事者に附隨することを得(従参加)。

第七十四條(第一項) 従参加人は書面に於て附隨の意思表示を爲すを要するものとし、此の書面中には自己は附隨につき如何なる權利上の利益を有するものなりや、及び自己は何れの當事者に附隨するものなりやを開示することを必要とす。此の書面は當事者双方に送達することを要す。

(第二項) 参加人は訴訟に附隨すると同時に併せて他の訴訟行爲をも實行することを得。

第七十五條(第一項) 各當事者は従参加人の附隨に對して、遅くも次の口頭辯論の始まるまでに異議を申立つることを得。

(第二項) 裁判所は異議に關して辯論を爲し、参加人が自己は附隨につき權利上の利益を有する旨を疏明したるときは、異議を棄却す。此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

(第三項) 本條の異議は事件の進行を妨げざるものとし、参加人は異議が理由ありとして確定的に宣告せられたるにあらざる以上は、訴訟に参加することを得。

第七十六條 従参加人は事件の状況上許さるるあらゆる訴訟行爲を爲すの權を有するも、此等の訴訟

行爲は、参加人の附隨したる當事者の行爲及び陳述と矛盾することを得ず。

第七十七條 従参加人に對しては附隨の行はるゝと共に、期日、公判及び裁判についてのあらゆる通知を、當事者の一方に對すると同様に送達すべし。

第七十八條 判決が係争の權利關係の性質上、又は法令の規定上、参加人の附隨したる當事者の相手方に對する参加人の權利關係に直接の效力を有するときは、訴訟に於ける其の地位には統一的共同訴訟に關する規定を準用すべし。

第七十九條 當事者双方の同意ありたるときは、従参加人は其の附隨したる當事者に代ることを得。

第四節 訴訟告知

第八十條(第一項) 權利上の利益を保護する爲當事者の一方は第三者に對して訴訟を告知し、其の訴訟への加入を催告することを得。

(第二項) 前項の目的の爲に當事者は、催告の理由と事件の状況とを開示すべき書面を裁判所に提出するを要す。此の書面は遅滞なく第三者に送達するを要するものとし、第三者は訴訟告知人に従参加人としての其の附隨を表示することを得。

第五節 前主の指名

第八十一條 被告が民法の規定に基きて訴訟の目的たる物又は権利を占有する名義人たる自己の前主を指名せんことを意圖せるときは、口頭辯論に先だつて提出すべき書面中に於て之を爲すを要す。

第八十二條(第一項) 前主の指名を掲ぐる書面は、口頭辯論の爲の呼出状と同時に之を前主に送達すべし。

(第二項) 指名せられたる前主が口頭辯論に出頭せざるとき、又は前主が口頭辯論に於て訴訟物に對する自己の關係につき何の陳述をも爲さざるとき、又は前主が被告の主張したる事實を争ひたるときは、被告は訴狀の請求を履行するの権利を有す。此の規定の内容は、口頭辯論への呼出状を包含する書面中に於て、之を前主に通知すべし。

第八十三條 前主が被告の主張を正當なりと認めたるときは、前主は原告の同意を得て被告の代りに訴訟に加入するの権利を有するものとし、此の場合にあつては被告は訴訟より脱退せしむべし。

第六節 訴訟代理人を以てする當事者の代理

第八十四條 當事者及び其の法定代理人は裁判所に自身出頭するか、又は訴訟代理人をして自己を代理せしむることを得。

第八十五條 辯護士共同訴訟人又は當事者の財産若は利益を管理する者、當事者の親、配偶者、兄弟姉妹若は子に非ざれば訴訟代理人たることを得ず。

第八十六條(第一項) 最高裁判所、覆審法院及び第一審として行動を爲す地方裁判所に於ては、當事者は辯護士をして自己を代理せしむるを要す。第一審に於て區裁判所に繫屬したる事件に於ては、辯護士訴訟主義は最高裁判所に上訴を提起すると共に始まる。

(第二項) 受命判事並に受託裁判所の面前に於ては、辯護士訴訟主義を存せず、また裁判所書記の面前に於て爲すことを得べき訴訟行爲の場合にあつては、辯護士訴訟主義を存せず。

第八十七條 以下に記載したる者が當事者として、又は其の代理人として行動を爲す場合には、之に對しては辯護士訴訟主義を認めず。辯護士、判事、檢事、法律學の大學教授及び講師、檢事長の許に於ける常任報告官、及び判事若は辯護士たるの資格を有する公證人。

第八十八條 代理權は一般的に訴訟につき、又は各個の訴訟につき、又は各個の訴訟行爲につき之を授與することを得。

第八十九條(第一項) 訴訟代理人は其の最初の訴訟行爲を爲すに當つて、委任者の署名したる委任狀又は其の認證したる謄本を訴訟記録に提出するを要す。辯護士は自己に附與せられたる委任の謄本を、自ら認證することを得。裁判所は懸念を存するときは、當事者の署名に關する裁判所若は公證人の認證を請求することを得。

(第二項) 委任は事件の経過中に公判廷に於て口頭を以て調書に録取せしめて之を附與することを得。

第九十條 文字を書する能はざるか又は其の他の理由に因り署名を爲すこと能はざる當事者については、其の授權を受けたる者に於て差支の理由を開示して委任狀に署名することを必要とす。

第九十一條(第一項) 訴訟代理權の委任は法律上當然に左の諸件についての權限を授與するものとす。

- (1) 反訴、再審の訴及び之に依つて促されたる爾後の手續並に委任者に對する參加訴訟に依つて促さるゝ訴訟行爲を含む事件に關する一切の訴訟行爲、
- (2) 保全及び強制執行に關する一切の行爲、
- (3) 辯護士に對する復訴訟委任の附與、
- (4) 委任それ自體中に於て除外せられたるに非ざる以上は、和解の締結、拋棄若は認諾の意思表示、
- (5) 相手方よりする訴訟費用の受領、

(第二項) 辯護士訴訟主義を認めらるゝ訴訟に於ては、訴訟委任は前項第四號に記載せられたる場合に關してのみに制限することを得。

第九十二條 當事者の一方は、訴訟委任中に於て除外したるに非ざる場合にあつても、受任者を立會はしむることなくして、自身に於て和解を締結し、其の請求を拋棄し、相手方の請求を認諾することを得。

第九十三條 訴訟委任の法定の範圍を超ゆる委任、及び各個の訴訟行爲についての委任の場合にあつては、委任の内容並に私法の規定に従つて範圍、期間及び效力を判斷するを要す。

第九十四條 代理人の訴訟行爲は其の代理したる當事者を羈束するも、同時に出頭したる當事者が遅滞なく之を訂正し若は之を取消したる自白又は代理人の其の他の事實上の陳述は此の限に非ずとす。

第九十五條(第一項) 辯護士訴訟主義の認めらるゝ訴訟に於ては、當事者に依つて行はれたる訴訟委任の取消又は辯護士に依る解約の申入は、相手方に對しては、此の相手方が裁判所の仲介に依つて別の辯護士の選任についての通知を受けたる時を以て法律上の效力を發生す。辯護士訴訟主義の認められざる訴訟に於ては、訴訟委任の取消又は解約申入は訴訟委任の消滅につき相手方が通知を受けたるときより效力を發生す。

(第二項) 訴訟委任の解約申入の場合に於ては、辯護士は更に二週間當事者を代理するの義務を負ふ。委任者にとつて不利益なる法律上の結果を豫防する爲に必要なるときは、辯護士以外の訴訟代理人についても亦同じ。

第九十六條 當事者が死亡したる場合、又は當事者が訴訟能力を喪失したる場合にあつては、訴訟代理人は手續の中斷せらるゝまで代理を續行することを必要とす。

第九十七條(第一項) 訴狀の提出ありたるときは、裁判所は其の當時未だ委任狀を提出することを得ざりし者に對しても、急迫なる訴訟行爲を假に爲すことを許す。裁判所は此の處置を費用の擔保の提供に繋らしむることを得。

(第二項) 裁判所は同時に期間を定めて、其の期間内に委任なくして行爲を爲したる者をして委任状を提出せしめ、又は當事者の承諾の證明書を提出するを要するものとするを必要とす。此の期間を徒過したるときは、此の者の訴訟行爲は行はれざるものと看做す。此の場合に於ては相手方は、假に此の者の訴訟行爲を認めたることに依つて生じたる費用の償還を、此の者より請求することを得。

第二章 訴訟費用

第一節 總 則

第九十八條 民事訴訟法の規定上當事者の一方が相手方に訴訟費用を償還するを要する場合に於ては、すべて裁判所は目的に合致する権利の追求又は権利の防衛に必要な費用を、判決を以て此の當事者に附與することを得。

第九十九條(第一項) 同時に數人の辯護士を聘用することに依つて生じたる手数料及び立替金は、必要な訴訟費用に屬せず。

(第二項) 辯護士訴訟主義の適用を受けざる者が當事者又は代理人として行動するときは、訴訟費用に關しては之を辯護士と同視す。ポーランド共和國検事長についても亦同じ。

第一百條 旅費の償還及び自身法廷に出頭することに因つて生じたる獲得すべかりし利得の損失に對する補償は、其の出頭が裁判所の命する所なりし場合にあらざれば、當事者の一方に於て之を請求することを得ず。

第一百一條 敗訴したる當事者は、相手方の請求ありたるときは、之に訴訟費用を償還するを要す。

第一百二條 各當事者が一分は勝訴し、一分は敗訴したるときは、訴訟費用は之を相銷し、又は之を按分す。然れども裁判所は、當事者の一方が其の請求の些細なる部分に關してのみ敗訴したるに止まる場合にあつても、又は此の當事者に歸屬する額の言渡が相殺又は判事の裁量に依つて左右せられたりし場合にあつても、當事者の他方をして訴訟費用の全額を負擔せしむることを得。

第一百三條 被告が其の行狀に依つて訴訟提起の誘因を與へたるにあらざる場合には、被告が最初の訴訟行爲に際し訴の請求を認諾したるときは、被告は訴訟費用の償還を請求することを得。

第一百四條(第一項) 當事者の一方が手續の經過中に手續規定の明白なる違反に因り、又は必要な注意を閑却することに依つて費用を惹起したるときは、裁判所は訴訟の成行には關係なく、相手方の請求に依り相手方に此の費用を償還すべき旨を此の當事者に命すべし。

(第二項) 前項の規定は特に時機に後れて事實を提出することに因つて、又は時機に後れて證據方法を採用することに因つて生じたる費用にして、之に因つて訴訟の裁判を遅延せしめたる場合に適用あるものとす。

第二百五條 裁判所は證人、鑑定人若は當事者の代理人が重大なる責任に因つて生ぜしめたる費用の償還を言渡すことを得。此の裁判所の決定は當事者の一方の申立に依つて行ひ、特殊の手續に於ても責任を負擔すべき者を審訊したる後之を爲すことを得。

第二百六條 和解の締結せられたる訴訟の費用は、それよりも以前に費用に關して確定裁判ありたるか、又は當事者が別段の規定を爲さざりしにあらざる以上は、之を相銷す。

第二百七條(第一項) 共同訴訟人は人數に應じて訴訟費用を償還するを要す。然れども裁判所は共同訴訟人の訴訟に關與する程度に著しき差等あるときは、此の關與の關係に従つて償還の割前を定むるを要す。

(第二項) 共同訴訟人が本案に於て連帶債務者として代當の責任を負ふときは、裁判所は共同訴訟人をして連帶して費用の償還を爲さしむるを要す。各個の共同訴訟人の訴訟行爲に因つて生じたる費用については、他の共同訴訟人は代當の責任を負はず。

第二百八條 統一的共同訴訟に關する規定の適用を受けざる從參加人は、自己の附隨したる當事者の相手方に對する費用の償還の義務を負はず。然れども裁判所は費用償還の義務を負ふ相手方をして參加の費用を負擔せしむることを得。

第二百九條(第一項) 當該審級に於て事件を完結する裁判に於ては、裁判所は訴訟費用についても裁判を爲すを要す。

(第二項) 當該審級に於て事件を完結するに非ざる裁判にあつては、裁判所は費用償還の義務が訴訟の成行に依つて左右せられざる場合にあらざれば、費用の償還に關して裁判を爲すことを得ず。

(第三項) 費用の償還を言渡すときは、裁判所は裁判の費用をも併せて費用の額を表示するを要す。

第二百十條 費用の償還を請求する當事者は、此の請求の失權を免れんが爲には、裁判の言渡に接着せる口頭辯論の終結するに先だち、受訴裁判所に訴訟費用目録を提出し、又は法令の規定に依る費用の判決を以てする附與を求むる申立を爲すを要す。

第二百十一條 當事者が本案に於て控訴を提起せざる場合にあつても、訴訟費用の裁判に對しては抗告を爲すことを得。

第二節 訴訟上の受救權

第二百十二條 訴訟上の救助は、自己の親族關係、財産關係及び所得關係に關する官公署の證明書に基いて、自己の全然貧困の状態に在るを證明したる自然人又は法人に於て之を請求することを得。全然貧困なることの證明が證明書に依つて行はれたりしや否やの裁判は、之を裁判所に一任す。

第二百十三條(第一項) 訴訟上の救助の申請は、事件の繫屬すべき裁判所、又は事件の既に繫屬せる裁判所に之を爲すべし。

(第二項) 前項の裁判所の所在地に住所を有せざる當事者は、訴訟上の救助の申請及び辯護士の附添

を求むる申立を、其住所の地を管轄する區裁判所に提出することを得。區裁判所は遅滞なく此の申請を管轄裁判所に送付するを要す。

(第三項) 最高裁判所の手続中に於ける訴訟上の救助の申請に關する裁判は、當事者が未だ此の權利を行使せざりし場合に於ては、第二審の裁判所の任務とす。

第一百四條(第一項) 案件の事情よりして、又は相手方の陳述よりして訴訟上の救助を請求せる當事者又は現に之を有しつゝある當事者の眞の財産關係に關して疑念を生じたるときは、裁判所は相當の調査を命ずることを得。

(第二項) 裁判所は權利の追求又は權利の防衛が明白に理由なきときは、裁判所は訴訟上の救助を拒む。

第一百五條 外國人は相互主義の保障せらるゝ程度に於てのみ、訴訟上の救助を與へらるゝものとす。

第十六條 訴訟上の救助を與へらるゝことに依つて當事者は左の權利を取得す。

- (1) 裁判所の手數料及び手續の裁判上の費用にして國庫に於て立替ふるものゝ支拂の免除、
- (2) 訴訟の裁判につき別の裁判所が管轄權を有する場合にあつても、當該の事件につき辯護士訴訟主義を存せざる以上は自己の住所地の區裁判所に口頭を以て調書に依り訴の意思表示を爲すの權利、區裁判所は遅滞なく調書を管轄裁判所に送付するを要す。
- (3) 辯護士訴訟主義を存する事件に於て辯護士の附添を求むる權利、辯護士訴訟主義の認め

られざる事件に於ては裁判所は當事者の申請に依り、當事者が裁判所の所在地に居住せざるか、又は其の他の重要な理由を存するの故を以て辯護士を選任するの必要ありや否やの點について判斷を爲すを要す。裁判所は管轄辯護士會に辯護士の指名を請求することを必要とす。

第十七條 貧困の當事者の爲にする辯護士の選任は、訴訟委任の意義を有するものとす。

第十八條 訴訟上の受教權は貧困なる當事者の死亡と共に消滅す。然れども貧困なる當事者の辯護士は訴訟上の受教權に基き、猶豫を許さざる一切の訴訟行爲を爲すを要す。

第十九條(第一項) 裁判所は、救助を與へらるゝ理由となりたる事情が全然存在せざるか、又はもはや存在せざること明白となりたるときは、訴訟上の救助を取消す。當事者は以上二つの場合を通じて成規の手數料の全額を納付するの義務を負ふ。然れども第二の場合に於ては裁判所は財産關係の變動に相當する部分の納付の義務を此の當事者に課することを得。

(第二項) 裁判所は虚偽の事實を衒示することに依つて訴訟上の救助を獲得したる當事者に五百ツロチ以下以下の罰金を言渡すことを得べく、之に依つて成規の手數料の全額を納付するの義務を妨ぐるることなしとす。

第二十條(第一項) 當事者の一方に與へられたる訴訟上の救助は相手方に對して訴訟費用を償還する此の當事者の義務を免除することなし。

(第二項) 相手方をして訴訟費用の全部又は一分を負担せしむるときは、貧困の當事者の免除せられたる手数料及び手續の費用も同一の割合に於て、職權を以て此の當事者より取立つべし。

(第三項) 訴の請求の一分のみ判決を以て貧困の當事者に認めらるるときは、貧困の當事者に於て納付せざる手数料及び手續の費用にして貧困の當事者の相手方に於て支拂を負担せざるものは、他のあらゆる債權に優先するの權利を以て、判決を以て附與せられたる請求の部分の負擔とす。

第二百一十一條(第一項) 貧困なる當事者の辯護士は、相手方が生じたる訴訟費用の賠償を言渡されたる以上は、自己の手数料及び立替金に關して相手方に請求するの專權 *ausschliessliches Recht* —— 貧困なる當事者に對する —— を有す。此の請求に對しては、貧困なる當事者も亦相手方に賠償を爲すべき旨を言渡されたる程度に於てのみ、相殺を許す。

(第二項) 辯護士の請求は、順位上第三者の請求よりも優先す。

第二百二十二條 訴訟上の救助の申請、訴訟上の救助の取消及び當事者の一方の一分支拂の義務に關しては、裁判所は口頭辯論を経ずして裁判を爲すことを得。

第二百二十三條 本章に記載したる行爲を爲すに當つては、辯護士をして代理を爲さしむることを必要とせず。此の規定は最高裁判所に於ける手續には關係なし。

第二百二十四條 訴狀の送達後遲滯なく訴訟上の救助の申請を爲し、且辯護士をして代理を爲さしむることなく裁判所に出頭したる被告に對しては、裁判所が訴訟上の救助と辯護士の附添を求むる被告

の申請に關して裁判を爲さざる以上は、此の理由に基いて闕席判決を言渡すことを得ず。

第二百五條 訴訟上の救助を與へ、其の取消を拒み又は費用の追加支拂を命ずる決定に對しては、不服を申立つることを得ず。

第三節 訴訟費用に對する擔保の提供

第二百二十六條 原告として行動を爲す外國人は、被告の請求ありたるときは、訴訟費用に對して擔保を提供することを必要とす。

第二百二十七條 左の場合には前條の義務を存せず。

- (1) 原告の所屬國に於てポーランド國民が擔保を提供するの義務を負はざるとき、
- (2) 原告がポーランド國內に住所を有するか、又は訴訟費用の擔保たるに充分なる財産を有するるとき、

(3) 原告が訴訟上の救助を獲得したるとき、

- (4) 財産權上の種類に屬せざる婚姻事件、裁判所の公の催告を追求する爲に繫屬せしめられたる事件、反訴及び督促手續。

第二百二十八條(第一項) 被告は第一回の訴訟行爲を爲すときに限り、訴訟費用に對する擔保の提供を求むる申立を爲すことを得。

(第二項) 申立の時機に後れたる提出は、左の場合に限り之を許す。

- (1) 被告が事件の経過中に至つて初めて原告の外國人なるを知れるとき、
- (2) 原告が事件の経過中にポーランド國の國籍を喪失したるとき、
- (3) 被告の承諾を得ることなくしてポーランド國の國籍を有する原告に代つて外國人が訴訟の主體となりたるとき、
- (4) 事件の経過中の原告が擔保の提供を免るべき法律上の條件が消滅したるとき。

(第三項) 然れども前項の場合に於て、訴の請求の被告の認諾したる部分が訴訟費用の擔保たるに充分なるときは、被告は擔保の提供を請求するの權利を有せず。

第二百二十九條(第一項) 裁判所は提供すべき擔保の額を定むるものとし、此の場合には被告の訴訟費用の推定額を基礎とす。反訴に因つて生ずる費用は、此の場合には斟酌せず。

(第二項) 事件の経過中に擔保の不足なることが判明したるときは、被告は追加擔保の提供を請求することを得。

第三百三十條 擔保は現金を以て、又は裁判所が適當と認めたる有價證券に於て提供するを要す。

第三百三十一條(第一項) 訴訟費用の擔保を求むる申立が成規の時機に提出せられたるときは、被告は此の申立に關する裁判の行はるゝまでは、訴訟に應ずるの義務を負はず。

(第二項) 裁判所は原告に向つて擔保を提供すべき期間を定む。

(第三項) 前項の期間を徒過したるときは、裁判所は被告の申立に依り訴又は上訴を却下し、且訴の取下の場合に於けると同様に訴訟費用に關して裁判を爲す。

第三百三十二條(第一項) 擔保の提供を求むる申立の却下ありたるときは、裁判所は却下を爲す決定の確定を俟つことなくして、手續の續行を命ずることを得。

(第二項) 手續の續行を命ずる命令に對しては上訴を爲すことを得ず。

第三百三十三條 事件の経過中に擔保を提供すべき理由が消滅したるときは、裁判所は原告の申立に依り被告の意見を聽きたる後、訴訟費用に對する擔保提供の原告の義務を免除することを得べく、又は其の提供せられたる擔保の還付を命ずることを得。

第三百三十四條(第一項) 裁判所は被告の申立ありたるときは、判決を以て被告に歸したる訴訟費用の辨濟の爲に、提供せられたる擔保を使用せんことを命ず。

(第二項) 前項の申立は裁判の確定後一ヶ月内に提出するを要するものとし、かくの如き申立の提出なきときは、裁判所は期間の満了後原告の申立に依り擔保の還付を命ず。

(第三項) 裁判所は被告に判決を以て訴訟費用を歸せざるときは、裁判の確定後直ちに原告に對する擔保の還付を命ず。

第三百三十五條 原告たる外國人の提供する擔保については、被告は原告の他のすべての債權者に優先す。

第三章 手續 續

第一節 總 則

第一款 書 面

第三百三十六條 書面は口頭辯論以外に於て提出ありたる當事者の申立及び意思表示を包含す。

第三百三十七條(第一項) 何れの書面も左の諸件を掲ぐるを要す。

(1) 此の書面の提出せらるゝ裁判所、當事者及び訴訟代理人の氏名、職業及び住所、

(2) 書面の種類の表示及び訴訟物の表示、

(3) 一定の申立又は一定の陳述及び援用したる事實の證據方法、

(4) 當事者又は其の代理人の署名及び辯護士強制主義の認めらるゝ訴訟に於ては辯護士の署名、

(5) 附屬書類の表示。

(第二項) 未だ委任狀を提出せざる訴訟代理人が書面を提出する場合には、書面に委任狀を添付することを必要とす。

(第三項) 文字を書する能はざる當事者又は其の他の事由に因り署名すること能はざる當事者の爲には、本人より授權せられたる者に於て署名を爲すことを必要とし、差支の事由を開示すべし。

第三百三十八條 口頭辯論の準備を目的とする書面(準備書面)に於ては、事實關係の要領を摘示し、相手方の主張及び其の援用に係る證據方法に對して意見を述べべし。其の外口頭辯論に於て提出せんとする證據方法を開示し若は添付することを必要とす。書面の掲ぐる法律上の論述は簡潔たるべきものとす。

第三百三十九條 書面には訴訟に關與せる者の爲の其の謄本及び附屬書類を添付するを要す。其の外原本に於て裁判所に寄託せざる附屬書類は、其の謄本各一通を裁判所の記録に提出すべし。

第四百十條 書面中に於て或る證書を援用したる當事者は、相手方の請求ありたるときは、此の證書の原本を口頭辯論の開始せらるゝ以前に裁判所書記課に寄託するの義務を負ふ。

第四百十一條(第一項) 書面が此の法律に規定したる形式上の要件を具備せざるの故を以て、又は所要の手数料を納付せざるの故を以て、適法なる行爲上の用に供すること能はざるときは、裁判長は書面の還付を避けんが爲には一週間内に書面を訂正し、又は補完すべき旨を當事者に命ず。此の命令に對しては異議を申立つることを得ず。

(第二項) 前項の期間を徒過したるときは、裁判長は書面を當事者に還付す。

(第三項) 欠缺が期間内に訂正せらるゝときは、書面提出の日附を標準とす。

第四百十二條 書面中に於て裁判所の威信を傷けたるとき、又は侮辱的の措辭を使用したるときは、裁判所は五百ツロチイ以下の罰金を以て犯人を罰するものとし、他の法令の適用を妨ぐるることなし。

第二款 送達

第四百十三條(第一項) 裁判所は使丁、執達吏又は郵便に依つて送達を爲すものとし、常設の郵便施設を存せざる地に於ては、送達は市町村の機關に依つても之を爲すことを得。

(第二項) 司法大臣は主管大臣と協調して、其の他の國家及び自治體の機關にも裁判上の送達を実施するの義務を負担せしむる命令を發することを得。

第四百十四條(第一項) 書面は謄本に於て送達し、之に反して裁判は正本に於て送達す。

(第二項) 送達は當事者又は其の法定代理人に對して行ひ、當事者が訴訟代理人又は裁判上の書類を受領する者を任設したるときは、此の者に送達す。

(第三項) ポーランド共和國檢察長に依つて代表せらるゝ權利の主體に對する送達は、檢察長の主管官署に宛てゝ之を爲す。

第四百十五條(第一項) 第一審としての地方裁判所に於ける手續及び控訴院に於ける手續に於ては、此の裁判所の所在地以外に居住する當事者は、裁判所の所在地に於ける送達の爲の場所を選定するを要するも、裁判に關する書面を事實上の住所に送達するに格別の困難を存せず、且別段の遅延を來すことなきの事實に顧み、裁判長に於て此の義務を免除する場合は此の限りにあらずとす。

(第二項) 當事者が送達の爲に別段の場所を定めざるときは、此の當事者に送達すべき裁判に關する書面を訴訟記録に編綴し、之に依つて送達が行はれたるものと看做す。此の規定は當事者の事實上

の住所に送達すべき關席判決には之を適用せず。

第四百十六條(第一項) 數人の者の一人の訴訟代理人には書面及び附屬書類の一部のみを送達す。

(第二項) 數人の共同訴訟人が裁判に關する書類を受領する爲に同一の代理人を任設したるときは、各共同訴訟人につき一部づゝを此の代理人に送達すべし。

第四百十七條(第一項) 當事者及び其の代理人は、其の住所に変更ある毎に之を裁判所に通知するの義務を負ふ。

(第二項) 前項の義務を履行せざるときは、前の住所に宛てゝ爲す裁判に關する書類の送達は以て法律上の效力を有す。

第四百十八條 送達は住所、事務所、營業上若は商業上の場屋に於て爲すことを得べく、かくの如き場屋の存在せざる場合にあつては名宛人に邂逅したる場所に於て之を爲すことを得。

第四百十九條 現役の下士卒、警察官、及び國境警備隊員に對しては、其の直接上級の官廳を通じて送達を爲す。

第四百五十條(第一項) 日曜日、法定の一般の祝祭日及び夜間には例外たる場合に非ざれば、且豫め裁判所の長官の命令あるに非ざれば送達を爲すことを得ず。

(第二項) 午後九時より午前七時までを夜間とす。

第四百五十一條(第一項) 送達を受くべき者が其の住所に居合はせざるときは、裁判に關する書類は成年

の同居人に送達することを得べく、かくの如き同居人が居合はせざるときは隣人若は家番が名宛人の訴訟上の相手方にあらずして且書類の名宛人に對する轉達を引受けたる以上は隣人又は家番に送達することを得。

(第二項) 送達を受くべき者が事務所營業上若は商業上の場屋に居合はせざるときは、其の場所に於て業務に従事中の者に對して書類の送達を爲すことを得。

第二百五十二條 法人、社團、組合及び營造物に對しては送達は事務所に於て、書類を受領するの任を有する者に之を爲し、かくの如き者が居合はせざるときは、事務員に之を爲す。

第二百五十三條(第一項) 前數條の規定に依つて送達を實行すること能はざるときは、書面を郵便局又は市町村役所に預置き、之についての通知を名宛人の住所、事務所、營業所若は商業所の戸に貼付すべし。

(第二項) 名宛人又は其の同居人が書類の受取を拒みたるときは、書類を送達の場所に残置くべし。其の不可能なる場合には相當の指示を爲したる上書類を郵便局又は市町村役所に預置くべし。

第二百五十四條 國家官廳若は市町村役所に對する送達は、書類を受領するの任を有する官吏又は官公署の長官の手に之を爲す。

第二百五十五條 書類の受領者は受領及び受領の日附をば、自筆の署名を以て確認するを要す。受領者が自筆の署名を爲す能はざるとき、又は自筆の署名を欲せざるときは、送達者自身送達の日附と其の何故署名を具備せざるやの理由を記載するを要す。

第二百五十六條 名宛人は裁判所書記課に於て直接書類を受取んことを得。

第二百五十七條(第一項) 居所の知れざる當事者に訴狀又は訴訟行爲を爲すに必要な其の他の書類を送達せんとするときは、選任せらるべき不在者財産管理人に對してにあらざれば送達を爲すことを得ざるも、是は當事者又は其の代理を爲すの權を有する者の自ら届出づる時期までに限る。

(第二項) 裁判長は當事者の申立ありたるときは、管理人を選任し、裁判所及び市町村の廳舎に之を公告し、重大なる意義を有する訴訟に於ては其の外司法省公報中に、また裁判長の裁量に依つては新聞紙にも之を公告することに依つて之を公告す。

(第三項) 送達は管理人に對して送達のありたる時を以て行はれたるものと看做す。然れども裁判所は、裁判所の廳舎内に於ける公告の揭示の日附を以て始まる期間の満了に送達の效力を繋らしむることを得。

(第四項) 公告、管理人の選任及び其の行動に因つて生ずる費用は、選任を請求したる當事者に於て一時之を負擔することを必要とす。

(第五項) 本條の規定は法人、社團、組合及び營造物にして代理人を有せざるもの、又は其の代理人の居所の知れざるものに對しても之を適用す。

第一百五十八條(第一項) 前條の規定に依る管理人の選任が必要ならざる場合に於ては、居所の知れざる當事者には、裁判所の廳舎に於ける揭示(公告)に依つて書類を送達すべし。

(第二項) 揭示以來一ヶ月を経過したるときは、送達は行はれたるものと看做す。

第百五十九條 裁判所の廳舎に於ける揭示に依る書類の送達又は管理人に對する書類の送達を請求する當事者は、相手方の居所が知れざることを疏明することを必要とす。

第百六十條 管理人の選任又は書類の揭示を求むる請求の理由なかりしことが判明したるときは、裁判所は書類の適法なる送達を命じ、必要な場合には關係當事者の申立に依り管理人の協力の下に行ひたる手續を廢止す。

第百六十一條 辯護士は事件の經過中に相互に、日附を具備したる受領證と引替に、直接書面を送達することを得。

第百六十二條 外國に住所を有する者に對する、裁判に關する書面の送達方法、並に外國の外交上の勤務に服する者及び外國の外交上の勤務に服する者の許に居住する者に對する、裁判に關する書面の送達方法は、司法大臣及び外務大臣の命令を以て規律す。

第百六十三條 送達に關する處置に對しては異議を申立つることを得ず。

第三款 公判期日

第百六十四條(第一項) 裁判長は利害關係を有する當事者の申立に依り、又は職權を以て公判期日

Gerichtssitzung を定む。裁判長は呼出に依り又は口頭辯論中に言渡すことに依つて公判期日を當事者に通知す。

(第二項) 公判期日に出頭せざる當事者に對しては、何れの場合に於ても次の公判期日の爲の呼出狀を送達することを必要とす。呼出狀の送達は期日の少くとも一週間以前に行ふを要するものとし、急迫なる場合に於ては此の期間を短縮することを得。

第百六十五條(第一項) 呼出狀には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 呼出さるゝ者の氏名及び住所、
- (2) 期日の開かるべき裁判所場所及び時刻の表示、
- (3) 當事者及び訴訟物の表示、
- (4) 公判期日の目的、
- (5) 闕席の結果、

(第二項) 辯護士訴訟主義を認めらるゝ訴訟に於ては、最初の呼出狀中に辯護士訴訟主義に關する規定の内容を記載し、此の規定を遵守せざることに因つて生ずる結果を指示するを要す。

第百六十六條 期日は裁判所の廳舎に於て開くものとし、具體の場合に於て訴訟の完結を容易ならしめらるゝとき、又は著しく費用の節約に寄與する所あるときは、裁判所の廳舎外に於ても之を行ふ。第百六十七條(第一項) 口頭辯論の行はるべき期日は之を公行す。

(第二項) 法廷内に立入ることを許さるゝは、服務上の義務を履行する爲に武器を携帯するに非ざる以上は、武器を携帯せざる成年者に限る。

第六十八條(第一項) 裁判所は期日を公行することに依つて公の秩序又は風俗を危殆ならしむべきときは、職權を以て全期日中又は期日の一分につきて公行を停め、扉を閉鎖して辯論す。

(第二項) 裁判所は當事者の援用したる理由を適切と認めたるとき、又は家庭生活の秘事を披露することを必要とするときには、當事者の一方の申立に依つても公行を停むることを得。

第六十九條 公行を停めんことを求むる申立に關する口頭辯論は、非公開にて行ふ。裁判所は公開の法廷に於て決定を言渡す。此の決定に對しては異議を申立つることを得ず。

第七十條(第一項) 公行を停めて行ひたる口頭辯論中も、當事者、其の訴訟代理人並に各當事者の信任者各二人は法廷内に在ることを得。

(第二項) 判決の言渡は公開の期日に於て之を行ふ。

第七十一條(第一項) 裁判長は期日を聞き、之を指揮し、之を閉ぢ、發言を許し、當事者、證人及び鑑定人に問を發し、問を發するの權を與へ、裁判所の裁判を言渡す。

(第二項) 裁判長は當事者が發言權を濫用したるときは、發言を禁止し、當事者、證人若は鑑定人に向つて發したる問が不適當にして重要ならずと認むるときは、是等の問を許さず。

第七十二條 裁判所は、當事者が一致して其の申請を爲したる場合にあつても、重要な事由あるに非ざれば期日を變更することを得ず。

第七十三條 期日の指定及び變更に對しては上訴を爲すことを得ず。

第七十四條(第一項) 各期日に於ては裁判所書記は裁判長の指揮の下に調書を作成す。

(第二項) 闕席判決を言渡すに當つては、調書の代りに被告は公判廷に出頭せざりしこと、其の闕席中口頭辯論の遂行の申立なかりしこと、何等の意思表示も提出せられざりしことを記録中に記載するを以て足る。

第七十五條(第一項) 調書には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 期日の開かるべき裁判所、場所、時刻、判事及び裁判所書記の氏名、本法に檢事の立會を必要とせる場合にあつては檢事の氏名、當事者及び期日に出頭したる其の代理人の氏名、事件の表示及び口頭辯論を公行したるや若は其の公開を停めて辯論を爲したるやの點に關する記載、
- (2) 公判の經過、特に當事者の事實に關する主張及び申立、證據手續の結果及び口頭辯論に於て言渡したる命令及び裁判、調書は主張及び申立の聽取書の代りに準備書面を援用することを得。
- (3) 訴訟の却下又は裁判に影響を及ぼす事情和解、拋棄又は認諾、訴の請求の取下、變更、擴張若は制限。

(第二項) 調書には裁判長及び裁判所書記に於て署名するを要す。

第七十六條 當事者の一方の申立ありたるときは裁判所は其の費用を以て速記者を公判に立會はしむることを得るものとし、此の速記者は口頭辯論の終結後遲滯なく速記原稿を通常の文字に翻譯

するものとす。裁判長は速記原稿と翻譯書を調書に添付す。
 第七十七條 當事者は調書の訂正若は加補を申請することを得るものとす。此の場合には裁判長の命令に對しては裁判所の裁判を求むることを得るも、裁判所の裁判に對しては抗告を爲すことを得ず。

第七十八條 當事者は意思表示、申立、加補及び訂正を調書の附屬書類に収録することを得。當事者が辯護士に依つて代理せらるゝときは、裁判長はかくの如き附屬書類を請求することを得。

第七十九條 當事者は公判中手續規定に對する違反を責問することを得べく、調書中に於ける相當なる留保の記載を請求することを得。留保の意思表示を爲さざる當事者は、手續に關する重要な規定の違反ありたるにあらざる以上は、もはやかくの如き責問を主張することを得ず。

第四款 期間

第八十條 裁判所又は裁判長の定めたる期間 (richterliche Frist) は、此の處置の言渡を以て始まる。然れども本法が職權を以て當事者に對する送達を行ふ旨を規定せる場合に於ては、送達の日を以て進行を開始す。

第八十一條(第一項) 日を以て定めたる法定の期間又は裁判所若は裁判長の定むる期間を計算するに當つては、期間の進行の開始せらるゝ當日は算入せず。

(第二項) 週、月若は年を以て定めたる期間は、期間の第一日の名稱若は日附に相當する日を以て終了

するものとし、最後の月にかくの如き日を存せざるときは、此の月の最後の日を以て終了す。

(第三項) 日曜日又は法定の一般の祝祭日に満了すべき期間の末日は、次の週日とす。

(第四項) ポーランド國の郵便局に書面を差出したるは、之を裁判所に提出したるに同じ。

第八十二條 裁判長は重大なる事由を存するときは、期間の満了前に提出したる申立に基き、相手方の意見を聴くことなきも尙ほ裁判所若は裁判長の定めたる期間を伸長し若は短縮することを得。

第八十三條 期間短縮の拒絶、期間の最初の伸長及び其の再度の伸長の拒絶に對しては、上訴を爲すことを得ず。

第五款 懈怠及び原狀回復

第八十四條(第一項) 當事者の一方が期間の満了後に爲したる訴訟行爲は、法律上の效力を有せず。

(第二項) 懈怠の結果はおのづから發生するも、若干の場合に當事者の申立を必要とするときは、此の限にあらざるとす。懈怠の結果の發生に當事者の申立を必要とする場合に於ては、相手方が相當の申立を爲さざる間は、及び相手方が相當の申立を爲したるときにあつては、裁判所が此の申立に關する口頭辯論を終結せざる間は、期間内に爲すべき訴訟行爲を爲すことを得。

第八十五條(第一項) 當事者の一方が其の責任にあらざりして期間内に訴訟行爲を爲さざりしときは、裁判所は當事者の申立に基き原狀回復を許す。

(第二項) 期間の懈怠が當該の當事者にとつて不利益なる訴訟上の結果を伴はざりしときは、原狀回

復を許さず。

第八十六條(第一項) 原状回復の申立を記載せる書面は懈怠したる訴訟行爲を爲すべかりし裁判所に、障碍の止みたる後一週間内に提出することを必要とす。

(第二項) 此の書面中に於ては申立の理由となる事實を疏明することを必要とす。

(第三項) 當事者は申立と同時に懈怠したる訴訟行爲を追完することを必要とす。

第八十七條(第一項) 時期に後れたるか又は不合法なる原状回復の申立は、裁判所に於て口頭辯論を経ずして之を却下す。却下せられざる申立については、裁判所は口頭辯論を経て裁判を爲す。原状回復の申立を許すときは、裁判所は直ちに本案の審査に入ることを得。

(第二項) 原状回復に對しては異議を申立つることを得ず。

第八十八條(第一項) 原状回復の申立は本案に於ける手續を妨げず、また裁判の執行を阻止することなきも、裁判所が案件の状況上手續又は裁判の執行を一時停止したる場合は此の限にあらざとす。

(第二項) 前項の裁判所の決定に對しては、上訴を爲すことを得ず。

第八十九條 原状回復を申立てたる當事者は、原状回復手續の費用を負擔することを必要とす。

第六款 手續の中断

第九十條(第一項) 左の場合には裁判所は手續を中断す。

(1) 當事者若は其の法定代理人の死亡せる場合、當事者の一方若は其の法定代理人が訴訟能力

を喪失したる場合、又は法定代理人が代理權を喪失したる場合、

(2) 辯護士訴訟主義の認めらるゝ訴訟に於て、代理權を有する辯護士が死亡し、訴訟能力を喪失

したるとき、

(3) 裁判所が戦争又は其の他の障碍の結果其の行動を停止したるとき、

(第二項) 中断は前項記載の出來事の發生と同時に法律上效力を有するに至る。

第九十一條 前條第一號及び第二號に掲げたる出來事は、口頭辯論の終結後に發生したる場合に於ては、裁判を言渡すことを妨げず。

第九十二條(第一項) 當事者の一方が死亡したるときは、相手方又は共同訴訟人の一人は死亡したる當事者の權利承繼人として自己の指名したる者の呼出を請求することを得。此の者を口頭辯論に呼出したる後其の權利承繼人としての資格を證明せられたるときは、裁判所は爾後の手續の再始を決定す。

(第二項) 然れども前項の資格が證明せられざるときは、裁判所は利害關係を有する當事者の申立に依り、管理人一人を選任し、其の意見を聽きたる後事件の状況に應じて爾後の手續の再始につき決定す。

第九十三條 當事者の一方又は其の法定代理人が訴訟能力を喪失したるとき、又は當事者の法定代理人の死亡したるとき、又は其の代理權の消滅したるときは、相手方又は共同訴訟人の一人は成規の

方法に於て此の當事者の爲めにする法定代理人の選任及び訴訟への加入の爲にする其の呼出を請求することを得るものとし、然る後裁判所は非公開の會議に於て爾後の手續の再始について決定す。第九十四條(第一項) 辯護士の一身に存する事由に因る手續の中斷の場合にあつては、裁判所は當事者に他の辯護士を選任する爲の期間を與ふるものとし、此の期間を徒過したるときは、裁判所は非公開の會議に於て爾後の手續の再始を決定す。

(第二項) 辯護士訴訟主義の認められざる訴訟に於ては、訴訟代理人の死亡したる場合にあつては、不出頭の當事者を呼出したる後に至つて初めて手續を續行することを得。呼出狀の送達は當事者の事實上の住所に宛てて之を行ふ。

第九十五條 當事者の一方の財産につき破産が開始せられ、且訴訟が破産財團に屬する物件に關するときは、裁判所は手續を停止す。此の手續は破産管財人の呼出後に至つて初めて之を再始することを得。

第九十六條 當事者の一方又は其の法定代理人が戰時從軍せるか、又は非常の出來事に因つて裁判所の所在地と交通の杜絶せる地に居住せる場合にあつても、裁判所は手續を停止す。

第九十七條(第一項) 其の外左の場合には、裁判所は手續を停止することを得。

- (1) 訴訟の裁判が他の訴訟の結果に左右せらるゝとき、
- (2) 第三者が同一の訴訟物に關して當事者双方を訴へたるるとき(主參加)、

(3) 訴訟の裁判が行政官廳の先決的裁判に繋るとき、

(4) 刑事手續上若は懲戒手續上の方法に於てする或る事實の確認が民事訴訟の裁判に影響を及ぼすことあるべきとき、かゝる事實の明かとなりたるとき。

(第二項) 停止を拒む決定に對しては異議を申立つることを得ず。

第九十八條(第一項) 前條に記載したる場合に於ては、手續の停止は裁判所の裁判又は行政裁判の確定するまで存続す。然れども裁判所は案件の狀況が必要とする場合には、裁判の確定する前に既に爾後の手續を再始することを得。

(第二項) 刑事懲戒若は行政上の手續が未だ開始せられず、且其の開始が當事者の一方の申立に繋るときは、裁判所は此の當事者に對して此の手續を開始する爲の期間を指定するものとし、然らざる場合に於ては裁判所は主管官廳に開始を請求することを得。

第九十九條 手續の停止の事由が消滅したるときは、裁判所は爾後の手續の再始を決定す。

第二百條 前數條に記載したる手續の停止の場合に於ては、すべて、何れの期間も進行を止むるものとし、手續の再始と同時に期間は新に進行を開始す。必要の場合には新に裁判上の期間 gerichtliche Frist を定むべし。

第二百一條(第一項) 裁判所は當事者双方の共同の申立に依つても手續を停止す。此の場合にあつては當事者の指定したる期間の滿了後に至つて初めて、當事者の一方の申立に依つて爾後の手續を再

始することを得るも、手續の停止を求むる申立の提出ありたる時期後三ヶ月の満了したる後にあらざれば、爾後の手續を再始することを得ず。

(第二項) 當事者双方が口頭辯論に出席せざるときは、民事訴訟法が特殊の場合につきて別段の規定を爲さざる以上は、前項に記載せると同一の效力を以て手續の中断を生ずるものとし、原告の闕席の場合に於て、原告が裁判所は原告の出頭なきも本案に於て判決を爲さんことを申立てず、且被告が訴訟の遂行を求むる申立を爲さざるとき亦同じ。

第二百二條 前條に記載せる中断は、裁判上の期間の進行を阻止するものとし、手續の再始あるに及んで初めて此の期間は再び進行を開始す。法定の期間は進行を阻止せらるゝことなし。

第二百三條 裁判所が手續を停止したるときは、裁判所は原告の申立に依つても訴訟物の保全 *Kla-*
vesicherung を命ずることを得。

第二百四條(第一項) 手續の停止に關する決定の日より三年内に手續の再始を求むる申立の提出なきときは、裁判所は、當事者双方の共同の申立に基きて停止したる手續、又は當事者双方の闕席に因つて停止したる手續を廢止す。

(第二項) 第一審に於ける手續の廢止に因つて原告は新なる訴を提起するの權利を喪失せざるも、第一の訴は時効を中断せず。控訴審に於ける手續の廢止に依つて第一審の判決確定す。

(第三項) 手續の廢止と共に當該の審級に於ける當事者双方の費用も廢止せらるゝものとす。

第二百五條(第一項) 手續の中断、再始若は廢止に關する裁判は、口頭辯論を経ることなくして之を爲すことを得。

(第二項) 爾後の手續の再始に關する裁判に對しては、異議を申立つることを得ず。

第二節 地方裁判所に於ける手續

第一款 訴 狀

第二百六條(第一項) 訴狀は書面につきて行はるゝ規定に従ふことを必要とし、其の外左の諸件を掲ぐることを要す。

- (1) 請求の精確なる表示、及び財産權上の性質を有する訴訟に於ては訴訟物の價額の記載、
- (2) 請求並に必要な場合には裁判所の管轄の根據ともなる事實の開示。

(第二項) 其の外訴狀には訴の請求の保全、判決の即時の執行力、原告の不在に於ける口頭辯論の遂行、闕席判決の言渡並に商事部に依る訴訟の裁判を求むる申立を掲ぐるを要す。

第二百七條 其の外訴狀中に於て左の申立を爲すことを得。

- (1) 原告の指名したる證人及び鑑定人を口頭辯論に呼出すべき旨、
- (2) 被告の占有中にして且舉證に必要な證書又は檢證すべき物件を口頭辯論に提出せんことを被告に命ずべきこと、

(3) 官廳、公署又は第三者の許に在る證據方法を口頭辯論の爲に請求すること。

第二百八條 數個の請求が同一の訴訟方法に於て訴ふることを得るとき、及び裁判所が請求の總價額について管轄権を有するときは、原告は同一の訴狀中に於て同一の被告に對し數個の請求を主張することを得るも、是等の請求が異なる種類に屬する場合にあつては、裁判所が是等の請求のそれらにつきて訴訟物の價額如何には關係なく管轄権を有する場合に非ざれば之を許さず。

第二百九條 用益貸貸借關係の終了の當日に於ける用益貸貸借の目的物の引渡又は收去を求むる訴は、此の當日以前に既に之を提起することを得。

第二百十條 訴狀の送達と共に左の訴訟上の効果を生ず。

- (1) 此の訴訟の存続中は原告は被告に對し同一の請求に關しては同一の裁判所にも、また他の裁判所にも訴を起すことを得ず。
- (2) 被告は訴に對する答辯書中に於て原告に對する反訴を提起することを得るも、被告が答辯書を提出せざるときは、最初の口頭辯論又は闕席判決に對する故障中に於てより後には反訴を提起することを得ず。

(3) 訴訟中に係争中なる物件の讓渡又は主張せられたる請求の讓渡ありたる場合にあつても、事件の爾後の經過には影響を及ぼさざるも、取得者は相手方の承諾あるにあらざれば讓渡者に代ることを得ず。

第二百十一條(第一項) 管轄に影響を及ぼさざるときは訴の変更を許す。然れども訴狀の送達後にあつては被告が承諾したるとき、又は被告が無留保を以て變更せられたる訴に應訴したるとき、又は裁判所の裁量上訴の變更に依つて被告の防禦を困難ならしめざるときに非ざれば、訴の変更を許さず。

(第二項) 原告が訴訟の經過中に新しき請求を主張するときは、前條に記載したる効力は、原告が口頭辯論中に被告の面前に於て此の請求を主張したるときを以て始まる。

第二百十二條 原告が訴の原因を變更することなくして請求を制限するか、若は裁判所の管轄の範圍内に於て請求を擴張したるとき、又は原告が事情に變動ありたるの故を以て最初に請求したる訴訟物の代りに、其の價額又は他の物件を請求するに至りたるときは、訴の変更と看做すべからず。

第二百十三條(第一項) 無訴權若は管轄違の場合又は訴狀の内容よりして同一の請求に關し同一の當事者間に訴訟が繫屬せるか、又は既に裁判せられたるものなること判明したるときは、裁判所は訴を却下す。其の外訴訟能力の欠缺、法定代理權の欠缺又は訴訟代理人の代理權の欠缺せるときに於て此の欠缺が民事訴訟法の規定に従つて補正せられざるときには、裁判所は訴を却下す。

(第二項) 裁判所の前項の決定は、非公開の會議に於て之を爲すことを得。

第二百十四條 裁判所の管轄違の故を以て訴を却下せられたるときは、原告は却下の決定の確定後一週間に管轄裁判所に訴を起すことを得。此の場合には前の訴に依つて生じたる訴訟繫屬は存続す。

第二百五十五條(第一項) 訴は口頭辯論の開始せらるゝまでは被告の承諾を得ることなくして取下ぐることを得るも、訴の請求の抛棄を伴ふ場合に於ては判決の言渡まで訴を取下ぐることを得。

(第二項) 訴の取下は、訴訟が繫屬せざりしものと看做すことを必要とするの結果を伴ふも、裁判所が豫め既に被告に確定的に訴訟費用を負担せしめたるにあらざる以上は、原告は被告の請求に依り之に訴訟費用を償還することを要す。口頭辯論外に於て訴の取下ありたるときは、既に期日を指定したる口頭辯論を中止し、之を被告に通知するものとし、被告は二週間の期間内に裁判所に訴訟費用目録を提出することを得。

第二百十六條(第一項) 反訴は被告の反対請求が原告の請求と相關聯するとき、又は相殺を行ふに適せる場合に之を提起することを得。

(第二項) 反訴は、地方裁判所が反訴については管轄権を有せざる場合に於ても、本訴の裁判所に之を提起すべし。本訴と反訴とについては共同的に裁判すべし。

(第三項) 訴に關する規定は反訴にも之を適用す。

第二款 商事事件

第二百十七條(第一項) 地方裁判所に起したる訴は、原告が訴狀中に於て其の旨を表明したるときは之を商事部に移す。

(第二項) 然れども商事部の部長が當該の事件は商事事件にあらずと認めたるときは、商事部長は事件を民事部に移す。

(第三項) 前項の事件の移付は訴訟の繫屬中にあつても口頭辯論の終結するまでは、商事部の決定に基いても之を爲すことを得。

第二百十八條 被告は民事部に繫屬したる事件又は民事部に移付せられたる事件を商事部に廻付せられんことを申立つることを得。被告は此の申立を答辯書中に於て爲すことを得べく、被告が答辯書を提出せざるときは、遅くも最初の口頭辯論中に於て又は闕席判決に對して故障を申立つるに際して之を爲すことを得。

第二百十九條 裁判所の決定に依つて審査及び裁判の爲に事件を付託せられたる部に於ては、再び他の部に附託せられんことを請求することを得ず。

第二百二十條 本節の規定は之を反訴に準用す。

第三款 口頭辯論

第二百二十一條(第一項) 裁判長は口頭辯論期日を定め、同時に訴狀の送達を命じ、必要な場合には判事一人を報告判事に任命す。

(第二項) 期日は、呼出狀の送達の日と口頭辯論期日との間に少くとも一週間以上の期間を存するやうに定むることを必要とし、商事事件に於ては三日以上の期間を存するやうに定むることを必要とす。

第二百二十二條(第一項) 被告は第一回の口頭辯論に先だつて答辯書を提出することを得。

(第二項) 複雑なる事件及び計算事件に於ては、裁判長は口頭辯論に先だち答辯書の提出又は其の他の準備書面の交換を命ずることを得べく、此の場合には裁判長は書面の順序及び書面を提出すべき期間並に解明せんとする事實を表示す。口頭辯論中は裁判所は當事者双方が書面を交換せんことを命令することを得。

第二百二十三條(第一項) 裁判長は事件の状況に従ひ口頭辯論に先だち、訴狀及び準備書面に基いて左の命令を發することを得。

(1) 裁判長は當事者に向つて自身又は訴訟代理人を以て口頭辯論に出席せんことを當事者に催告することを得べく、また證書、檢證すべき物件、圖書、圖形其の他の物の提出を命ずることを得。

(2) 裁判長は當事者自身が官廳、公署及び公信力を附與せられたる者の許に在る證據方法を受領すること能はざるときは、是等の者につきてかくの如き證據方法を請求することを得。

(3) 裁判長は當事者の指名したる證人を口頭辯論に呼出し、其の知悉せる事實關係を解明するに必要なる證書の提出を證人に請求することを得。

(4) 裁判長は當事者双方に於て共同的に鑑定人として指名したる者を口頭辯論に呼出すことを得。

(第二項) 裁判長は其の外急迫なる必要あるときは、口頭辯論前既に爲すべき檢證を命ずることを得。

第二百二十四條 各當事者は訴訟に關する書面中に於て、自己の不在中に於ても口頭辯論を遂行せんことを申立つることを得。

第二百二十五條(第一項) 口頭辯論は當事者が——先づ原告、次に被告——事件の呼上後口頭を以て其の本案及び訴訟上の申立を爲し、事實上及び法律上の關係に於て係争關係を演述し、自己の主張を證明する爲に使用せんとする證據方法を開示する方法に於て之を行ふ。

(第二項) 必要の場合には口頭辯論は其の外、自身に出頭したる當事者の陳述、證據調手續及び證據調手續の結果の説明をも包含す。

第二百二十六條 訴訟記録に基く事實關係の叙説を必要とするときは、裁判長又は報告判事が之を爲す。

第二百二十七條 裁判長は陳述の題目の冗長に流れ、岐路に亘るを許すことを得ず、且口頭辯論の結果争點があらゆる方面に亘つて解明せられんこと、並に口頭辯論は成るべく延期することなくして終結し得るやうに仕向くるを要す。

第二百二十八條 裁判所が當事者に對する呼出狀の送達の規定に従つて行はれざることを確認したるとき、及び當事者の不出頭が天災若は其の他裁判所に顯著なる凌ぐべからざる障礙に依つて惹起せられたるときは、口頭辯論期日を變更することを必要とす。

第二百二十九條 原告が被告の不在の場所に於て訴の請求を擴張若は變更し、又は本來の訴訟物の代りに其の價額若は其の他の物件を請求するときは、原告は書面を以て此の請求を爲すことを必要とするものとし、此の場合にあつては口頭辯論期日を変更して書面を被告に送達することを必要とす。

第二百三十條 裁判所は主張せられたる事實關係を精確に解明する目的の爲に、當事者双方又は其の一方が自身に於て、又は訴訟代理人を以て出頭せんことを命ずることを得。

第二百三十一條(第一項) 當事者の一方は口頭辯論の終結するまでは自己の申立を理由付くる爲、又は相手方の主張及び申立を無力ならしむる爲に、事實及び證據を提出することを得るも、訴訟遅延の故を以て、又は裁判長の命令若は裁判所の決定を遵守せざるの故を以て、本法の規定に従ひ此の當事者にとつて不利益なる結果を生ずるを妨げず。

(第二項) 係争の事實が既に充分解明せられたるとき、又は當事者が訴訟を遅延せしむるのみの目的を以て證據を援用したるときは、裁判所は證據方法を却下す。

第二百三十二條(第一項) 裁判所は本訴及び反訴に關して、各個の請求に關して、又は本訴若は反訴に於て結合せられたる各個の請求に關して、辯論の分離を命ずることを得。

(第二項) 裁判所は被告が相殺を以て對抗したる請求に關しても、此の請求が本訴中に於て主張せられたる請求と何等の關係をも有せざるときは、辯論の分離を命ずることを得。

第二百三十三條 裁判所は自己の許に繫屬せる數個の訴訟を共同的に審理すべき旨を命ずることを

得るものとし、是等の數個の訴訟が互に關係を有するものなるか、又はすべての請求を同一の訴狀中に於て主張することを得べかりしものなるときは、一個の共同の裁判を言渡すことを得。

第二百三十四條 裁判所は口頭辯論を先づ形式上の抗辯又は先決問題に制限すべき旨を命ずることを得。

第二百三十五條 管轄違の抗辯仲裁裁判を以て訴訟の裁判を爲すを要する旨の抗辯は、爾後の手續に於て此の抗辯を主張するの權利を喪失することを避けんが爲には、被告に於て本案の應訴を爲す前に之を主張し、相當に是が理由を開示するを要す。

第二百三十六條 裁判所は訴訟のあらゆる状態に於て職權を以て左の諸件を審査するを要す。
 訴權の有無、

管轄違なりや否や、特に管轄違が當事者間の合意に依つても裁判所をして管轄を有するに至らしむることを得ざるものなるとき、

訴訟能力の欠缺の有無、訴訟を遂行する爲の相當の法定代理又は訴訟代理の欠缺の有無、

同一の請求に關して同一の當事者間に訴訟の繫屬することなきや否や、
 此の係争事件に關する判決の確定力の有無、

第二百三十七條 被告は形式上の抗辯を提出したる場合にあつても、本案についての應訴を拒むことを得ず。無訴權の抗辯、管轄違の抗辯又は仲裁裁判を以て訴訟の裁判を爲すべき旨の抗辯を棄却す

るときは、裁判所は特別の決定を爲す。此の決定の確定するまでは、訴訟の續行を猶豫することを得。其の他の形式上の抗辯を棄却するとき、裁判所は本案についての口頭辯論に移り、此の抗辯についての裁判を判決中に收容す。

第二百三十八條 裁判所がみづから管轄違なりと思料したるときは、裁判所は原告の申立に依り事件を原告の表示したる裁判所に移送するも、此の裁判所が明白に管轄権を有せざるときは此の限にあらざらず。

第二百三十九條 裁判長は當事者双方の合意が見込なきにあらずと認めたるときは、適當なる機會に當事者双方の合意を來すやうに盡力することを要す。裁判所の面前に於て締結したる和解の内容は、口頭辯論調書に收容することを必要とするものとし、當事者の署名に依つて確認することを要し、當事者の署名が不可能なるときは、裁判所に於て之を確認することを要す。

第二百四十條(第一項) 裁判長は裁判所が充分事件を解明したりと認めたるときは、口頭辯論を閉ず。

(第二項) 受命判事若は他の裁判長に依る證據調、記録若は官署の報告の閲覽に依る證據調を尙ほ行ふことを必要とするも、裁判所は此の證據に關する辯論を不必要と認むるときにも、口頭辯論を閉ずることを得。

第二百四十一條 裁判所は、當事者の別段の陳述又は別段の證明を必要とするときは、一旦閉ぢたる口頭辯論の再開を命ずることを得。

第二百四十二條 口頭辯論に於て言渡したる裁判長の命令に對しては、當事者は裁判所に不服を申立つることを得るも、裁判所の裁判に對しては抗告を以て不服を申立つることを得ず。

第三節 證據調

第一款 總則

第二百四十三條 證據調の客體たるは、事件にとつて意義を有する係争の事實とす。

第二百四十四條 裁判所は、當事者の陳述若は訴訟記録に由つて知悉し、且本法が特殊の場合に於て別段の規定を掲ぐるにあらざる以上は、當事者の援用せざりし證據方法をも使用することを得。

第二百四十五條(第一項) 一般に顯著なる事實は證明を必要とせず。裁判所は當事者がかくの如き事實を援用せざりし場合にあつても、かくの如き事實を斟酌す。

(第二項) 裁判所が職務上知悉したる事實についても亦前項に同じ。然れども裁判所は口頭辯論中當事者に向つて此の事實を指示するを要す。

第二百四十六條(第一項) 相手方が裁判上の手續中に於て書面又は口頭を以て自白したる事實も證明を必要とせず。

(第二項) 相手方の主張したる事實について當事者の一方が陳述を爲さざるときは、裁判所は口頭辯論の全般に亘る結果を斟酌して、此の事實の自白ありたるものと看做すことを得。

第二百四十七條 自白に制限若は加補の主張の附加せらるゝとき、又は自白の取消ありたるときは、裁判所は當該の案件の事情に従つて自白の意義を評價す。

第二百四十八條 裁判所は事實關係の全般と關聯して、裁判外の自白を評價す。

第二百四十九條 争なき事情若は立證せられたる事實が各個獨立して、又は數個相關聯するに於て係争事件にとつて重要な特定の事實の眞實なるの推論を是認せしむるとき、事實上の推定は、事實の認定は争なき事實若は立證せられたる事實を根據とすることをも得。

第二百五十條(第一項) 裁判所は自由なる心證に従つて事實の開示を立證せられたるものと認むべきや否や、立證せられたるものと認むべしとせば其の程度如何を裁判するものとし、此の場合には蒐集せられたる資料をあらゆる方面に亘つて周到に審査するを要す。

(第二項) 裁判所は前項に於けると同様にして、舉證の拒絶若は裁判所の決定したる舉證の差支に如何なる意義を認むべきやを裁判するを要す。

第二百五十一條 前條の規定は法律の設けたる推定、法律上の推定には之を適用せざるも、法律がかくの如き證明を除外せざる以上は、反證を評價するに當つては此の規定は其の效力を保有す。

第二款 證據調

第一項 總 則

第二百五十二條(第一項) 證據調は原則として受訴裁判所に於て之を行ふ。證據方法の性質の然らし

むる所として受訴裁判所に於て證據調を爲すこと不可能なるとき、又は重大なる困難を伴ふとき、又は證據調が訴訟物と不釣合なる多額の費用を惹起するときは、受訴裁判所は其の判事中の一人(受命判事)又は區裁判所(受託裁判所)に證據調を委任す。

(第二項) 受訴裁判所は成規の方法に於て、外國に於ける證據調を命じ、此の場合に成し得る限り本法の規定の遵守せらるゝやう仕向くるを要す。

第二百五十三條(第一項) 裁判所は證據決定中に證據を擧ぐべき事實、證據方法及び案件の状況に依つては證據を調ふべき判事若は裁判所を表示し、其の外爲し得る限りは證據調の時及び場所を開示すべし。裁判所は受命判事に證據調期日の指定を委任することを得。

(第二項) 證據決定に對しては異議を申立つることを得ず。

第二百五十四條(第一項) 證據調の場所及び時を決定中に記載せざるときは、特別に當事者双方に之を通知す。

(第二項) 證據調期日に於ける當事者の不出頭は證據調を妨げざるも、當事者双方若は其の一方の立會が案件の状況上必要なこと明白なるときは此の限にあらざとす。

第二百五十五條(第一項) 證據調に關する調書には判事及び裁判所書記の外、訊問を受けたる者及び立會ひたる當事者に於て署名することを必要とす。

(第二項) 署名の拒絶又は署名を爲す能力の欠缺は、調書中に於て之を確認すべし。

第二百五十六條(第一項) 受命判事及び受託裁判所は證據調を爲すに當つて裁判長の権利及び受託裁判所の権利を有す。

(第二項) 手續の瑕疵は當事者双方に於て之を責問することを得るも、受託裁判所に於ける次の口頭辯論に於けるよりも遅かるべからず。

第二百五十七條 受託裁判所は證據調の反覆又は加補を命ずることを得。

第二百五十八條(第一項) 或る證據方法を採用したる當事者は證據調の費用を豫納することを要す。

當事者双方が同一の證據方法を採用したるとき、又は裁判所が職權を以て其の指定したる證據を擧げんことを命じたるときは、當事者双方は平等に所要の金額を負擔し、又は其の他裁判所の指定したる割合に於て之を支拂ふことを必要とす。

(第二項) 裁判所は豫納金の額と支拂の期間を定む。

第二百五十九條(第一項) 裁判所は自己の爲したる證據決定に羈束せらるゝことなし。裁判所は事情に應じて此の決定を廢止し、加補し若は變更することを得。

(第二項) 裁判所は口頭辯論を経ることなくして其の決定を變更し若は加補することを得。其の新しき事實に關せざるときは、當事者双方の承諾を必要とし、之に反し新しき證人の訊問に關する場合にあつては、當事者の一方のみの申立に依る。

(第三項) 受命判事及び受託裁判所は當事者の一方の申立に依り、受託裁判所の決定中に表示せられ

たる事實に關して新しき證人を訊問することに依つて、受託裁判所の決定を加補することを得。

第二百六十條(第一項) 證據調に不定時間の障礙を存するか、又は外國に於て證據調を爲すことを必要とするときは、裁判所は當事者の一方の申立に依り期間を定むることを得るものとし、此の期間を徒過したるときは、此の證據を調ぶることなきも尙ほ訴訟を續行す。

(第二項) 前項の期間を満了したるときは、因つて以て手續を遅延せしめざる場合に非ざれば、此の證據を調ぶることを得ず。

第二百六十一條 證據調に關する特別の規定の遵守は、法令が證明の代りに疏明を規定せる場合に於ては必要ならず。

第二項 書 證

第二百六十二條 官廳、公署又は公信用を附與せられたる者が其の配當せられたる業務の範圍内に於て作成したる證書は、關係者の表示したる所のもの、又は公に證明せられたる所のものについての證明の根據となる。

第二百六十三條 外國の官廳若は公署の發行したる公文書については、國際條約に別段の規定を存するに非ざる以上は、其の眞否について争ある場合に於ては、外國に於ける主管のポトランド國公使若はポトランド國領事又は外務省に於て之を認證することを必要とす。

第二百六十四條 私文書は其の記載せる意思表示が證書に署名したる者の爲したる所なるについて

の證明の根據となる。

第二百六十五條 公文書中に記載せる意思表示の不當なることの證明を禁せず。然れども證書に依つて證明せられたる行爲に關與せる者の間に於ては、證書が其の證明したる行爲を正當に記載せず、又は完全には記載せざることについての人證を爲すことを得ず。

第二百六十六條 書證は當事者双方が之に反對する場合には之を許すことを得ず。

第二百六十七條 當事者の一方の提出したる證書は、此の證書を提出したりし當事者が後に至つて之を拋棄したる場合にあつても、相手方にとつて利益なる證據方法として役立つことを得。

第二百六十八條(第一項) 證書を援用する當事者は、原本を以て之を裁判所に提出するを要するも、相手方が謄本を以て満足し且裁判所が原本を請求したる場合は此の限にあらすとす。

(第二項) 訴訟にとつて斟酌せらるゝは證書の一部のみに限らるゝときは、裁判所は證書を閲覧したる上、證書の相當の箇所のみを相手方に呈示するに制限することを得。

第二百六十九條(第一項) 各當事者は相手方又は裁判所の請求に依り當事者間に争ある事實にとつての證據を成す、其の占有中なる證書を提出するを要す。

(第二項) 證書の内容が知れ渡るに於ては、自己自身又は證言を拒絶するの權利を有する自己の親屬に、刑事上の訴追の危険を招來するか、又は是等の者の不名譽に歸するるとき、又は職務上の秘密に對する違反若は職業上の重大なる秘密の侵害を來すの虞あるときは、當事者は證書の提出を拒むことを得。

得。然れども是等の場合に於ても當事者は、其の私法上證書提出の義務を負へるとき、又は證書が當事者双方の共同の利益の爲に作成せられたりし場合にあつては、證書の提出を拒むことを得ず。

第二百七十條 相手方が理由なくして其の占有に屬する證書、又は法令の規定上當然占有せざるべからざる證書の提出を拒みたるとき、又は相手方が證書を隠匿し若は滅却したるときは、裁判所は案件の狀況に應じて證書の内容に關する當事者の一方の主張を眞實なるものと看做すことを得。

第二百七十一條(第一項) 證書が官廳、公署若は公信用を附與せられたる者の記録中に存在するときは、其の認證に係る證書の謄本又は其の認證に係る證書の抄本を提出するを以て足る。

(第二項) 裁判所が證書の原本を閲覧するの必要ありと認めたるときは、裁判所は口頭辯論に於て證書を提出すべき旨、又は判事一人若は裁判所の全員に於て現地につき證書を閲覧すべき旨を命ずることを得。

第二百七十二條 證書が當事者双方若は其の一方又は第三者に屬するか、又は當事者の一方の訴訟代理人、委員、代理商若は仲立人としての此の者の行動と關聯する交換書面を成す場合に當事者の一方の申立ありたるときは、第三者は裁判所の定めたる期間内に係争事實を立證する爲其の占有中なる證書を提出するの義務を負ふ。

第二百七十三條 裁判所は第三者の意見を聴きたる後事情に應じたる決定を以て或は當事者の申立を却下し、或は第三者に證書の提出を命じ、或は證書の引渡の義務に關する裁判が係争關係の先決的

確認に依つて左右せらるゝ場合には、第三者に對して證書の引渡を求むる訴を提起する爲の期間を當事者に向つて指定す。此の最後の場合に於ては、裁判所は手續を停止することを得。

第二百七十四條 相手方若は第三者に證書の提出を請求する當事者は、此の證書を精確に表示し、必要の場合には證書の占有を、説明することを要す。

第二百七十五條(第一項) 商事企業又は營業的企業に關する事件に於て當事者の一方が其の帳簿及び證書を援用するときは、裁判所が其の抄本を以て充分たるものと認めざる以上は、此の帳簿及び證書を裁判所に提出することを必要とす。

(第二項) 帳簿の提出が著しく困難なるときは、裁判所は現地について之を閱覽し、又は判事一人をして是が閱覽及び必要な抄本の作成を命ずることを得。

第二百七十六條 當事者の一方が相手方の提出したる證書の眞否、又は公文書中に記載せられある公の證明の正否を争ふときは、此の當事者は反證を擧ぐるの義務を負ふ。然れども争ひたる當事者以外の者の作成せる私文書の眞否に關する争の場合には、此の證書を證據方法として利用せんとする當事者は其の眞正なるを立證することを必要とす。

第二百七十七條 證書の不眞正又は不當なるの證明は、あらゆる證據方法を以て之を爲すことを得。特に證書の眞否の審査は鑑定人を立會はしめて、又は之を立會はしむることなくして、異議ある證書中の筆蹟をば、其の眞正なることにつき疑を容れざる他の證書に於ける同一人の筆蹟とを比較對照

して之を爲すを要す。必要の場合には、裁判所は當事者の一方をして若干の文句を書取らしめて、自己の面前に於て作成せしめたる筆蹟を比較對照の用に供することを得。

第二百七十八條 證書の眞正若は正當なるを輕忽に争ひたる當事者は、一千ツロチイ以下の罰金に處す。此の罰金は證書を以て證すべき物の價額又は金額が一千ツロチイを超え、且裁判所が異議は惡意に於て申立てられたるものと認めたるときは、此の價額若は金額の十分の一以下に引上ぐることを得。罰金を量定するに當つては、裁判所は同時に罰金を徴收すること能はざる場合につきて、自己の裁量に従つて拘留を言渡すことを要するも、此の拘留は一ヶ月を超ゆることを得ず。

第二百七十九條 裁判所は外國語を以て認めたる證書を、宣誓したる通事をして翻譯せしめんことを請求することを得。

第二百八十條 裁判所は各個の場合の事情に應じて、抹殺、削除若は其の他の毀損を伴ふにも拘らず、證書は證據力を有するものなりや否や、若し之を有すとせば如何なる程度に於て然るやを裁判す。

第三項 人證

第二百八十一條 人證は當事者が證言に依つて確定せらるべき事實を精確に表示し、裁判所への呼出を可能ならしむるやうに證人を表示したる場合にあらざれば、之を許すことを得ず。

第二百八十二條 當事者双方が異議を申立てたる場合に於ては、人證を許すことを得ず。

第二百八十三條 人證は、法令が書證を必要とせる場合に於ても、證書が紛失し、滅却せられ又は占有

者の手より奪はれたるとき、又は特殊の事情の結果として證書を作成すること能はざりしときは、亦之を許す。

第二百八十四條 左に掲ぐる者は證人たることを得ず。

- (1) 觀察を爲し、又は其の觀察を報告するの能力を有せざる者、
- (2) 懺悔中に又は僧侶の職務上の黙秘の約束の下に打明けられたる事項に關する場合に於ける僧侶、
- (3) 職務上の黙秘の義務を解放せられざる軍人及び官公吏につき其の證言が職務上の黙秘の義務を侵害するの虞あるとき。

第二百八十五條(第一項) 配偶者、尊屬親及び卑屬親、兄弟姉妹、兄弟姉妹と同順位に於て當事者と姻族たる者、及び當事者と養親子關係に在る者の外は、何人も證人としての證言を拒むことを得ざるも、身分權の證明に關する場合は此の限にあらざるとす。配偶者及び姻族は婚姻の解消したる後にあつても證言を拒むの權利を有す。

(第二項) 證人は問に對して答ふるに於ては、自己若は前條に記載せる自己の親屬の不名譽に歸し、刑事訴追の危險を招來し、又は重大且直接なる財産上の不利益を惹起するの虞あるとき、又は重大なる職業上の秘密を侵害することなくしては問に答ふる能はざるときは、問に關する證言を拒むことを得。

第二百八十六條 證人を呼出す裁判所は呼出狀に呼出を受けたる者の住所氏名、訊問の場所並に時日、當事者の氏名及び訴訟物並に證人の義務の違反に關する罰則と、裁判所に於ける出頭に對する補償に關する規定の内容を簡潔に記載するを要す。

第二百八十七條 ポーランド共和國大統領を訊問せんとするときは、裁判所は書面を以て大統領に訊問の時日と場所とを指定せんことを求むることを必要とす。

第二百八十八條 疾病若は廢疾なる者の訊問は、其の住所を離るゝこと能はざるときは、其の住所に於て之を行ふ。

第二百八十九條 裁判長は如何なる順序に於て證人を訊問すべきやを定む。未だ訊問せられざる證人は、他の證人の訊問の際在廷することを得ず。

第二百九十條(第一項) 裁判所はポーランド語に精通せざる證人を訊問する爲、通事を立會はしむることを得。

(第二項) 通事には鑑定人に關する規定を準用す。司法官試補又は裁判所の職員は特に宣誓を爲すことなきも尙ほ、通事の職務を果すことを得。然れども是等の者は其の服務上の宣誓を授用するを要す。

第二百九十一條 證人を訊問するに先だち其の一身氏名、年齢、信仰、職業に關し、及び其の當事者に對する關係に關して訊問し、同時に證言を拒絶するの權利及び虚偽の供述の罰せらるべきことについて

諭示を爲す。證人の訊問を抛棄せざるとき、又は證人が證言を免除せられざるときは、裁判長又は判事の中の一人は證人をして宣誓を爲さしむるを要す。

第二百九十二條(第一項) 證人は以下の宣誓を爲す。
「余は全能全知の神に懸けて余が純然たる眞實を語り、余の知れる事項につき何事をも黙秘せざるべきを誓ふ。依つて件の如し」。

(第二項) キリスト教を信奉する者は十字架の前に宣誓す。

(第三項) モーゼ教を信奉する者はモーゼ戒律第二篇第二十章詩篇第七に右手を置くべし。

第二百九十三條(第一項) 前條に列擧せる宗派以外の宗派に屬する證人は、刑事訴訟について規定したる形式に於て、其の證言の眞實なるの保證を爲すを要す。

(第二項) 宣誓及び其の法律上の結果に關する規定は、宣誓に代る保證に之を準用す。

第二百九十四條 當事者双方が其の宣誓を抛棄したる證人、十四歳以下の未成年者及び偽誓若は虚偽の供述の故を以て確定判決を以て刑を言渡されたる者は、無宣誓の儘且保證を爲さしむることなくして之を訊問すべし。

第二百九十五條(第一項) 證人は宣誓文を口寫しにすることに依つて、又は單に宣誓文を朗讀することに依つて宣誓し、此の場合にはすべての人員が起立するを要するものとし、判事も亦然りとす。

(第二項) 文字を書し得る啞者は宣誓文に署名することに依つて宣誓す。文字を書し得ざる啞者及び聾者は鑑定人の助を以て宣誓す。

び聾者は鑑定人の助を以て宣誓す。

(第三項) 宣誓を爲さしむるに先だち裁判所は宣誓なる事項の意義と虚偽の供述の刑法上の結果について證人に諭示を爲す。

第二百九十六條 訊問を反覆する場合にあつては證人は其の前に爲したる宣誓、若は前に行ひたる保證を指示す。

第二百九十七條(第一項) 證人は口頭を以て供述を爲すものとし、其の訊問の目的たる事項に關して何を知れりや、其の知識は何れより由來するものなりやと云ふ裁判長の間に答ふるを以て始まり、次に判事及び當事者双方に於て此の事項に關して問を發することを得。

(第二項) 聾者若は啞者は、其の宣誓について規定したる方法に於て其の供述を爲す。

第二百九十八條 其の供述の矛盾する證人は、之を對質せしむることを得。

第二百九十九條(第一項) 證人の供述は調書に録取したる後之を證人に呈示し、必要の場合に於ては證人の申出に依り之を加補若は訂正す。

(第二項) 證人は裁判長の許可あるに非ざれば法廷を退去することを得ず。

第三百條(第一項) 當事者の一方の申立ありたるときは、裁判所は證人の占有する所にして且其の證言と關係を有する證書の提出を證人に命ずることを得。

(第二項) 證人は證言を拒絶することを得ると同一の理由に因り證書の提出を拒むことを得るもの

とし、其の外證人が第三者の名義に於て證書を占有しつゝあるの理由に因つても證書の提出を拒むことを得。

第三百一條(第一項) 證人が充分なる辯解の事由なくして出頭せざるときは、裁判所は之に二百ツロチ以下の罰金を言渡すものとし、再度之を呼出す。證人が又もや闕席したるときは、裁判所は之に五百ツロチ以下の罰金を言渡し、且強制引致を命ずることを得。

(第二項) 證人は自己が罰金を言渡されたる決定の送達後一週間内に、其の不出頭を辯解することを得。證人の住所の距離が當該の裁判所の所在地より五十軒を超ゆる以上は、證人の住所が裁判所の管轄區域外に在るの事情は、常に不出頭の充分なる理由と看做す。不出頭が辯解せらるゝときは、裁判所は罰金及び強制引致に關する決定を取消す。

第三百二條(第一項) 證言、宣誓、保證又は證書の提出の不當なる拒絶に因り裁判所は證人に五百ツロチ以下の罰金を言渡す。豫め拒絶の適否についての當事者の意見を聴くべし。

(第二項) 裁判所は前項の罰と關係なく證言、宣誓若は保證の拒絶ありたるときは、一週間以下の期間の拘置を命ずることを得。證人が證言、宣誓若は保證を爲したるとき、又は訴訟が當該の審級に於て完結したるときは、裁判所は直ちに拘置を取消す。

第三百三條(第一項) 證人は其の裁判所への出頭に伴ふ必要の支出の償還及び利得の喪失に對する補償を請求する權を有す。證人は失權を避けんが爲には其の證人としての義務の履行後遲滞なく此

の請求權を申告することを必要とす。裁判長は證人に旅費及び訊問地に於ける宿泊費の前拂を許すことを得。

(第二項) 此の件に於ける決定に對しては、抗告を爲すことを得ず。

第四項 鑑定人の鑑定

第三百四條(第一項) 事物に關する特殊の知識を必要とする場合に於ては、裁判所は鑑定人の數及び選定に關する當事者の申立を聽きたる後、鑑定人の鑑定意見を徵する爲に一人又は數人の鑑定人を呼出すことを得。

(第二項) 受訴裁判所は受命判事又は受託裁判所に鑑定人の選定を委任することを得。

(第三項) 裁判所は口頭を以て鑑定を爲すべきや、若は書面を以て爲すべきやを定む。
第三百五條(第一項) 鑑定人に任命されたる者は、證人をして證言を拒絶するの權利を有せしむると同一の理由に基き鑑定を拒むことを得。其の外鑑定を爲すに差支ある場合に於ても亦然りとす。

(第二項) 當事者の一方は裁判官の除斥を申立つることを得ると同一の理由に因り、鑑定人の除斥を請求することを得。

(第三項) 鑑定人の動作の開始後其の終結に至るまでは、當事者の一方は忌避の事由が其の以前には自己に知れざりしこと、又は忌避の事由は其の後に至つて初めて發生したるものなることを疏明するにあらざれば、鑑定人の除斥を請求することを得ず。

第三百六條(第一項) 鑑定人は其の動作の開始に先だち左の宣誓を爲すを要す。

〔余は全知全能の神に懸けて余が鑑定人としての余に課せられたる義務を良知良心に従つて公平に履行せんことを誓ふものなり。神も照覽あれ。〕

(第二項) キリスト教徒は十字架の前に宣誓す。

(第三項) モーゼ教徒は右手をモーゼ戒律モーゼ篇第二十章詩篇第七の上に置く。

(第四項) 其の他の點に於ては證人が宣誓を爲す上についての規定を準用す。

第三百七條(第一項) 鑑定人が前條に擧げたる以外の宗派に屬するときは、是等の鑑定人が證人としての義務を良知良心に従つて公平に履行すべき旨の保證の形式には、刑事訴訟手續に於て行はるゝ規定を適用す。

(第二項) 宣誓及び其の法律上の結果に關する規定は、宣誓に代る保證にも之を準用す。

第三百八條(第一項) 當事者双方が鑑定人が宣誓を爲さざることを、又は宣誓に代る保證を爲さざることをつき承諾の意思表示を爲したるときは、鑑定人は宣誓せず又は宣誓に代る保證を爲さず。

(第二項) 常任の裁判上の鑑定人は其の就任の際に限り宣誓又は保證を爲す。各個の事件に於ては、既に爲したる宣誓又は保證を指示す。

第三百九條 裁判所は鑑定人に訴訟記録及び檢證すべき物件を呈示し、また證人訊問に立會ふべき旨を命ずることを得。

第三百十條(第一項) 鑑定人の鑑定には理由を具備することを必要とするも、事件の性質が之を必要とせざる場合は此の限りにあらずとす。

(第二項) 數人の鑑定人は共同して鑑定を爲すことを得。

(第三項) 鑑定人が即時に利す所なく鑑定を爲す能はざるときは、裁判所は鑑定を爲すについての別段の期間を定む。

第三百十一條(第一項) 書面を以て行はれたる鑑定を裁判所が不充分なりと認めたるときは、裁判所は鑑定人に向つて口頭を以てする説明を請求することを得。

(第二項) 必要な場合には裁判所は同一の鑑定人若は他の鑑定人に補充的の鑑定を請求することを得。

第三百十二條 裁判所は辯解なき闕席、宣誓の拒絶、又は宣誓に代る保證の拒絶、鑑定を爲すことの拒絶、又は時期に後れて鑑定を爲すことの拒絶の故を以て、五百ツロチ以下の罰金を言渡すことを得。

第三百十三條(第一項) 鑑定人は裁判所に出頭するに對する補償、及び其の爲したる作業に對する補償を請求するの權利を有す。鑑定人は其の請求權の失權を避けんが爲には訴訟の裁判に直接先行する口頭辯論の終結するに先だちて、其の請求を届出づることを必要とす。

(第二項) 裁判長は鑑定人に其の支出に充つる爲の前拂を許すことを得。

第三百十四條 鑑定人の呼出及び訊問には本節に別段の規定を設けざる以上は證人に關する規定を

準用するも、證人の強制引致に關する規定は鑑定人に對しては之を適用せず。

第五項 檢證

第三百十五條 裁判所は鑑定人を立會はしめて、又は鑑定人を立會はしむることなくして檢證を命ずることを得べく、案件の狀況に依つては證人訊問と結合しても檢證を命ずることを得。

第三百十六條 相手方の許に在る證書を提出するの義務に關する規定は、檢證物の提出にも之を準用す。

第三百十七條(第一項) 檢證物が第三者の占有する所なる場合に於て、檢證物の所在地に於て檢證を爲さんとするときは、檢證期日には此の第三者を呼出すことを必要とす。此の第三者は檢證物への接近を容易ならしむるの義務を負ふ。

(第二項) 前項の第三者を第三者として立會はしむるの外、證人としても呼出したる場合に於て、檢證物の性が取寄を許し、且取寄に多大の費用を惹起することなきときは、裁判所は前項の第三者に檢證物の取寄を命ずることを得。

第三百十八條(第一項) 前條の第三者は重大なる理由を存するときは、檢證を爲さんとする裁判所への呼出後三日間内に、裁判所は檢證を見合せられんことを申立つることを得。

(第二項) 前項の第三者の申立に關する裁判を爲す以前には、裁判所は檢證を行ふことなし。

第三百十九條 檢證期日に呼出されたる第三者は、證人の受くべき補償と其の外檢證物の取寄に伴ふ立替金の償還を請求するの権利を有す。

第三百二十條 第三者が裁判所の指圖に従はざるときは、之に對して五百ツロチイ以下の罰金を科することを得るものとし、強制的に檢證を施行することをも得。

第三百二十一條 檢證の客體が人なるときは、檢證には其の承諾を必要とす。

第三百二十二條 檢證に關する調書には設計書、圖畫及び映畫を添付することを得。

第六項 當事者の訊問

第三百二十三條(第一項) 證據方法を存せざるか、又は證據方法が盡きたるときは、裁判所は訴訟を裁判する上に確定を爲すの緊切なる必要を存し、且未だ確定の行はれざる係争の事實に關して、當事者双方を訊問することに依つて證據調を命ずることを得るも、人證を許す程度に於てのみ之を許す。

(第二項) 訊問の爲に定めたる期日に當事者の一方が出頭せざるか、又は證言の拒絶のありたる場合にあつても、相手方を訊問することを得。

(第三項) 當事者本人を訊問するに先だち裁判所は當事者双方に、眞實を語るの必要あること、場合に依つては其の供述を有力ならしむる爲に宣誓を命ぜらるゝことあることを指示す。

第三百二十四條 後見、保佐若は裁判所の監督を受くる者の事件、並に其の財産に關して破産手續を命ぜられたりし債務者の事件に於ては、裁判所は當事者本人、又は其の法定代理人、保佐人、監督官、破産管財人又は當事者及び是等の者を訊問することを得。有限責任會社の事件に於ては一人若は數人の

無限責任社員を訊問することを得。

第三百二十五條 係争事實に關する事實上若は法律上の性質に屬する理由よりして當事者の一方のみに非されは訊問することを得ざるときは、裁判所はそれにも拘らず此の當事者を訊問すべきや、又は全然此の證據を抛棄すべきやを裁判す。

第三百二十六條(第一項) 當事者双方を訊問することに依つては係争事實を充分に解明すること能はざりしときは、裁判所は其の指定すべき從來無宣誓の儘訊問せられたる當事者の一方を宣誓せしめたる上にて訊問することを得。

(第二項) 特定の事實に關する當事者の一方の宣誓訊問は、他の係争事實に關する相手方の宣誓訊問を阻却せず。

第三百二十七條 當事者の一方の宣誓訊問は、事實關係を解明する爲に充分なる以上は、無宣誓の供述より推定せらるゝ若干の主張に制限することを得。

第三百二十八條 裁判所は當事者が宣誓の下に供述を爲したる場合にあつても、訴訟資料の全部を完全に斟酌して獲得したる自己の心證に従つて、當事者の供述を評價す。

第三百二十九條 當事者本人の訊問及び其宣誓及び虚偽の宣誓供述の可罰性に關する諭示には、證人について適用ある規定を準用するも、強制手段に關する規定は當事者本人には之を適用せず。

第三款 證據保全

第三百三十條 左の場合には訴を提起するに先だち既に證據を保全する爲に證人を訊問し、及び鑑定人を立會はしめて若は之を立會はしむることなくして檢證を爲すことを許す。

- (1) 證據を擧ぐることに能はず又は擧證が過當に困難ならしめらるゝの虞あるとき、
- (2) 物件若は工作の性質特に其の瑕疵を確認するの必要あるとき。

第三百三十一條 證據保全の申請は檢證の目的物の存在する地又は證人の居住する地を管轄する區裁判所に提出すべし。

第三百三十二條 訴訟の進行中に證據を保全すること必要となるに至りたるときは、訴訟の繫屬せる裁判所に前條の申請を爲すべきものとし、猶豫を許さざる場合に於ては、管轄區裁判所に申請を提出することを得。

第三百三十三條 第三百三十一條の申請には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 相手方の知れたるときは相手方の表示。
- (2) 證據を擧げんとする事實の表示、證人の氏名、檢證の目的物の表示、必要な場合には鑑定人の氏名をも掲ぐるを要す。
- (3) 證據保全を求むる申請を正當ならしむべき理由。

第三百三十四條 證據の保全は遷延を許さざる場合に於ては相手方を呼出すことなくして之を許すことを得るものとし、其の場合にあつては相手方を表示すること能はざるか又は相手方の居所

不明なる場合に限り相手方を呼出すことなくして之を爲すことを得。
 第三百三十五條 證據の保全を許す裁判所の決定に對しては抗告を爲すことを得ず。
 第三百三十六條(第一項) 裁判所は證據調の爲に定めたる期日に關係者を呼出すも、遷延を許さざる場合に於ては相手方に對する呼出狀の送達に先だちて證據調を開始することを得。

(第二項) 其の他の點に於ては證據調には證人の訊問、檢證及び鑑定人の鑑定に關する規定を適用す。
 第三百三十七條(第一項) 當事者は受訴裁判所に於ける訴訟の進行中に、證據を保全するに當つて犯したる違反行爲を責問するの權を有す。

(第二項) 受訴裁判所は職權を以ても從來の手續の補完又は反覆を命ずることを得。

第三百三十八條 證據の保全を請求する者は差當り此の手續の費用を負擔するを要するも、後日に於ける受訴裁判所の裁判を妨ぐることなし。

第四節 裁判所の裁判

第三百三十九條(第一項) 訴訟が訴に因る請求の一分又は各個の請求に關してのみ裁判を爲すに熟するときは、裁判所は原告の申立に依り一分判決を言渡すことを得るものとし、反訴についても亦同じ。

(第二項) 裁判所は訴又は反訴のみが裁判を爲すに熟するときに一分判決を言渡すことを得。
 第三百四十一條(第一項) 裁判所は請求が其の原因上理由ありと認めらるるときは、豫め原因に關して裁判を爲すことを得べく(中間判決)、此の請求の争ある數額に關しては更に口頭辯論を命ずるか、又は其の延期を命ずることを得るものとす。

(第二項) 更に口頭辯論を命ずるときには、請求の數額に關する判決及び訴訟費用に關する裁判は、中間判決の確定後にあらざれば之を言渡すことを得ず。

(第三項) 更に口頭辯論を爲すべき旨の命令又は辯論の延期の命令に對しては上訴を爲すことを得ず。
 第三百四十二條 裁判所は訴に因る請求の目的に非ざりし所のものを判決の目的となすの權を有せず、また請求せられたりし所のものより以上のものを判決を以て當事者に附與することを許さず。

第三百四十三條 損害賠償に關する訴訟、得べかりし利益の賠償に關する訴訟又は物若は權利の收益に關する訴訟に於て、請求の數額についての精確なる立證な爲すこと不可能なるか又は極めて困難なるものと思惟せるときは、裁判所は判決中に於て自己の裁量に従つて、事實關係の全般を評價するに當つて自己の相當と認めたる額を當事者に歸することを得。
 第三百四十四條 法律に規定したる場合に於て、當事者の一方が慣習法の規範を援用し且此の規範は

裁判所の知る所なるか又は訴訟の進行中に確認せられたる以上は、裁判所は此の慣習法の規範を適用す。

第三百四十五條(第一項) 外國法を適用するの必要なること判明したるときは、此の外國法が裁判所に知られざるか又は訴訟手續の進行中に確認せられざる以上は、裁判所は司法大臣に稟伺す。

(第二項) 外國との關係に於て相互主義の保障の存否を確認する上にも、亦前項の規定を適用す。

第三百四十六條 判決は其の言渡に直接先行する口頭辯論に臨席したる判事に非ざれば之を言渡すことを得ず。

第三百四十七條(第一項) 判決の言渡に先だつて判事の非公開の評議を行ふ。此の評議は裁判所の言渡すべき裁判に關する討論及び表決を包括す。

(第二項) 裁判長は官等の最も低き判事より始めて自身は最後に意見を述べることゝとして、官等の順序に従つて各判事に意見を述べしむ。報告判事の任命ありたる場合に於ては、報告判事が最初に意見を述べ。判決は多數決に依つて行ふ。多數を存せざるときは、裁判長の意見を以て標準とす。判事の一人が表決に際して多數判事と意見を異にするときは、其の異説をば理由を附して録取することを得。

(第三項) 判決には判事の全員に於て署名す。

第三百四十八條 判決主文には裁判所の表示、判事、裁判所書記の氏名及び検事が事件に關與したる限

りは檢事の氏名開廷及び判決言渡の時日及び場所の記載、當事者の表示、訴訟物の記載及び當事者双方の請求に關する裁判を掲ぐるを要す。

第三百四十九條(第一項) 裁判長は公開の法廷に於て朗讀に依つて判決主文を言渡す。當事者の不在は言渡を妨げず。

(第二項) 複雑なる事件に於ては裁判所は判決の言渡を二週間延期することを得。言渡の時期は口頭辯論の終結後遅滞なく告知すべし。裁判長は判決を言渡す。

第三百五十條 報告判事又は報告判事の定めなきときは裁判長の指名したる判事は、當事者の一方の申立に因り理由を附したる判決の記録を作成するを要す。此の申立の期間は一週間とし、判決の言渡を以て始まる。

第三百五十一條 理由を附したる判決の記録は完全なる判決主文の外裁判の理由を包含するものとし、特に裁判所は如何なる事實を立證ありたるものと認むるや、裁判所は如何なる證據を根據としたるや(事實上の基礎)の確認も、法律の規定を開示しての此の確認の法律的判斷(法律上の基礎)も共に之を包含す。

第三百五十二條 判決には其の言渡に際して參與したる判事に於て署名す。判事の一人が署名を爲すに差支あるときは、裁判長又は官等の最も高き判事に於て差支の原因を開示して、其の差支ある旨を判決に記載するものとす。

第三百五十三條 裁判所は判決の言渡あると共に其の判決に羈束せらるゝものとし、言渡の行はれざるときは、理由を附したる判決記録に署名すると共に其の判決に羈束せらるゝに至るものとす。

第三百五十四條(第一項) 理由を附したる判決記録の正本は、検事が訴訟關係人の一人を代表する事件に於ては、すべて職權を以て當事者双方に送達するを要す。其の場合に於ては期間内に判決記録の正本を請求したる當事者にのみ送達を行ふ。

(第二項) 裁判所書記は判決の正本及び完全なる判決若は判決主文の謄本に署名するものとし、正本及び謄本は當事者の一方の申立に因り其の費用を以て之を付與することを得るものとす。

第二款 判決の即時の執行力

第三百五十五條 左の場合に原告の申立ありたるときは、裁判所は判決を言渡すに當つて其の全部又は一分の即時の執行力を宣言す。

(1) 被告の認諾に基き訴に因る請求の全部又は一分を判決を以て原告に附與したるとき、

(2) 裁判所が判決を以て扶養料若は賃銀若は工賃を附與したるとき、

(3) 遅延に因つて判決の執行を不可能ならしむるの虞あるか又は著しく困難ならしむるの虞

あるとき、又は原告が損害を被るの虞あるとき、

(4) 判決が闕席判決なるとき、

(5) 本法の規定上商事部に於て裁判することを得べき事件に於て判決を言渡したるものなる

とき、

(6) 判決が手形又は小切手又は公文書に由る請求に關するものなるとき。

第三百五十六條(第一項) 裁判所は原告が相當の擔保を供するを以て判決の即時の執行力の條件たらしむることを得。

(第二項) 被告より強制的に取立てたる金額を原告に交付せざること、又は差押へたる動産の賣却を猶豫すべきことを以て擔保と爲すことをも得。不動産の賣却は判決の確定する時期までは職權を以て之を猶豫す。

(第三項) 前條第三號に記載したる場合に於ては、常に擔保の提供を命ずることを要す。

第三百五十七條(第一項) 判決の執行が被告に補償すべからざる損害を被らしむるの虞あるときは、擔保を供せしめても即時の執行力を宣告せず。扶養料若は賃銀若は工賃をば判決を以て附與する判決には、本條の規定を適用せず。

(第二項) 検事に依つて代表せらるゝ國庫若は國家の企業に對する事件に於ては、擔保を供するに於ても即時の執行力を宣告せず。

第三百五十八條 即時の執行力は判決の言渡と共に、又は其の言渡なかりしときにあつては、其の作成と同時に發生す。

第三百五十九條(第一項) 第三款 闕席判決

第三百五十九條(第一項) 被告が口頭辯論の爲に定めたる期日に出頭せざるとき、又は其の出頭したるにも拘らず辯論を爲さざるときは、原告の申立に因り被告に對して闕席判決を言渡す。

(第二項) 前項の場合に於ては、訴狀の掲ぐる事實上の主張は、訴訟記録中に在る證據と相矛盾せざる以上は、之を眞實なるものと認む。

第三百六十條(第一項) 被告が其の不在中に辯論せられんことを申立てたるとき、又は本案に於て既に口頭若は書面を以て陳述を爲したりし場合にあつては、被告の不在中に言渡されたる判決は闕席判決にあらずとす。

(第二項) 裁判所は出頭せざる當事者の事實に關する陳述及び其の訴訟記録中に掲げらるる申立について判斷を爲すの義務を負ふ。

第三百六十一條 口頭辯論の當日に送達の證明を缺く場合に於て二週間に此の證明の到達したるときは、裁判所は二週間に闕席判決を言渡すことを得。

第三百六十二條 統一的共同訴訟 *einheitliche Streitgenossenschaft* の場合に共同訴訟人の一部が訴訟を促進するも、之に反して他の一部は訴訟を促進せざるときは、闕席判決を言渡すことを得ず。

第三百六十三條(第一項) 闕席判決の言渡を受けたる被告は、判決の送達後二週間に故障を申立つることを得。

(第二項) 故障の申立を包含する書面に於ては、被告は、訴の請求に對する異議と此の異議を理由付く

べき事實並に證據方法を列擧するを要す。

(第三項) 前項の要件を具備せざる故障又は期間の満了後に申立てられたる故障は、裁判所に於て口頭辯論を経ることなくして棄却す。

第三百六十四條 故障を許したる後裁判長は口頭辯論期日を定め、原告に對し故障の送達を命ず。

第三百六十五條(第一項) 被告は故障を申立つるに際し、闕席判決の即時の執行力の取消を申立つることを得るも、遅くも新判決の言渡までに限るものとす。

(第二項) 前項の申立については、裁判所は遅滞なく裁判を爲すを要す。

(第三項) 裁判所は執行力を取消すに當つて前款の規定に従つて擔保の提供を命ずることを得。

第三百六十六條 裁判所は更めて事案を審査したる後、闕席判決を維持し若は取消し且訴の請求について裁判を爲す判決を言渡す。

第三百六十七條 懈怠したる口頭辯論及び故障の費用は、後に至つて闕席判決の取消されたる場合にあつても、被告に於て之を負擔することを必要とす。

第三百六十八條(第一項) 闕席判決は略式を以て之を作ることを得。

(第二項) 闕席判決は職權を以て當事者双方に之を送達す。

第四款 判決の更正、補完及び解釋

第三百六十九條(第一項) 裁判所は非公開の法廷に於て判決の不精確、書損、誤算又は其の他の明白なる

誤謬を更正することを得。

(第二項) 裁判所は必要の場合には當事者に解明を請求し、又は口頭辯論を命ずることを得。

(第三項) 判決の更正は之を判決の原本に記載し、當事者の請求ありたるときは判決の正本にも之を記載す。

第三百七十條 裁判所が裁判を爲すに當つて或る請求を看過したるとき、又は判決の即時の執行力について裁判を爲さざりしときは、當事者は判決の言渡後二週間内に其の補完の申立を爲すことを得。裁判所は此の申立について裁判を爲すに先だち、必要の場合には當事者より解明を請求し、又は口頭辯論を命ずることを得。

第三百七十一條 判決を言渡したる裁判所は、當事者の一方の申立に依り判決を執行するに當つて生ずるの虞ある判決の解釋に關する疑義について裁判を爲す。

第三百七十二條 判決を補完する裁判は、補完が専ら訴訟費用又は即時の執行力のみに関するに非ざる場合には、判決の形式に於て之を爲す。

第三百七十三條 判決の更正、補完若は解釋を求むる申立に依つて判決に對する上訴の提起についての期間を阻止することなし。

第五款 決定

第三百七十四條 本法の規定に依り判決を言渡すべからざるときは、裁判所は決定の形式に於て其の

裁判を爲す。

第三百七十五條(第一項) 原告が訴を取下げたるとき、又は他の理由に因つてもはや判決を爲すの必要なきときは、裁判所は決定に依つて訴訟を棄却す。

(第二項) 原告が訴訟に關する書面 *Prozessschriftsatz* 中に於て訴を取下げたるときは、訴訟の棄却に關する決定は口頭辯論を経ることなくして之を爲すことを得。

第三百七十六條(第一項) 口頭辯論に基いて爲したる決定は、此の決定に對して抗告を申立つるの権利又は強制執行を求むる権利の當事者の一方に歸屬する場合に非ざれば、申立に因り之を此の當事者に送達せず。

(第二項) 口頭辯論を経ることなくして爲したる決定は、訴訟物の保全 *Klagesicherung* に關する決定を除き、之を當事者双方に送達す。

第三百七十七條 手續を完結せざる決定(豫先裁判 *Vorentscheidung*) は、事情の變更せる場合には之を取消し及び變更することを得。

第三百七十八條 法令に別段の規定を爲さざる以上は、判決に關する規定は之を決定に準用すべし。

第三百七十九條 決定は抗告を以て不服を申立つることを得べく、且當事者の申立を容れざる場合にあらざれば、特に書面を以て理由を附することを必要とせず。

第六款 裁判所の裁判の確定

第三百八十條 裁判所の裁判は當事者双方が上訴を爲すの權を有せざるとき、又は裁判の行はれたる後當事者双方が裁判所に宛てたる意思表示中に於て、上訴を抛棄したるときに確定す。

第三百八十一條 確定裁判は當事者双方並に之を爲したる裁判所を羈束するのみに止まらず、ポーランド共和國の他の裁判所及び官署をも羈束す。

第三百八十二條 確定判決は訴訟の基礎と關聯して判決發見の客體を成したる事項に關してのみ、確定裁判を経たる事件の意義を有す。此の意義は法令の規定に因つて別段の論結を生ぜざる程度に於て、當事者自身の間にのみ效力を有す。

第五節 區裁判所に於ける手續

第三百八十三條(第一項) 地方裁判所に於ける手續に關する規定は、本章に掲げたる例外を以て區裁判所に於ける手續に適用す。

(第二項) 裁判長及び裁判所の權利義務に關する規定は、區裁判所に於ては區裁判所判事に之を適用す。

第三百八十四條(第一項) 辯護士を聘用せずして訴訟を爲す當事者は、口頭を以て訴を提起することを得べく、また口頭辯論外に於て裁判所の調書を以ても訴の意思表示を爲すことを得。

(第二項) 案件の狀況上形式的の理由に因り訴が不適法なるか、又は訴が明白に理由なきときは、裁判

所は原告に其の事由を指示す。

(第三項) 裁判所は辯護士を聘用することなくして訴訟を爲す當事者に對し、必要の場合には訴訟行為を爲すに當つて遵守すべき期間を指示し、特に控訴期間又は抗告期間を指示す。

第三百八十五條 貸借關係の終了の當日に貸借の目的物を引渡し又は收去することを求むる訴は、此の期日前既に之を提起することを得。

第三百八十六條(第一項) 裁判所が訴狀の送達を命ずるときは、裁判所は同時に送達の日と口頭辯論期日との間に三日以上の期間を存するやうに、口頭辯論期日を定むるを要す。

(第二項) 被告が前主を指名せんとするときは、被告は裁判所の調書につき口頭を以て此の旨を表示することを得。

第三百八十七條 豫め定めて公告したる期日には區裁判所に於ては當事者が呼出を受くることなくして裁判所に裁判を申出でたる事件に關しても辯論を爲す。訴も反訴も口頭辯論調書を以て之を表示す。

第三百八十八條(第一項) 被告が原告に對して地方裁判所に訴を提起し、原告の請求は地方裁判所に於ける被告の訴と密接なる關係を有するの故を以て、又は原告の請求は相殺に適するの故を以て、此の被告の訴が原告の請求に影響を及ぼす場合には、區裁判所は被告の請求に依り訴訟を地方裁判所に移送することを得。

(第二項) 被告が差當り訴を提起するの意圖のみを有するときは、區裁判所は前項の目的の爲に被告に三日の期間を與ふることを得。

第三百八十九條 理由を附したる判決記録は、之を申立てたる當事者に送達せず。當事者は判決の作成の行はれたる事實のみの通知を受く。

第三百九十條 占有の妨害又は侵奪せられたる占有の回復に因る訴は、原告が占有の妨害又は占有の喪失を知りたる日より一ヶ月内に之を提起するを要するも、占有の妨害又は占有の喪失後六ヶ月以後には之を提起することを不得す。

第三百九十一條 占有の保全又は回復に關する事件に於ては、裁判所は最後の平穩なる占有状態及び侵奪の事實のみを審査し、權利それ自體又は被告の善意については裁判せず。裁判所は判決中に於て、狀況に相當したる處置を爲すことを得。此の判決に依つて原告が特別の訴訟に於て權利それ自體を主張するを妨ぐることなし。

第三百九十二條(第一項) 區裁判所は民事訴訟に於ける其の管轄權には關係なく、當事者の合意を招來するの權を有す。

(第二項) 各當事者は訴を提起するに先だち裁判所の事物の管轄には關係なく、相手方の住所の地を管轄する區裁判所に、合意を招來する爲相手方を呼出されんことを申立つることを得。此の呼出狀には事件を簡明に記載すべし。然れども呼出狀は此の區裁判所の管轄區域外には送達することを

得ず。

(第三項) 前項の開廷については調書を作成し、和解が成立したるときは、其の文言の儘を調書に録取す。當事者双方は調書に署名す。其の署名すること能はざるときは、裁判所は此の事實を確認す。

(第四項) 合意を申立てたる當事者が開廷に出頭せざるときは、裁判所は相手方の申立に因り合意の試みに因つて生じたる費用を償還するの義務を此の當事者に負擔せしむることを得。

第六節 上 訴

第一款 控 訴

第三百九十三條(第一項) 地方裁判所の判決に對しては二週間の期間内に控訴院に控訴することに依つて不服を申立つることを得。此の期間は理由を附したる判決記録を控訴人に送達するを以て始まる。

(第二項) 判決の送達が職權を以て行はれざるときは、當事者が理由を附したる判決記録を期間内に申請したる場合にあらざれば、此の當事者は控訴を爲すの權を有せず。

(第三項) 控訴は地方裁判所に提起す。

第三百九十四條 闕席判決を言渡されたる被告は、故障を申立てざるときに限り控訴を爲すことを得。第三百九十五條 控訴は訴訟に關する書面につき規定したる一般の要件を具備することを必要とし、

其の外左の諸件を掲ぐるを要す。

(1) 不服を申立てられたる判決の表示並に判決の全部に對して控訴するものなりや、又は其の

一分に對して控訴するものなりやの點の開示、

(2) 控訴理由の簡單なる説明、必要の場合には地方裁判所に於ては援用せざりし新しき事實及

び證據方法の開示、

(3) 判決の取消又は變更を求むる申立(控訴の申立)並に其の請求する變更の精密なる記載。

第三百九十六條(第一項) 地方裁判所の裁判長は必要の場合には控訴狀の瑕疵の補正を命じ、是が爲に一週間の期間を定む。瑕疵が補正せられざるか、又は控訴が時機に後れたるときは、地方裁判所の裁判長は控訴狀を控訴人に返付す。

(第二項) 控訴狀が形式上の要件を具備せるときは、地方裁判所の裁判長は相手方に對する是が送達を命ず。

第三百九十七條(第一項) 相手方は控訴狀の送達後二週間内に地方裁判所に控訴答辯書又は控訴反訴 *Berufungswiderklage* を提出することを得るものとし、控訴反訴は控訴答辯書と併合することを得。前條の規定を準用す。

(第二項) 主たる控訴の取下ありたる時、又は主たる控訴が形式上の理由に因つて却下せられたるときは、控訴反訴は其の效力を失ふ。

第三百九十八條 控訴答辯書の提出又は控訴反訴提起の期間が満了したるか、又は控訴答辯書及び控訴反訴の送達が命ぜられたるときは、地方裁判所は遅滞なく訴訟記録を控訴院に提出す。

第三百九十九條 控訴院の裁判長が控訴は形式上の要件を具備せずと認定したるときは、非公開の法廷に於て裁判を行ふ。此の法廷に於ては控訴院はみづから狀況に相當したる決定を爲し、又は本法の規定に従つて手續を續行せしむる爲訴訟記録を併せて控訴狀を地方裁判所に差戻すべき旨を命ずることを得。

第四百條(第一項) 控訴院の裁判長は左の場合に非公開の法廷に於て事件を裁判す。

- (1) 控訴が手續の無効を攻撃するものなるとき、
 - (2) 控訴人が口頭辯論を抛棄し、相手方が之に異議を唱へざりしとき、
- (第二項) 非公開の法廷に於て爲したる裁判は理由を附して之を當事者双方に送達す。

第四百一條 裁判長は口頭辯論期日を定め、報告判事を任命す。

第四百二條(第一項) 控訴院に於ける辯論は、當事者双方が出頭せざるか、又は當事者の一方のみが出頭したる場合に於ても之を行ふ。

(第二項) 控訴院の爲したる判決は、決して闕席判決にあらず。

第四百三條 控訴手續に於ては請求を擴張することを得ず、また新しき請求を起すことを得ず。然れども事情の變更あるに於ては本來の訴訟物の代りに其の價額又は他の物件を請求することを得。

第四百四條 當事者が地方裁判所に於ける手續中に於て新しき事實及び證據を提出することを得べかりしときは、控訴院は此の新しき事實及び證據を斟酌せざることを得るも、後に至つて初めて新しき事實及び證據を提出することを得るに至りたる時、又は後に至つて初めて之を必要とするに至りたる時にあつては此の限りにあらずとす。控訴申立に關する書面中に於て提出せずして、口頭辯論に至つて初めて提出したりし事實及び證據についても、控訴院は同一の處置を爲す。

第四百五條(第一項) 當事者の一方が地方裁判所に於て宣誓の上訊問せられたるときは、控訴院は同一の事實について相手方を宣誓せしめて訊問することを得ず。

(第二項) 當事者の一方が地方裁判所に於て宣誓供述を差控へたる時は、控訴院は當事者の此の態度の理由を判断し、事情に従つて、控訴手續中に於て此の當事者を宣誓せしめて訊問することを得るや否やを裁判す。

第四百六條(第一項) 口頭辯論は報告判事の演述を以て始まるものとし、此の演述は控訴の理由及び申立と關聯して訴訟の從來の經過を説明し、不服を申立てられたる判決の内容を演述し、又は之を朗讀し、並に控訴に關する書面の要領をも再説するものとす。

(第二項) 當事者双方は順序に従つて發言し、先づ控訴人より發言するも、當事者双方が控訴を提起したる場合にあつては、先づ原告より發言す。

第四百七條 控訴は書面に於て、又は口頭辯論に於て口頭を以て之を取下ぐることを得るものとし、此

の書面の謄本は之を相手方に送達す。控訴が取下げられたるときは、控訴院は控訴手續を廢棄し、訴の取下の場合に於けると同様訴訟費用について裁判を爲す。

第四百八條(第一項) 控訴院は控訴の申立の制限内に於て事件を判断し、地方裁判所の判決を確認し又は之を變更し、又は其の全部若は一分を取消す。

(第二項) 地方裁判所に於ける手續が無効なりしとき、又は地方裁判所が本案に於て裁判を爲さざりしときは、控訴院は判決の全部又は一分を取消すことを得。取消の理由は控訴院は職權を以て斟酌す。

第四百九條 左の場合には手續の無効を存す。

(1) 通常訴訟を不適法としたりしとき、

(2) 當事者の一方が訴訟能力を有せざるか又は相當に代理せられざりしとき、又は訴訟を爲す委任の欠缺したりしとき、

(3) 同一の請求に關して同一の當事者の間に於て前に繫屬せしめられたる訴訟が繫屬せると

き、

(4) 事件が既に確定の裁判を経たる時、

(5) 受訴裁判所が規定に従つて構成せられざりしとき、

(6) 法律上除外せられたる判事が裁判に參與したるとき、

(7) 當事者の一方に其の權利を防衛するの道を與へざりしとき、
第四百十條 控訴院は當事者の申立に依り抗告を以て不服を申立つることを得ざる。然も裁判にとつて重要なる地方裁判所の決定についても判断を爲す。

第四百十一條 控訴院は獨り控訴審の手續の結果を其の裁判の基礎とするのみに止まらず、地方裁判所に於ける手續の結果が控訴院に於ける手續の結果と異らざる以上は、地方裁判所に於ける手續の結果をも其の基礎とす。

第四百十二條(第一項) 不服を申立てられたる判決を取消すも訴を棄却せざる場合には、控訴院は新たな裁判の爲訴訟を地方裁判所に差戻す。

(第二項) 判決を取消すの理由を存するも、事件の状況上地方裁判所に差戻すの必要なときは、控訴院は本案に於て裁判を爲す。

第四百十三條(第一項) 本法に別段の規定を存せざるときは、控訴院の判決は即時の執行力を有す。然れども控訴院は原告が相當の擔保を供するを以て執行の條件たらしむることを得べく、執行が被告に償ふべからざる不利益を被らしむるの虞あるときは、判決の確定するまで執行を猶豫することを得。

(第二項) 被告より取立てたる金額を原告に交付せざること、又は差押へたる物件の賣却を猶豫することを以て擔保たらしむることをも得。

第四百十四條 左の場合には控訴院の判決は即時の執行力を有せず。

(1) 子の嫡出に關する訴訟及び身分の確認に關する訴訟、

(2) 離婚又は婚姻の無効を客體とする訴訟、

(3) 檢事の代表する國庫若は國家的企業に對する訴訟。

其の外不動産の賣却は職權を以て判決の確定まで猶豫す。

第四百十五條 地方裁判所の既に執行せられたる判決が變更せらるゝときは、控訴院は被告が口頭辯論の終結に先だちて提出したる申立に基き、其の判決中に於て償還又は原狀回復に關して裁判を爲すことを得るものとし、特別の訴訟を必要とすることなし。

第四百十六條 控訴院は事件を裁判したる後上訴期間が満了したるときは、直ちに記録を地方裁判所に返送す。

第四百十七條 地方裁判所に於ける手續に關する規定は、控訴につき特別の規定を存せざるときは、之を控訴院に於ける手續に準用す。

第四百十八條 本節の規定は地方裁判所に於ては以下に掲ぐる標準を以て區裁判所の判決に對する控訴の手續に準用す。

(1) 訴訟物の價額に關係なく地方裁判所の管轄に屬する訴訟に於て區裁判所が裁判を爲したる場合にあつても手續の無効を生ず。

- (2) 判決が送達せられざる場合に於ては控訴期間の進行は、當事者が理由を附したる判決記録の作成を通知せられたる日を以て始まる。
- (3) 訴訟物の價額が百ツロチイを超えざる事件、又は請求の制限の結果としてもはや百ツロチイを超えざる事件に於ては、手續の無効を理由とする場合に非ざれば控訴を許さず。

第二款 抗 告

第四百十九條(第一項) 地方裁判所の決定並に裁判長の命令に對しては、本法に別段の規定を掲げざる以上は一週間に控訴院に抗告を爲すことを得。

(第二項) 判決中に包含せらるゝ決定に對しては、特に抗告を爲すことを得べく、又は此の判決に對する控訴と共に抗告を爲すことをも得。

第四百二十條(第一項) 特別の規定の反對せざる時は、抗告は本案の手續をも不服を申立てられたる決定の執行をも停止せしむることなし。

(第二項) 然れども地方裁判所は抗告に關する裁判あるまで決定の執行を猶豫することを得。此の決定に對しては上訴を許さず。

第四百二十一條(第一項) 控訴に關する規定は以下の例外を以て抗告にも之を準用す。 反對抗告

Widerbeschwerde を許さず。 地方裁判所は相手方に對する抗告の送達後遅滞なく控訴院に記録を提出す。

抗告答辯書は一週間に直接控訴院に提出すべし。

(第二項) 口頭辯論を経ることなくして行はれたる決定に對する抗告の提出期間は、此の決定の送達の日を以て始まる。

(第三項) 控訴院は非公開の法廷に於て抗告に關して裁判を爲す。 控訴院は裁判に先だち陳述を請求することを得べく、必要な場合には證據調を命じ、又は口頭辯論期日を定むることをも得。

第四百二十二條 判決の即時の執行力に對する抗告は、控訴院に於て地方裁判所の記録の到達後遅滞なく裁判を爲す。

第四百二十三條 前條の規定は區裁判所の決定に對して地方裁判所に提起したる抗告に之を準用す。

第三款 上 告

第四百二十四條(第一項) 第二審の判決に對しては最高裁判所に上告 Kassationsklage を爲すことを得。

(第二項) 手續を完結する第二審の決定は判決に同じ。

第四百二十五條 財産權上の請求に關する事件に於ては、上告は不服申立の目的物の價額が五百ツロチイを超ゆる場合に非ざれば之を許さず。 此の價額の表示に關しては、訴訟物の價額に關する規定を準用す。

(第二項) 國家若は自治體の官廳の機關が其の職務上の行動に因つて國民に違法に加へたる損害の賠償又は服務上の義務に違反して加へたる損害の賠償に關する訴訟に於ては、不服申立の目的物の價額には關係なく上告を許す。

(第三項) 上告は占有の妨害又は侵奪せられたる占有の回復に關する事件に於ては上告を許さず。

第四百二十六條 上告は左の諸點に非ざれば理由とすることを不得す。

- (1) 實體法の解釋の錯誤又は不當なる適用に因る其の違反、
- (2) 重要なる手續規定の違反にして此の瑕疵が事件の結果に決定的の影響を及ぼすべかりしとき。

第四百二十七條 上告は訴訟に關する書面の一般の要件を具備することを必要とし、不服を申立てられたる判決及び違反せられたる法規の表示、違反の理由並に判決の全部若は一分を取消し若は變更せんことを求むる申立を包含するを要す。財産權上の請求に關する事件に於ては不服申立の目的物の價額をも記載することを必要とす。

第四百二十八條(第一項) 上告は不服を申立てられたる判決を爲したる裁判所に提出す。訴提起の間は一ヶ月とし、不服を申立てられたる判決の上告人に對する送達を以て始まる。

(第二項) 訴狀には訴を適法とするの要件たる、成規の保證金を積みたることの證明書を添付すべし。裁判所の手數料の納付を免除せられたる當事者は、保證金の納付を免る。

第四百二十九條(第一項) 第二審の裁判所は上告が時期に後れて提起せられたるとき、又は其の他の理由に因り不適法なるとき、又は當事者が訴狀の瑕疵を法定の期間内に補正せざりしときは、非公開の法廷に於て上告を棄却す。

(第二項) 上告を棄却する決定に對しては、一週間に最高裁判所に抗告を爲すことを得。此の期間は決定の送達を以て始まる。

第四百三十條 相手方は二週間の期間内に上告の答辯書を提出することを得。此の期間は自己に對する上告の送達を以て始まる。此の期間の満了したるとき、又は答辯書の送達を命ぜられたるときは、第二審の裁判所は遅滞なく上告狀並に答辯書を第一審及び第二審の記録と共に最高裁判所に提出す。

第四百三十一條 第二審の裁判所が上告を棄却するの必要ありたりし場合に於ては、最高裁判所は非公開の法廷に於て上告を棄却するものとし、又は確認せられたる瑕疵を補正する爲上告を此の裁判所に差戻す。最高裁判所は上告が専ら手續に關する規定の違反を理由とするものなるとき、又は上告人が辯論を抛棄し、相手方が之に異議を唱へざりしときは、非公開の法廷に於ても事件に關して裁判を爲すことを得。

第四百三十二條(第一項) 前條に記載したる場合の一を存せざるときは、口頭辯論期日の指定を爲す。口頭辯論期日は當事者の書面を以てする申立に基いてのみ、且ワルシヤウ市に居住する受送達人に向つてのみ之を通知す。

(第二項) 報告判事に任命せられたる判事は口頭辯論に於て、上告理由及び上告の申立を特に指摘して簡単に事實を演述す。

(第三項) 口頭辯論は上告狀の限界内に於て行ふも、當事者双方は上告狀に添付したる法律上の理由

書を變更することを得。

第四百三十三條 最高裁判所に於ける手續は、當事者双方の一致の申立あるに非ざれば、之を停止することを得ず。

第四百三十四條 最高裁判所は上告狀の限界内に於て事件に關して裁判を爲すものとし、不服を申立てられたる判決が重要な手續規定に違反して行はれたるに非ざるや否や、又は不服を申立てられたる判決が公の秩序に反することなきや否やについて、職權を以て判斷を爲す。

第四百三十五條 檢事は申立を爲すべきときは口頭を以て報告判事の演述の後に之を爲すものとし、口頭辯論に於ては當事者の口頭演述後に至つて初めて之を爲す。

第四百三十六條 破毀の理由を存せざるとき、又は不服を申立てられたる判決が理由に於ては謬れるも、終局の結果に於ては法律に合致せるときは、最高裁判所は訴を棄却す。

第四百三十七條 最高裁判所は上告を理由ありと認むる程度に於て、不服を申立てられたる判決の全部若は一分を取消し、新なる裁判を爲さしむる爲此の判決を爲したる裁判所、又は同一審級の他の裁判所に移送す。事件を同一の裁判所に差戻したるときは、此の裁判所は別の判事を以てする構成に於て事件に關して裁判を爲すことを必要とす。

第四百三十八條 事件を移送せられたる裁判所は最高裁判所の裁判中に包含せらるゝ法律上の見解に羈束せらるゝものとす。更めて事件を裁判したる後に下したる判決に對する上告は、最高裁判所

の此の法律上の見解と相容れざる理由を理由とすることを得ず。

第四百三十九條 最高裁判所が重要な手續に關する規定の違反を存せざるも、實體法の違反を存するものと認めたるときは、最高裁判所は前審に差戻すことを爲さずして本案に於て裁判することを得。判決を爲すに當つては最高裁判所は、不服を申立てられたる判決中に於て確認したる事實に羈束せらるゝものとす。

第四百四十條 最高裁判所が判決を取消すときは、下級審が訴を棄却することを必要とする以上は、事件を第二審の裁判所に移送する代りに、手續の全部を取消すことを得。

第四百四十一條(第一項) 最高裁判所に於ける手續につき特別の規定を存せざるときは、控訴に關する規定を準用するを要するものとし、上告の棄却又は上告保證金の償還の拒絶に對する抗告には、抗告に關する規定を準用す。

(第二項) 最高裁判所の裁判は、檢事の參與する事件に於てのみ當事者双方に送達す。

第四章 再 審

第四百四十二條 本章の規定に基きて、確定判決を以て終結したる手續の再審を請求することを得。

第四百四十三條 左の場合には無効を理由として手續の再審及び判決の取消を請求することを得。

- (1) 法律上當然に除外せられたりし判事が裁判に參與し、且當事者が判決の確定に先だちて除

斥を請求することを得ざりしとき、

- (2) 當事者が法令の規定に違反したるの故を以て其の権利を擁護するの道を奪はれたるとき、又は當事者が訴訟能力を有せず且相當に代理もせられざりしとき、然れども代理權の欠缺が判決の確定に先だちて責問せられたりしとき、又は當事者が其の爲したる訴訟行爲を確認したりしときは、再審を請求することを得ず。

第四百四十四條 無効を理由とする再審の訴は、最高裁判所の判決に對しては之を許さず。

第四百四十五條(第一項) 左の場合にも再審を請求することを得。

- (1) 判決が偽造若は變造の證書を基礎としたるか、又は刑事裁判所の有罪の言渡を基礎とした場合に於て、此の有罪判決が後に至つて取消されたるとき、

- (2) 判決が罪となる行爲に依つて獲得せられたるものなるとき、

(第二項) 後に至つて同一の權利關係に關する確定裁判の發見せられたるとき、又は事件の成行に重大なる影響を及ぼすことあるべき新しき事實又は證據方法にして當事者が従前の手續に於ては利用することを得ざりしものが後に至つて明白となりたるときにあつても、再審を請求することを得。

第四百四十六條 判決が罪となる行爲に因つて獲得せられたるものなることを再審の理由とするときは、此の行爲に基きて確定の有罪判決の行はれたる場合に限り再審を許すも、刑事訴訟手續を開始すること能はざるとき、又は證據の欠缺以外の理由に因つて刑事訴訟手續が廢棄せられたるときは

此の限にあらずとす。

第四百四十七條 無効を理由とする再審については、不服を申立てられたる判決を爲したる裁判所が管轄權を有す。數種の審級の判決に對して不服を申立つる場合に於ては、上級審の裁判所が管轄權を有す。無効以外の理由に因り再審を請求するときは、最後に本案に於て判決を爲したる裁判所が管轄權を有す。

第四百四十八條(第一項) 再審の訴は一ヶ月内に之を起すべし。此の期間は訴の理由とする所に從つて左の區別を以て進行を始む。

- (1) 除斥せられたる判事が裁判に參與したることを訴の理由とする場合には、當事者が除斥の理由を知りたる日より。
- (2) 當事者が訴訟に於て其の權利を保護するの道を奪はれたりしこと、又は當事者が相當に代理せられざりしことを以て訴の理由とする場合には、當事者又は其の代理人が判決を知りたる日より。
- (3) 不服を申立てられたる判決が罪となる行爲に因つて獲得せられたるものなること、又は刑事裁判所の有罪の判決の取消されたることを訴の理由とする場合には、刑事訴訟手續に於て爲したる判決又は決定の確定の日より。
- (4) 後に至つて裁判が發見せられたること、又は後に至つて新しき事實又は證據方法が明かか

なりたることを訴の理由とする場合には、當事者が之を知りたる日より。

(第二項) 前項の期間は不服を申立てられたる判決の確定する以前には進行を開始せず。

第四百四十九條 不服を申立てられたる判決の確定したるときより起算して、五年の満了したる後にあつては、再審を請求することを得ず。當事者が前の手續に於て自己の権利を擁護するの道を奪はれたりしこと、又は其の相當に代理せられざりしことを訴の理由とする場合にあつては、此の規定を適用せず。

第四百五十條 再審の訴を包含する書面は、訴狀の要件を具備することを必要とす。其の外此の書面は、不服を申立てられたる判決を表示し、再審の理由、訴を提起するについての期間の遵守を明かにする事實並に不服を申立てられたる判決の取消若は變更を求むる申立を掲ぐるを要す。

第四百五十一條(第一項) 裁判所は非公開の法廷に於て、再審の訴が期間に従つて提起せられたりや否や、再審の法定の事由を理由とせりや否やを審査す。裁判所の命ありたるときは原告は期間の遵守若は再審の適正なるを明かにする事實を疏明するを要す。法定の条件の一を缺くときは、裁判所は訴を棄却し、然らざる場合には裁判所は口頭辯論の期日を定む。

(第二項) 再審の法定の基礎を存せざること、又は期間を遵守せざりしこと明白となりたる場合にあつても、裁判所は口頭辯論に於て訴を棄却す。

第四百五十二條(第一項) 裁判所は事實關係を審査したる後先づ再審の許否についてのみ裁判するを

要するものなりや、又は許否の審査と本案に於ける裁判とを併合すべきや否やを決定す。

(第二項) 再審を許す決定に對しては抗告を爲すことを得ず。
第四百五十三條 最高裁判所が許否についての裁判を管轄するときは、再審の許否についてのみ決定を爲し、之に反し本案に於ける裁判は第二審の裁判所に附託す。

第四百五十四條 或る判事の前の手續に於ける參與若は態度が再審の訴の理由を成すときは、此の判事は再審に關する手續に於て其の職務の執行より除斥せらるゝものとす。

第四百五十五條 其の外再審の訴の場合に於ける手續には、本法の規定を準用す。

第四百五十六條 再審の訴の提起は不服を申立てられたる判決の執行を妨げず。然れども裁判所は再審手續の原告が償ふべからざる不利益の脅威を受くる旨の疏明ありたるときは、當事者の申立に因り判決の執行を猶豫することを得るも、相手方が相當の擔保を供したる場合は此の限にあらす。
第四百五十七條 再審の手續に於ける確定裁判に對する手續の再審を許さず。

第五章 特殊の手續

第一節 證書支拂命令

第四百五十八條 訴の請求が其のすべての範圍に亘つてポーランド國の官廳若は公署の作成したる

公文書又はポーランド國の裁判所若は公證人が其の署名を公證したる私證書を憑據とし、且此の證書が訴狀に添付せらるるときは、原告は訴狀中に於て、裁判所は被告に對し金錢の請求又は其の他の代替物の給付に關して支拂命令を發せられんことを申立つることを得。

第四百五十九條(第一項) 請求が手形又は小切手を憑據とし、且此の證書が效力のあらゆる要件を具備し、其の眞正の點について全然懸念を容れざるときは、原告は手形若は小切手に因つて義務を負ふ各人に對して、支拂命令を發せられんことをも申立つることを得。

(第二項) 前項の訴狀には手形若は小切手及び請求を理由付くるに必要な一切の證書を添付すべし。

(第三項) 支拂命令は手形若は小切手に因つて直接權利を有するに非ざる者の爲には、此の者への權利の移轉が前條に記載したる種類の證書に依つて疎明せられたる場合に非ざれば之を發することを得ず。

第四百六十條 證書手形若は小切手に因り既に、此の請求に對し時効の抗辯を提出することを得べかりしものなること明白となれるときは、原告が訴狀中に於て公文書若は公の認證を経たる證書を以てする時効の中斷若は停止を證明せる場合に限り、支拂命令を發すべし。

第四百六十一條 支拂命令を發するを得ざるも、訴狀は同一の裁判所に於ける通常の訴訟手續に適當せるときは、民事訴訟法の相當の規定を適用すべし。然らざる場合には訴を棄却すべし。

第四百六十二條(第一項) 裁判所は單獨判事を以て支拂命令を發するものとし、豫め口頭辯論及び被告の呼出を行ふことなし。訴狀は支拂命令及び證書の謄本と共に之を被告に送達すべし。

(第二項) 裁判所は支拂命令中に於て、被告は一週間に、然れども請求が手形若は小切手に基くものなるときは、送達後三日内に請求の金額と訴訟費用とを併せて辨済すべきこと、又は此の期間内に異議を提出するを要する旨を指定す。

第四百六十三條(第一項) 支拂命令は其の發せらるゝと同時に保全名義 *Sicherungstitel* を成すものとし、其の外支拂命令が手形若は小切手に基く請求に關して發せられたる場合にあつては、辨済の爲に定めたる期間の満了後は、即時に執行力を有するに至るものとす。

(第二項) 被告の申立ありたるときは、裁判所は自己の裁量に従つて保全を制限することを得べく、異議の主張ありたるときは、支拂命令の執行を猶豫することを得。

(第三項) 確定の支拂命令は確定判決の效力を有す。

第四百六十四條(第一項) 異議を包含する書面は支拂命令を發したる裁判所に提出すべし。

(第二項) 前項の書面は、地方裁判所の手續に於て責問權の喪失を免れんが爲には本案に應訴するに先だちて主張するの必要ある一切の異議を記載するを要す。

(第三項) 裁判長は原告に對する書面の送達を命じ、同時に口頭辯論の期日の指定を命ず。

(第四項) 時期に後れて提出せられたる書面は、裁判所に於て口頭辯論を経ることなくして之を棄却

す。

第四百六十五條 口頭辯論を行ひたる後裁判所は支拂命令を維持する旨の判決を言渡すか、又は支拂命令の全部若は一分を取消して、其の程度に於ては原告の請求を棄却する旨の判決を言渡す。

第四百六十六條 被告が異議を取消したるときは、裁判所は決定を以て支拂命令を維持する旨の裁判を爲す。此の場合に於ては、訴訟費用に關しては訴の取下について適用ある訴訟費用に關する規定を準用す。

第四百六十七條 特別の規定の妨ぐるものを存するに非ざるときは、證書支拂命令に關する手續には、訴狀に添付すべき證書は謄本に於て添付するを得ざること、訴訟費用に關する裁判に對する抗告を除き、支拂命令の發令に對しては上訴を爲すことを得ざること、及び反訴は不合法なることの標準を以て、本法の規定を適用す。

第四百六十八條 支拂命令を拒みたるに對する抗告が理由ありと認められたるときは、第二審の裁判所は更に裁判を爲さしむる爲事件を第一審の裁判所に差戻す。

第二節 督促手續

第四百六十九條 原告は其の對人的債務者に對して一千ツロチ以下の金額の支拂を求むる請求を區裁判所に出訴する訴狀中に於て、被告に對する支拂命令の發令せられんことを申立つることを得。

第四百七十條(第一項) 裁判所は口頭辯論を経ることなく、また被告を呼出すことなくして支拂命令を發し、支拂命令と共に訴狀を被告に送達す。

(第二項) 裁判所は支拂命令中に於て送達後二週間に費用をも併せて請求の全額を辨濟すべく、又は此の期間内に異議を申立つべき旨を被告に命ず。

第四百七十一條(第一項) 異議は任意の形式に於て且何れの名稱に於てするにせよ、書面に依り又は口頭を以て裁判所の調書に錄取することに依り、理由、事實及び證據を開示することなくして之を申立つることを得。

(第二項) 此の規定の内容は支拂命令と共に之を被告に通知することを必要とす。

第四百七十二條 裁判所は時機に後れたる異議は口頭辯論を経ることなくして之を棄却す。被告は本法の認むる場合には原狀回復の申立を爲すことを得。此の申立を許すときは、此の申立は適時に提起せられたる異議の效力を有す。

第四百七十三條(第一項) 適時に異議の申立ありたるときは、此の異議が請求の一分に關するのみに止まるとき、又は異議が同一の請求に因り支拂命令を發せられたりし數人の被告中の一人の申立てたるに止まる場合にあつても、支拂命令は其の效力を失ふ。

(第二項) 一つの請求に關してのみ、又は同一の訴中に於て主張せられたる數個の請求中の若干者に關してのみ申立てられたる異議は、此の請求に關してのみ支拂命令の效力を失はしむ。

第四百七十四條 裁判所は異議の送達を命じ、同時に口頭辯論の期日を定む。

第四百七十五條(第一項) 左の場合には裁判所は支拂命令を發することを拒む。

(1) 請求が督促手續に於てする主張に適せざるとき、又は全然民事訴訟に於てする主張に適せざるとき、

(2) 請求が明白に理由なきものなることが訴狀の内容よりして既に明白なるとき、

(3) 請求の辨濟が反對給付に繋るとき、

(4) 被告の居所が知れざるとき、又は内國に於て被告に支拂命令を送達すること能はざるとき

(第二項) 前項記載の事實は假令請求の一分に關して之を存する場合にあつても、又は數人の共同被告の中の一人につき之を存する場合にあつても、支拂命令の發令を妨ぐ。

第四百七十六條(第一項) 支拂命令の發令を求むる申請の却下は、之を原告に通知すべし。此の却下に對しては抗告を爲すことを得ず。然れども原告は一ヶ月内に、事件を通常の手續に移さんことを申立つることを得。

(第二項) 原告は前項の期間を行使せざるも、新なる訴を提起するの權利を失はず。

第四百七十七條 確定の支拂命令は確定判決の效力を有す。

第四百七十八條 特別の規定の妨ぐるものを存するに非ざる以上は、督促手續には本法の規定を適用す。

第三編 仲裁裁判

第一節 仲裁裁判の合意

第四百七十九條(第一項) 當事者が獨立して義務を負ひ得る以上は、仲裁裁判を以て訴訟の裁判を爲さしめんことを合意することを得。(仲裁契約 *Schiedsvertrag*)

(第二項) 當事者双方がかくの如き契約に羈束せらるゝ以上は、國家の裁判所に依る係争事件の裁判を請求することを得ず。

第四百八十條(第一項) 仲裁契約は書面を以て締結し、當事者双方に於て之に署名することを要す。仲裁契約には係争事項又は争の生じたるか若は生ずることあるべき權利關係を精確に表示することを要す。

(第二項) 仲裁契約の變更若は補完は、同一の形式を必要とす。

第四百八十一條(第一項) 仲裁人は仲裁契約自體中に於て之を指名することを得べく、又は其の作成後に之を指名することを得。

(第二項) 各當事者は仲裁人一人を選定し、指名せられたる仲裁人は仲裁契約中に別段の規定を爲さざる以上は、仲裁裁判の裁判長(仲裁主任 *Obmann*)を選定す。

第四百八十二條(第一項) 行爲能力を限定せられざる自然人にして読み書きし得る者は、何人たりとも仲裁人たることを得。

(第二項) 國家の裁判官は仲裁人たることを得ず。

第四百八十三條(第一項) 仲裁人一人を指名したる當事者は、相手方も亦一週間に仲裁人一人を指名して、其の人選を自己に通知すべき旨の催告を以て、自己の人選を相手方に通知するを要す。

(第二項) 前項の通知は公證人を通じて、又は書留の信書を以て之を爲すことを必要とす。

(第三項) 仲裁契約上第三者が仲裁人の指名を爲すことを必要とするときは、各當事者は何れも第三者に指名を催告することを得。期間並に催告及び通知の方法には前條の規定を適用す。

第四百八十四條 相手方が仲裁人の指名の通知を受領したるときは、當事者の一方は此の相手方に對し自己の爲したる仲裁人の指名に羈束せらるゝものとす。

第四百八十五條(第一項) 催告を受けたる當事者が期間内に仲裁人を指名せざりしとき、又は仲裁人が仲裁主任の選定に關して一致せざりしときは、仲裁契約に別段の規定を存せざる以上は、國家の裁判所は當事者の一方の申立に依り仲裁人若は仲裁主任を指名す。

(第二項) 仲裁人若は仲裁主任の指名に對しては抗告を爲すことを得ず。

第四百八十六條(第一項) 仲裁人を除斥するの權利及び此の權利を主張する時期については、國家の裁判官に關して適用ある規定を適用す。當事者は仲裁人の指名後に至つて初めて除斥の事由を知り

たる場合に非ざれば自己の指名したる仲裁人を除斥するの權利を有せず。

(第二項) 仲裁契約には本條の規定と相容れざる留保を掲ぐることを得ず。

第四百八十七條 重大なる事由あるときは、仲裁人は其の引受けたる義務を辭することを得。

第四百八十八條 國家の裁判所は當事者の一方の申立ありたるときは、職務を懈怠したる仲裁人に向つて、一定の期間内に其の義務を履行せんことを命じ、此の催告にも拘らず仲裁人が其の義務を履行せざりしときは、之を罷免す。此の處置に對しては抗告を爲すことを得ず。

第四百八十九條 仲裁契約自體を以て指名せざる仲裁人の死亡したるとき、除斥せられたるとき、仲裁人の義務の履行に必要な條件をもはや存せざるとき、又は他の重大なる事由に因り仲裁人がもはや其の義務を履行する能はざるに至りたるるとき、仲裁人が其の引受けたる義務を免れたるとき、及び仲裁人が懈怠の故を以て罷免せられたるときは、當事者は別の仲裁人の指名を請求することを得。

第四百九十條 仲裁人は自己の仕事につき補償を請求するの權を有す。補償の點に關して當事者間に合意が行はれざりしときは、國家の裁判所は仲裁人の申立に因り補償額を定む。

第四百九十一條(第一項) 左の場合には仲裁契約は其の效力を失ふ。

- (1) 仲裁裁判機關が判斷を爲すの義務を負ひたりし期間が経過したるとき、又は仲裁契約の掲ぐる別の規定に依り仲裁契約が消滅したりしとき、
- (2) 仲裁契約の取消に關する書面に依る契約の締結せられたりしとき、

(3) 仲裁裁判機關が判決を爲すことを過當に遅延したるとき、
 (4) 當事者双方が仲裁契約の規定上共同的に指名すべき仲裁人の人選に關して一致すること能はざるとき、

(5) 仲裁契約に依つて指名せられたる仲裁人が仲裁人の職務を引受くることを拒みたるとき、
 又は其の何等かの事由に因つて生じたる脱落の故を以て、將來其の仲裁人としての行爲を爲すこと能はざるとき、

(6) 判決を爲すに當つて一致若は多數を得ること能はざるとき。

(第二項) 當事者の一方の申立ありたるときは、國家の裁判所は豫め口頭辯論を経たる後決定を以て仲裁契約が消滅したるや否やを裁判す。

第四百九十二條 一定の權利關係に因つて生ずる一切の係争問題に關して仲裁契約が締結せられ、仲裁契約の消滅したる事由の性質が將來此の權利關係より生ずる係争問題の仲裁裁判に依る解決を絶無ならしめざるものなるときは、國家の裁判所も之に應じて仲裁契約の消滅に關する其の決定を現在の場合のみに制限す。

第四百九十三條 前條の規定に依つて提出したる申立を裁判するは、地方裁判所にあつては單獨判事の權限とす。此の事件については辯護士強制主義を存せず。

第二節 仲裁裁判の手續

第四百九十四條(第一項) 仲裁裁判の手續は、當事者自身に於て之を定むることを得。

(第二項) 仲裁人が就任するまでに前項の處置を爲さざるときは、仲裁裁判機關は自己の裁量に従つて手續を定む。

第四百九十五條(第一項) 仲裁裁判機關は當事者双方、證人及び鑑定人を訊問することを得るも、之を宣誓せしむるの權及び強制手段を施用するの權を有せず。

(第二項) 仲裁裁判機關自身に於て爲すの權を有せざる行爲を爲すの件に關しては、行爲の行はるべき地を管轄する區裁判所に之を請求するを要す。

(第三項) 區裁判所は當事者若は其の代理人及び仲裁裁判機關に前項の行爲の期日を通知す。仲裁人は當事者とは獨立して證據調に立會ひ、質問を爲すことを得。

第四百九十六條 仲裁契約に別段の規定を爲さざる以上は、當事者の一方が何等の意思表示をも爲さざるときは、仲裁裁判機關は相手方の陳述を聽きたる後事件に關して裁判を爲すことを得。

第四百九十七條 仲裁判断は絶對多數を以て之を爲すも、仲裁契約に別段の規定を設けたる場合は此の限に非ずとす。仲裁裁判機關が仲裁人二人より成るときは、仲裁人の一致を必要とす。

第四百九十八條 仲裁判断には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 仲裁契約の表示、
 - (2) 判決を爲したる場所並に日附、
 - (3) 當事者並に仲裁人の氏名、
 - (4) 當事者の請求に關する判断、
 - (5) 仲裁裁判機關が判断を爲すに當つて指導精神としたる事由。然れども仲裁契約中に於て其の録載を抛棄したるときは此の限りにあらずとす。
- 第四百九十九條(第一項) 仲裁判断にはすべての仲裁人に於て署名することを必要とす。
- (第二項) 仲裁人の一人が署名を拒みたる時、又は仲裁判断に署名すること能はざるときは、爾他の仲裁人は判断自體中に於て之を確認することを必要とす。仲裁人の多數の署名したる判断は、仲裁人の全員の署名したると判断に於けると同一の效力を有す。
- 第五百條(第一項) 仲裁裁判機關は送達の證明書と引替に當事者双方に仲裁判断の謄本を送達するものとし、此の謄本には原本に於けると同様仲裁人に於て署名す。仲裁契約には本條の規定と相容れざる留保を掲ぐるを得ず。
- (第二項) 仲裁裁判機關は國家の裁判所に仲裁判断又は和解の原本並に送達の證明書、仲裁契約及び其の他の證書を寄託す。
- 第五百一條(第一項) 仲裁判断に對しては控訴を爲すことを得ず。

(第二項) 仲裁判断は國家の裁判所の判決と同一の法律上の效力を有す。仲裁裁判機關の面前に於て締結せられたる和解は、當事者双方及び仲裁人の全員が之に署名したる場合には仲裁判断と同一の意義を有す。

第五百二條 國家の裁判所は當事者の一方の申立に依り判決若は和解の執行力に關する決定を爲し裁判所に交付せられたる仲裁裁判の記録よりして、仲裁判断若は和解が其の内容上公の秩序若は善良の風俗に反するものなりと見へざるときは、之に相當の執行文を附す。此の手續に於ては辯護士を以て當事者を代理せしむるを必要とせず。

第三節 仲裁判断取消の訴

第五百三條(第一項) 左の場合には當事者の一方は仲裁判断の取消を請求することを得。

- (1) 仲裁契約が成立せざりしとき、又は仲裁契約が無効なりしか若は失効するに至りしとき、
- (2) 當事者の一方が仲裁裁判機關の面前に於て其の權利を擁護するの道を奪はれたりしとき、
- (3) 仲裁契約若は法令中に於て規定したる仲裁裁判機關の面前に於ける手續に關する規定が遵守せられざりしとき、本號の規定は特に裁判所の構成、表決、判事の除斥に關する規定及び判決に關して特に然りとす。
- (4) 當事者の請求に關する裁判が理解し難く、矛盾を包含し、仲裁契約の範圍を超越し、又は其の

(5) 内容上公の秩序若は善良の風俗に反するとき、本法の規定に依り再審の訴を提起すべき理由を存するとき。

(第二項) 仲裁契約は本條の規定と相容れざる留保を掲ぐることを得ず。

第五百四條(第一項) 仲裁判断取消の訴は、仲裁判断の送達後一ヶ月内に國家の裁判所に之を起すべし。

(第二項) 訴が再審の訴の憑據たる事由を理由とせるときは、前項の期間は再審に關する規定に従つて計算す。

第五百五條 仲裁判断取消の訴の手續は、訴の場合に於ける手續に關する規定に従つて定まる。

第四節 總則

第五百六條 本編に於て國家の裁判所と稱するは、當事者双方が仲裁契約を締結することなかりしとせば、當事者間の訴訟を裁判するの任を有したる筈の國家の裁判所を指すものと解すべし。

第五百七條 本編の規定は終意の處分若は寄附行為に於て設けられたる仲裁裁判機關に準用し、特別法を以て別段の規定を爲さざるときは、公立の若は社會的の施設の規約又は一般の規則に依つて設置せられたりし常設の仲裁裁判機關に準用す。然れども此の規定は、當事者を絶對的に羈束する本編の規定に對しては違反することを許さず。かくの如き方法に於て設置せられたる仲裁裁判機關も亦、當事者、證人及び鑑定人を宣誓せしむるの權を有せず。また強制的の處置を施用することを

許さず。

第一部 了)

（第二項）執行は其の裁判所に附託せられたる以上は、執達吏に於て之を行ふ。

（第三項）執行が裁判所に附託せられたるときは、執達吏は執行機關たるものにして裁判所の命を受けて行動するものとす。

（第四項）裁判所は執行を適當に實施する爲、職權を以て執達吏に適當なる指令を與へ、手續に瑕疵あるときは、之を補正することを得。

第五百九條（第一項）申立及び意思表示は、執行手續に於ては或は書面を以て行ひ、或は口頭を以て調書に録取せしめて之を爲す。

第二卷 執行及び保全手續

第一編 執行手續

第一章 總則

第一節 執行事件に於ける管轄及び手續一般

第五百八條（第一項）執行事件は區裁判所及び區裁判所に任用せらるゝ執達吏の管轄に屬す。

（第二項）執行は其の裁判所に附託せられざる以上は、執達吏に於て之を行ふ。

（第三項）執行が裁判所に附託せられたるときは、執達吏は執行機關たるものにして裁判所の命を受けて行動するものとす。

（第四項）裁判所は執行を適當に實施する爲、職權を以て執達吏に適當なる指令を與へ、手續に瑕疵あるときは、之を補正することを得。

第五百九條（第一項）申立及び意思表示は、執行手續に於ては或は書面を以て行ひ、或は口頭を以て調書に録取せしめて之を爲す。

(第二項) 本法の規定上當事者の一方の意見を聴くが必要あるときは、案件の事情に應じて調書を以て之を行ひ、特に相手方の立會の上にて、又は相手方の不在の場所に於て、又は當事者の書面を以てする陳述に依て之を爲すを要す。

第五百十條 執達吏は必要の場合には自己の定めたる期間内に口頭若は書面を以て爲すべき陳述を當事者より請求することを得べく、尙ほ執達吏は手續に關與せざる官公署若は私人より報告を徴することをも得。

第五百十一條 執達吏は當事者の請求に依り、既に行はれたるそれらの執行行為にして其の期日の豫め當事者に通知せられざりしものを當事者に通知することを要す。

第五百十二條(第一項) 執達吏の執行行為に對する異議は、一週間内に區裁判所に之を申立つべし。此の期間は行為の行はるゝ日を以て進行を開始し、當事者が豫め期日の通知を請求したりし場合に於ては、此の通知の送達せられたる日を以て進行を開始す。

(第二項) 裁判所は決定を以て前項の異議に關して裁判を爲すことを必要とするものとし、豫め當事者の意見を聴くことを得。其の外執達吏に向つて説明を請求することを得。

第五百十三條(第一項) 區裁判所の決定に對する抗告は許さざるも、本編の規定に別段の定めある場合は此の限にあらす。執行手續に於ては上訴を許さず。

第五百十四條 執達吏は不當の行狀を爲し、又は自己の行動を妨害する者を制止し、制止に聽従せざるときは之を退去せしむることを得。

第五百十五條(第一項) 執達吏は抗拒を受けたる場合には警察の援助を請求することを得。軍人が抗拒を爲したるときは、執達吏は軍事警察機關の援助を請求することを必要とするも、遅延に因つて執行を阻碍するの虞あるとき、及び其の地に軍事警察機關を存せざるときは此の限にあらす。

(第二項) 共同の抗拒を抑止する爲又は執行行為に對する暴行を豫防する爲には警察の援助にては不充分なるときは、執達吏は裁判所長に向つて軍憲の援助を請求することを要す。

第五百十六條(第一項) 當事者は自己の事件に關して執達吏の記録を閲覧し、記録の謄本及び抄本を作るの權を有す。當事者の請求ありたるときは、之に記録の謄本若は抄本を付與することを必要とする。(第二項) 債權者の請求ありたるときは、執達吏は書面を以て之に事件の狀態についての報告を與ふることを必要とする。

第五百十七條(第一項) 同一の裁判所に任用せらるゝ數人の執達吏の間に於ける職務行為の分配は、此の裁判所の長官に於て之を行ふ。

(第二項) 特別の斟酌を拂ふの必要ある案件に於ては、裁判所の長官は債權者の申請に依り、一般の事務の分配上管轄權を有する執達吏以外の執達吏を指名することを得。

(第三項) 執達吏數人の連帶債務者中の一人に對して執行を爲すを要するときは、同一の區裁判所の

管轄区域内に於て、且同一の執行名義に基きて執行行為を爲すを要する以上は、他の何れの連帶債務者に對しても執行を爲すの權を有す。

(第四項) 執達吏前二項の規定の意味に於て執行を爲すの權を有するときは、事務の分配上此の執行を爲すを要したりし筈の執達吏に、執行の開始及び終結を通知するを要す。

第五百十八條(第一項) 他の裁判所が執行を管轄するものなることが手續の經過中に判明したるときは、管轄に従つて事件を移付す。既に執行済の執行行為は其の效力を保有す。

(第二項) 債權者が管轄を表示するに必要な開示を爲さざりしときは、是が爲に此の債權者に向つて一週間以上の期間を指示するを要す。此の期間を徒過したるときは、手續を廢止す。

第五百十九條 裁判機關の除外に關する本法の規定は、執達吏及び其の職務上の行動に之を準用す。必要な處置は裁判所の長官に於て之を爲す。

第五百二十條 事實上若は法律上の障碍の故を以て執達吏が其の職務上の行動を爲すこと能はざるときは、裁判所の長官は此の行動の執行を他の執達吏又は裁判所書記に委任す。

第五百二十一條(第一項) 執達吏は被害者が手續の經過中に本法に規定したる上訴の方法を以て損害を豫防すること能はざるときは、其の故意若は過失に因つて惹起したる損害を賠償するの義務を負ふ。

(第二項) 前項の損害については國庫と執達吏とは連帶債務者として代當の責任を負ふ。

(第三項) 第一項の損害賠償請求權の消滅時効は二年とし、此の期間は被害者が損害を惹起したる執達吏の行動若は過失を知りたるときより進行を開始す。

第五百二十二條 執達吏に關する本法の規定は、執達吏の行為を爲す者にも之を適用す。

第五百二十三條(第一項) 債務者は目的に叶へる執行の爲に必要な費用を債權者に償還するを要す。此の費用の取立は、請求の執行と同時に爲す。

(第二項) 此の費用に關して爲したる裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

第五百二十四條 訴訟につき當事者の一方に與へたる訴訟上の受救權は、保全及び執行の手續にも及ぶ。

第五百二十五條 本法の此の卷に於て規律せられざる場合に對しては、本法第一卷の規定を準用す。

第二節 執行名義及び執行文

第五百二十六條 執行は、執行文を具へて執行名義を成す、執行に適したる名義に基きて之を行ふ。

第五百二十七條 左の名義は裁判上の執行に適したる名義とす。

(1) 通常裁判所の確定裁判又は即時の執行力を有する通常裁判所の裁判並にかくの如き裁判所の面前に於て締結せられたる和解。

(2) 他の官廳に執行を留保せざる以上は特別裁判所の執行力ある裁判。

- (3) 仲裁判断及び仲裁裁判機關の面前に於て締結したる和解、
- (4) 法律上當然に裁判所に於て執行するの必要ある前三號に記載したる以外の裁判、和解及び證書、
- (5) 債務者が執行に服従することを表明したる公正證書にして且金額の支拂若は證書中に記載したる金銭以外の代替物の一定の數量の給付又は個別的に表示したる物の供給若は返還の義務を掲ぐる公正證書及び支拂、給付、供給若は返還の期日を記載したる公正證書。
- 第五百二十八條(第一項) ポーランド國に於ては通常裁判所の管轄に屬する事件に關し、民事の争訟手續に於て言渡ありたる外國裁判所の裁判、及び判決の意義を有する外國裁判所の裁判並にかくの如き手續に於て締結したる和解は、國際間の條約に之を規定せる場合には、執行に適したる名義たるものとす。條約に執行力の條件を別様に規定せざる以上は、かくの如き裁判及び契約は左の條件の下にポーランド國內に於て執行せらるゝものとす。
- (1) 國際間の條約が效力を生じたる後裁判の言渡あり、又は契約の締結せられたるとき、
- (2) 當該の事件を取扱ひたる外國の裁判所が本法の原則に従つて裁判を爲すの權限を有せざりしにあらざるとき、
- (3) 裁判が確定したるとき、
- (4) 裁判若は和解が外國に於て執行力を有したるとき、

- (5) 闕席判決に依つて完結したる訴訟への呼出が被告自身の手に送達せられたるとき、然れども送達が外國に於て施行せらるゝ送達に關する規定に従つて行はれたるときは、訴訟に於て外國國民の間に其の領土内に於て行はれたる送達を以て充分とす。
- (6) 裁判中に於てポーランド國民の行爲能力及び訴訟能力若は法定代理權を判断するに當つて、其の不利益に於てポーランド國法の原則に異なる判断を爲したるにあらざるとき、
- (7) 外國の裁判がポーランド國裁判所の確定裁判と矛盾せず、且同一の訴訟物に關してポーランド國の裁判所に訴訟の繫屬せざるとき、
- (8) 裁判又は和解がポーランド國內に於て行はるゝ公の秩序若は善良の風俗に關する原則と矛盾せざるとき。
- (第二項) 國際間の條約に執行文の付與の際に於ける手續が規律せられざるときは、抗告申立の期間を二週間とするの標準を以て、本法の規定を適用す。
- 第五百二十九條(第一項) 通常裁判所の執行に適したる名義については、第一審に於て當該の事件を取扱ひたる裁判所が執行文を付與す。第二審の裁判所は、記録が此の裁判所に在る間は、其の裁判に執行文を付與することを得。

- (第二項) 勞働裁判所の執行名義については、此の裁判所が執行文を付與す。
- (第三項) 前二項に記載したる以外の名義については、債務者が訴訟事件に於て普通裁判籍を有する

區裁判所が執行文を付與す。普通裁判籍を確定すべからざるときは、執行の行はるべき地を管轄する區裁判所が執行文を付與するも、債權者が外國に於て執行を爲さんことを企圖せる場合に於ては、執行名義を獲得したる地を管轄する區裁判所が之を付與す。

(第四項) 仲裁判斷又は仲裁裁判機關の面前に於て締結したる和解については、本法第一編に規定したる手續に於て執行文を付與す。

(第五項) 外國の執行名義については、債務者が訴訟事件に於て普通裁判籍を有する地方裁判所が執行文を付與するものとし、普通裁判籍を確定すること能はざるときは、執行の行はるべき地を管轄する地方裁判所が執行文を付與す。

第五百三十條(第一項) 執行文は、單獨判事が債權者の申立に因り、當事者を呼出すことなくして之を付與す。

(第二項) 執行に適したる債務名義が通常裁判所若は特別裁判所の裁判なるときは、執行文は裁判若は判決の正本を基礎とし、其の場合にあつては債務名義を基礎とす。

第五百三十一條 行政官廳若は特別裁判所にしてみづからは執行文を付與せざるもの、債務名義について執行文を獲得せんとするときは、債權者は債務名義の外此の債務名義は執行力を有する旨の此の官廳若は特別裁判所の證明書をも提出することを必要とす。

第五百三十二條(第一項) 外國裁判所の債務名義について執行文を獲得せんとするときは、債權者は債

務名義の原本及びポーランド國語を以てする認證したる譯文の外、此の債務名義は外國に於て執行力を有し且裁判は確定せるものなることの證明書を提出するを要す。判決が闕席判決なるときは、其の外訴訟への呼出狀は規定に従つて被告に送達したることの證明書を提出すべし。

(第二項) 提出すべき證書は外國の證書の認證につきて規定したる方法に於て認證せらるゝことを必要とするも、國際間の條約に別段の規定を存する場合は此の限にあらざとす。

第五百三十三條 執行文を獲得するにつき、法令の規定上官廳若は公證人が債務者に付與することを必要とする證明書若は證書を必要とするときは、債權者も亦此の證明書又は此の證書の付與を請求することを得。

第五百三十四條(第一項) 執行に適したる債務名義の發生したる後權利若は義務が他人に移轉したるときは、執行文を獲得するには公文書若は認證したる署名を具備する私證書を以て移轉を證明することを必要とす。移轉は裁判所に於て執行文中に記入す。

(第二項) 不動産登記簿を以て保全したる義務に關する執行に適したる債務名義に基きては、裁判所は不動産登記簿に此の義務の登記ありたる後に至つて負擔を負ふ不動産の所有者として登記せられたる何れの者に對しても執行文を付與す。此の場合に於ては執行は、不動産に對してのみ之を爲すことを得るものとし、此の事は執行文中に之を記入すべし。

(第三項) 本條第一項の規定に従つて、對人的義務も亦新所有者に移轉したることの證明せらるゝ以

上は前二號の規定に依つて爾他の財産に對する執行を除外せず。
第五百三十五條(第一項) 執行に適したる債務名義が通常裁判所若は特別裁判所の裁判なるか又は是等の裁判所の面前に於て締結したる和解なるときは、執行文に左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 執行文を付與したる裁判所の表示、
- (2) 此の債務名義が執行の權を與ふる旨の記載、
- (3) 執行文を付與したる年月日、
- (4) 判事の署名、
- (5) 裁判所の印章の押捺。

(第二項) 前項に記載したる場合以外の場合及び債權者若は債務者に更迭ありたる場合に於ては、其の外債權者及び債務者の記載、其の爲すべき給付及び其の他執行に伴ふ具體的事項を掲ぐるを要す。

第五百三十六條 數人の爲に若は數人に對して又は同一の債務者の各個の財産部分に對して執行を爲さんとするときは、裁判所は最初の執行名義の外に其の使途と其の順序番號とを記載して更に債務名義を付與することを得。

第五百三十七條 紛失したる債務名義の代りに更めて執行名義を付與するは、裁判所の決定に基き、且豫め口頭辯論を経るに非ざれば之を行ふことを得ず。更めて付與したる債務名義には、其の本來の債務名義の代りとして付與したるものなることを記入すべし。

第五百三十八條(第一項) 執行文の付與に關する裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

(第二項) 前項の抗告申立の期間は、債權者にとつては執行名義の付與若は其の却下の決定の行はれたる時より進行を開始し、債務者にとつては執行開始の通知の送達ありたるときより進行を開始す。

第三節 執行の開始及び其の他の執行行爲

第五百三十九條 執行の申請は管轄に應じて裁判所又は執達吏に向つて之を爲す。

第五百四十條 執行の申請には債權者並に如何なる給付を爲すべきや及び如何に執行を爲すべきやを開示するを要す。此の申請には執行名義を添付すべし。裁判所に向つて申請を爲すときは、申請は訴訟に關する書面の要件を具備することを必要とす。

第五百四十一條 債務者の爲すべき數個の給付中につき債務者は選擇を爲すの權を有するも、債權者が未だ選擇を爲さざりしときは、債權者は申請中に於て給付を指定す。債權者が假令一分たりとも其の指定したる給付を受領せざりしときは、債務者は是等の給付中他の給付を爲すことを得。然れども債權者が豫め指定したる給付の取立を拋棄したるとき、又は此の取立が其の效を收むること能はざりしときは、債權者は他の給付を指定するの權利を失はず。
第五百四十二條(第一項) 債權者は同一の債務者に對する同一の申請中に於て數種の執行を指定することを得。

(第二項) 債務者の財産の一分のみに對する執行が債權者に辨濟を爲すに充分なること明白なるときは、債務者は財産の他の部分に對する執行の中止を請求することを得。

第五百四十三條(第一項) 裁判所に對する申請と執達吏に對する申請とを併合することを許さず。異なる裁判所若は異なる裁判所所屬の執達吏に對する申請をそれ〴〵併合することを許さず。

(第二項) 申請を不適法に併合したる場合にあつても、其の管轄の設定せらるゝ以上は、裁判所若は執達吏に於て是が解決を爲す。然らざる場合に於ては申請を棄却す。

第五百四十四條(第一項) 最初の執行行爲の際執行名義の内容を記載し、執行方法を表示して執行の開始の通知を債務者に送達す。

(第二項) 債務者の請求ありたるときは、執達吏は執行名義の原本を債務者に呈示するを要す。

第五百四十五條 執達吏は執行と關聯して債務者が金銭若は其の他の物件を受くべきときは、債權者の請求に依り債權者より金銭若は其の他の物件を受領するを要す。

第五百四十六條(第一項) 本法に擔保の提供を規定せる場合に於ては、擔保は現金を以て、又は現行の規定上被後見人の資金を投資することを得べき有價證券若は營造物の豫金通帳を以て之を提供することを必要とす。

(第二項) 擔保の交付に關しては裁判所は關係者の意見を聽きたる後裁判を爲す。裁判所の此の決定に對しては抗告を爲すことを得。

第五百四十七條(第一項) 執行手續に於て納付したる金額は、遲滞なく交付すべきに非ざるときは、裁判所に供託すべし。

(第二項) 裁判所が金額及び其の留保せらるべき期間を斟酌するに於て相當と認めたるときは、裁判所は關係者の申請に依り供託せられたる金額の利息付投資を命ず。

第五百四十八條 執達吏は何れの執行行爲についても調書を作成するを要するものとし、調書には左の諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 行爲の場所並に年月日の表示、
- (2) 當事者及び立會はしめられたる其の他の者の氏名、
- (3) 行爲の經過に關する報告、
- (4) 立會人の申立若は陳述、
- (5) 調書の朗讀に關する記載、
- (6) 立會人の署名又は署名を具備せざる理由の記載、
- (7) 執達吏の署名。

第五百四十九條(第一項) 日曜若は法定の一般の休日並に夜間は、裁判所の長官の許可あるに非ざれば執行行爲を爲すことを得ず。

(第二項) 執達吏は執行を開始するに先だち、裁判所の長官の許可書を債務者に呈示するを要す。

第五百五十條(第一項) 軍事上の廳舎内及び軍艦上に於ては豫め指揮官に通知し、其の指定したる軍事機關の立會を以てするに非ざれば執行行爲を爲すことを得ず。

(第二項) 外交上の代表者の全般に亘つて居住する建物、外交上の代表者の事務室、若は本法の意味に於て内國の裁判權に服せざる者の住所に於ては、主管の外交上の代表者の承諾を以てするに非ざれば執行行爲を爲すことを得ず。此の規定の適用に關して疑義を生じたるときは、裁判所は司法大臣に稟伺するを要す。

第五百五十一條(第一項) 債權者及び債務者は執行行爲に立會ふことを得。債權者若は債務者の請求に依り、又は執達吏の裁量に従ひ執行行爲に證人を立會はしむることを得るも、各當事者より二人以上を立會はしむることを得ず。

(第二項) 債務者が執行行爲に立會はさるとき、又は執達吏が之を退去せしめたるときは、執達吏は一人若は二人の證人を立會はしむることを必要とするも、證人を立會はしむることに因つて惹起する時間の損失の結果として、執行の阻碍を懸念すべきときは此の限にあらずとす。

(第三項) 債務者の家族若は同居人も亦證人たることを得。

(第四項) 此の證人は補償を受くることなし。

第五百五十二條 鑑定を求むることを必要とするときは、執達吏は一人若は數人の鑑定人を立會はしむ。常任の裁判所の鑑定人に非ざる鑑定人は執達吏に向つて、自己が良心に従つて公平に自己の義

務を履行すべき旨の保證を爲すことを必要とす。

第五百五十三條(第一項) 執行の目的が必要とするときは、執達吏は債務者の房屋及び貯藏具の開放を命じ、其の物件、住居及び貯藏具を搜索す。之を以て未だ充分とせざるときは、更に債務者の着用せる衣服をも搜索するの權を有す。債務者が退去せんとするとき、又は債務者が其の携帯せる物件をして執行を免れしめんとするの意思あるの嫌疑を生じたるときにあつても、執達吏は前段の處置を爲すことを得。

(第二項) 婦女の衣服を搜索するには婦女を立會はしむべし。軍人の衣服の搜索は、執達吏は、軍事官廳が其の爲に指定したる軍事機關の面前に於て之を行ふ。

第五百五十四條 執達吏の交付する受領證は、債權者の受領證と同一の效力を有するも、債權者は之に因つて不動産登記簿若は登記簿に於ける登記の抹消に必要な行爲を爲すの義務を免るゝことなし。

第五百五十五條 執行手續の終結後にあつては執行の結果は之を執行名義上に記載すべく、名義は記録に編綴すべし。此の名義に基く執行が債權者に對する完全なる辨済の結果を來さざるときは、債務名義を債權者に返付すべし。

第四節 手續の中止及び廢止

第五百五十六條(第一項) 債權者又は債務者が訴訟能力を有せざること、又は法定代理人を有せざること、又は法定代理人を選任したる場合を除き、手続を中止す。

(第二項) 裁判所は債權者の請求に依り、法定代理人を有せざるか又は居所の知れざる債務者の爲に保佐人 *Pflichter* を任設す。

(第三項) 債權者若し債務者の法定代理人又は債務者の保佐人は、裁判所の決定若し執達吏の行爲が當事者の相當に代理せられざりし間の出來事たる以上は、之に對して異議を申立つることを得。異議申立の期間は、法定代理人若し保佐人が手續の繫屬について通知を受けたるときより、又は法定代理人若し保佐人が自己の手續に對する關與を届出でたるときより其の進行を開始す。既に行はれたる行爲の反覆は、行爲を爲すことに依つて訴訟能力を有せざる當事者の權利の侵害せられたる場合にあらざれば、之を請求することを得ず。

第五百五十七條(第一項) 手續は債權者若し債務者の死亡したる場合にあつても之を中止す。此の手續は關係當事者の申立ありたるときは、死者の權利承繼人を呼出すことに依つて之を再始すべし。

(第二項) 債務者の權利承繼人が相續を受諾せざりしとき、又は債務者の權利承繼人が知れざりしときは、裁判所は債權者の申立に依り死亡したる債務者を代理せしむる爲に保佐人を任設す。

第五百五十八條 其の外執行手續は左の場合に之を中止すべし。

(1) 債權者の請求ありたるとき、

(2) 戰爭若し其の他の障得に因る司法の停止中、

(3) 其の他法令を以て規定したる場合。

第五百五十九條(第一項) 執達吏の行爲に對する異議の申立又は裁判所の決定に對する抗告の提起ありたるときは、裁判所は申立に依り執行手續の全部若し一部を中止することを得。裁判所は債務者が擔保を提供するを以て手續の中止の條件とすることを得。

(第二項) 債務者が其の義務を履行するにつきて擔保を提供せるときは、裁判所は差押 *Pfändung* を除き、其の爲したる執行行爲を取消すことを得。

(第三項) 債權者が手續を續行することに因つて債務者によつて生ずることあるべき損害を償還するにつきて擔保を提供せるときは、裁判所は手續の中止を拒み、又は一旦中止したる手續を改めて再始することを得。

第五百六十條 債務者が執行行爲の開始に先だつて書面を以て、自己が其の義務を履行すること又は債權者が自己に猶豫を與へたることを、疑義を容れざる程度に立證したるときは、執達吏は執行行爲を拋棄することを得。此の拋棄は執達吏に於て債權者に之を通知することを要す。

第五百六十一條(第一項) 左の場合には執行手續の全部若し一分を廢止すべし。

(1) 裁判所の機關が執行の權限を有せざるものなること判明したるとき、

(2) 債權者の申立ありたるとき、

(3) 確定裁判に依つて債務名義が法律上の效力を失ひたるとき、
(4) 執行の目的物若は債務者の一身を斟酌するに於て執行を不合法とするものなること判明したるとき、

(5) 執行文上債務者が代當の責任を負はざる財産に對して執行が行はれたるとき、
(6) 執行に依つて執行の費用以上の金額を取立つるを得ざること明白なるとき、

(第二項) 前項第一號、第四號及び第六號の場合に於ては、職權を以て廢止を爲す。

(第三項) 第一項第四號及び第五號の場合に於て、手續の廢止を宣言する決定を遲滯なく言渡すこと能はざるときは、執達吏は決定の言渡あるまで手續を中止す。

(第四項) 手續は法令の規定したる其の他の場合に於ても之を廢止すべし。

第五百六十二條(第一項) 債權者が三年内に執行を支持せざるとき又は中止したる手續の再始を請求せざるときは、執行手續は法律上當然に消滅す。此の期間は最後の執行行爲の行はれたるときより進行を開始し、或はまた中止の事由の消滅したるときよりも亦進行を開始す。

(第二項) 執行手續の消滅は既に行はれたる執行行爲を取消すの結果を生ずるも、債權者が新に執行を爲すことを禁ずるものにあらざるも、執行が全然不合法なるときは此の限りにあらずとす。

(第三項) 債權者若は債務者の申請ありたるときは、執達吏は手續の消滅に關する證明書を付與す。

第五百六十三條 債權者が自己の保管中なる債務者の動産につきて質權を有するときは、債權者が此

の物より完全なる辨濟を受け得る以上は、債務者の申請に依り債務者の財産の他の部分に對する執行を廢止すべし。

第五百六十四條 手續の中止若は廢止に先だちて債權者及び債務者を審訊することを必要とするも、手續の廢止を理由付くる確定裁判の既に言渡されたるとき、又は中止若は廢止が債權者の欲求したるところなるとき、又は法律上當然に中止若は廢止の行はれたるときは此の限りに非ずとす。

第五百六十五條 手續の中止若は廢止に關する裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

第五百六十六條(第一項) 左の場合には債務者は訴の方法に於て執行の全部若は一分の廢止を請求することを得。

(1) 執行文の付與の行はれたる事實上の條件が消滅したるとき、

(2) 債務名義を作成したる後義務消滅の原因となる事件が発生したるとき、又は執行を行ふこと能はざるの原因となる事件が発生したるとき、債務名義が裁判所の判決なるときは、債務者は口頭辯論の終結後に發生したる事由をも訴の理由となすことを得。此の事由は訴狀に添付したる書證を以て立證することを必要とす。

(第二項) 前項の場合に於ては、訴は執行の行はるゝ地を管轄する事物の管轄を有する裁判所に之を起すことを必要とす。

(第三項) 行政官廳の債務名義に基きて執行を行ふときは、義務が消滅したるや否や、又は義務は執行

することを得ざるや否やの點に關する裁判は、債務名義を發したる行政官廳の權限とす。
 第五百六十七條(第一項) 或る物件を目的とする執行が第三者の權利を侵害するときは、此の第三者は訴の方法に於て此の物件に對する執行の免除を請求することを得るものとし、特に左の場合に然りとす。

- (1) 此の物件が第三者の所有に屬するとき、
 - (2) 第三者が此の物件につき制限物權を有し、且法令が執行の際に於ける此の權利の別段なる斟酌方法を規定せざるとき、
 - (3) 此の物件が債務者の所有に屬するも、第三者が此の物件の返還を請求するの權利を有するとき、
 - (4) 第三者の爲に債權者に對しても效力を有する此の物件の讓渡若は負擔の禁止を存するとき。
- (第二項) 前項の訴は執行の行はるゝ地を管轄する、事物の管轄權を有する裁判所に起すべし。
- (第三項) 本條の訴は債權者に對して指向することを必要とするも、債務者に對する訴が同一の法律上及び事實上の基礎に立脚する場合には、債務者に對しても指向することを得。
- 第五百六十八條(第一項) 前二條に依つて規定せらるゝ訴狀中には、原告は此の時期に申立つることを得べき一切の異議を掲ぐることを要す。原告が此の訴狀中に於て異議を申立てざりしときは、爾後

の手續に於ては原告は其の異議を主張するの權利を失ふ。

(第二項) 裁判所は原告の申立に依り訴の保全 *Klagensicherung* の方法に於て、執行の中止を命ずることを得。

第五節 執行の制限

第五百六十九條(第一項) 本法の規定の意味に於ける國際間の慣行を遵守するに於て、ポーランド國の裁判權に服せざる者に對しては、執行をも爲すことを得ざるも、是等の者がポーランド國の裁判權に服する訴訟事件の場合にあつては此の限りにあらずとす。

(第二項) 服務上の使用に供せらるゝ物件に對する執行、並に債務者の一身に對して指向せられる一切の執行行爲を許さず。

(第三項) 此の規定を適用するに當つて疑義を生ずるときは、裁判所は司法大臣に稟伺するを要す。
 第五百七十條 左の物件は強制執行を受くることなし。

- (1) 家具、寢具、下着類及び日用の衣類にして債務者及び其の家族にとつて缺くべからざるもの
- (2) 廢疾の故を以て債務者及び其の家族の利用する補助手段、
- (3) 債務者、其の家族及び其の奴婢が一ヶ月を支ふるに缺くべからざる糧食及び薪炭、
- (4) 債務者、其の家族及び其の奴婢の生計を營む上に缺くべからざる以上は牝牛一頭若は山羊

二頭若は羊三頭並に次期の收穫期までの間之を畜養するに必要なる材料、

- (5) 肉體勞働に従事する債務者の一ヶ月間個人的營利行爲に缺くべからざる物件及び原料、
 (6) 服務上の義務を履行し、又は職業を執行するに缺くべからざる物件並に精神的勞働に従事する債務者の相當なる衣服、

- (7) 一定の時期に定額の俸給、給料若は其の他の支拂を受くる債務者にあつては、次の支拂期日に至るまでの期間についての此の所得の差押ふることを得ざる部分に相當する金額、

- (8) 定額の収入を受けざる債務者にあつては、自己及び其の家族が二週間生計を營むに缺くべからざる金額、

- (9) 非常の場合、特に疾病若は死亡の場合に債務者若は其の家庭の困窮を保護する爲に債務者若は其の家庭に與へられたる物件、並に此の目的の爲に贈與せられたる金銭又は消費貸借として貸與せられたる金銭にして、債務者が此の目的の爲に是等の物件若は金銭を尙ほ必要とするとき、

- (10) 債務者及び其の家族が宗教上の勤行を爲すに供せらるゝ物件、又は授業の爲に缺くべからざる物件、

- (11) 勳章及び徽章、婚約の指環、信書及び其の他債務者の個人的書類並に其の計算簿、

- (12) 日常に使用する物件にして債務者の必要とするもの、及び殆ど賣却價値を有せざるも債務

者にとつては重大なる使用價値を有する物件、

- (13) 死亡したる家族を埋葬するに使用するの用途を有せる物件、

第五百七十一條(第一項) 私法の規定に基きて不動産の附屬物若は主物の從物たる物件は、不動産若は主物に對する執行と區別したる執行の客體たることを得ず。

(第二項) 其の外鑛山、鐵道、航海、内水航行、航空、郵便、電信若は電話の交通の經營を維持する爲又は病院若は藥局の經營の爲に缺くべからざる物件も別の執行を受くることなし。

第五百七十二條 左の所得は執行を受くることなし。

- (1) 郵便貯金の小切手勘定又は銀行業を營む其の他の施設に拂込みたる俸給、
 (2) 服務上の事項に於ける立替金及び旅費又は恩給受領者の移住に伴ふ支出に充當するの使途を有する金額及び現品の給付、

- (3) 職業的に軍隊に屬するに非ざる下士卒の給料及び其の他の一切の服務上の収入及び附帶收入、

- (4) 獎學金、

- (5) 疾病保險の保險金及び失業保險の扶助金、

- (6) 疾病、死亡若は其の他の困窮の場合に自己及び自己の家族を保護する爲に債務者の受くる扶助料。

第五百七十三條 其の外債務者自身にあらざれば行使することを得ざる権利も亦執行を受くることなし。

第五百七十四條 死亡の場合に補助金として又は一回限りの扶助料として何等かの名稱の下に、又は埋葬費保険金として支拂はるゝ金額は、埋葬費を支辨する爲以外には執行を受けず。

第五百七十五條(第一項) 公法上の雇傭關係に在る者及び自治體の使用人の俸給及び恩給退職給及び遺族扶助料並に衆議院議員及び元老院議員の日常精神的使用人及び労働者の報酬並に扶助料、老廢年金、保險、其の他何かの法律上の名義に因る扶助金の名義の下に提供すべき生計の確保を目的とする反覆の給付にして毎月千二百ツロチイを超えざるものは五分の一まで、扶助料の辨濟の爲には五分の二まで執行を受くるものとし、此の場合にあつては毎月百ツロチイの額を執行より控除するも、扶助料の請求の主張せらるゝ場合は此の限りにあらずとす。債務者が毎月千二百ツロチイ以上を受くるときは、更に全超過額の半額は執行を受くるものとし、扶助料の請求の辨濟の爲には他の半額も亦執行を受くるものとす。

(第二項) 扶助料の取立と他の債權の取立と競合する場合にあつては、五分の一はすべての請求の爲にする執行を受く。他の債權との競合の際最初の五分の一にては不足なるときは、第二の五分の一は扶助料の請求を辨濟する爲にのみ提供す。同様にして毎月千二百ツロチイを超過する額は執行を受く。

(第三項) 債務者が家族を扶養する爲に受くる手當は全部此の家族の扶助料の請求の辨濟の爲にする執行を受くるものとし、特に他の債權に優先するの順位を以てす。

(第四項) 軍人の俸給若しは恩給は、特別の規定に従つて執行を受く。

第五百七十六條(第一項) 前條に記載したる所得中には手當及び現品給與の價額を一切通算するも、租税、恩給上納金及び法令の規定したる公課は之を控除すべし。

(第二項) 債務者が前條に記載したる數個の淵源よりする所得を有するときは、所得の總額を計算の基礎とすべし。

第五百七十七條(第一項) 國庫に對する金錢債權の執行は契約上の質權又は契約を以て設定したる抵當權の換價の目的の爲にあらざれば之を許さず。其の他の場合に於ては債權者は金錢債權を受領するの目的を以て、執行名義を直接關係官署に提出するを要するものとし、當該の官署は遲滯なく負擔たる金額を支拂ふの義務を負ふ。

(第二項) ポーランド國國營鐵道、ポーランド國國營郵便、電信、電話施設等の國家的企業に對する金錢債權に關しても、亦前項の規定を準用す。

第五百七十八條(第一項) 自治體に對する金錢債權の執行の制限は、特別の規定を以て之を規律す。

(第二項) 一般行政の總督官廳が公法上の慈善的施設たるものとして承認したる施設に對する金錢債權の執行は、官廳が公の利益に於て差押ふべからざるものと認めたる財産の部分に對しては、之を

許さず。第五百七十九條 執行の制限に關する裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

第二部 執行に關する特殊の規定

第一章 金錢債權の執行

第一節 動産に對する執行

第一款 差押

第五百八十條 動産に對する執行は、此の動産の所在地を管轄する裁判所所屬の執達吏に於て之を爲すを要す。

第五百八十一條(第一項) 動産に對する執行は、執達吏が之を差押ふるを以て開始す。

(第二項) 債務者の動産は債務者の保管中なるか又は此の物に對する執行を申立てたる債權者の保管中に在るときは、之を差押ふることを得。第三者の保管に係る物は、其の明示的の承諾あるにあらざれば之を差押ふることを得ず。

(第三項) 動産の差押は、債權者に辨濟する爲、又は執行費用を支辨する爲に必要なる以上に之を擴張

することを得ず。

第五百八十二條(第一項) 數人の共有に屬する動産の債務者に屬する持分に對する執行は、動産に對する執行と同様にして之を行ふも、債務者の持分に限り執行を受くるの制限を以てす。

(第二項) 其の他の共有者の全員は、物の全部の賣却を請求するの權利を有す。

第五百八十三條(第一項) 執達吏は差押へたる物を差押調書 *Pfändungsprotokoll* に登録することに依つて差押を行ふ。

(第二項) 債務者は差押の際、債務者が差押の際不在なりし場合にあつては差押調書の謄本を受領したる際遅滞なく、自己の保管中なる動産にして第三者が執行の免除を求むる權利を主張することを得べきものを執達吏に申告することを必要とし、特に是等の權利者の住所氏名を開示して之を爲す。執達吏は債務者の申告したる者に差押を通知することを必要とす。

第五百八十四條 債務者が差押に際し前條の申告を拒み、又は意識して不實の申告を爲したるときは、裁判所は執達吏の申立に依り債務者を審訊したる後之に五百ツロチイ以下の償金 *Geldbuße* を科することを得。

第五百八十五條 執達吏が執行の續行を猶豫したるときは、執達吏は事情に應じて未だ差押へざる物の轉匿を阻止する處置を爲すことを必要とす。

第五百八十六條(第一項) 債權者が自己の立會の下に差押の行はれんことを請求したるときは、執達吏

は債権者に差押の期日を通知することを要す。

(第二項) 前項の通知を爲したるにも拘らず債権者が出頭せざるときは、執達吏は其の不在の儘差押を行ふ。

(第三項) 執達吏が豫め債権者に通知することなくして其の不在中に差押を爲したるときは、債権者は自己の協力の下に差押を追加的に確認せられんことを請求することを得。

第五百八十七條(第一項) 既に差押済なる物件を他の債権に基いて差押ふるの必要あるときは、更に個々の差押物を調書中に記載することなくして、第一次の差押調書中に新しき差押を記入することに依つて、新しき差押を行ふ。

(第二項) 債権者は執達吏が調書に基きて是等の物件の再度の差押を審査し、確認せんことを請求することを得。此の行爲は債権者に於て調書中に於て確認することを必要とす。

第五百八十八條(第一項) 執達吏は差押へたる各個の物件の價額を差押調書中に記載するを要す。

(第二項) 執達吏が評價の目的の爲に鑑定人の立會を必要と認めたるとき、又は債権者若は債務者が異議を申立てたるときは、鑑定人に依る評價は差押自體の際に之を爲すを要するものとし、又は其の不可能なるときは、競賣の日に之を爲すを要す。

(第三項) 金銀物及び白金物は其の鑄直費用を斟酌して地金相場よりも低く評價することを得ず。

第五百八十九條(第一項) 執達吏は前條に規定したる評價の爲に一人以上の鑑定人を立會はしめざる

を要す。數種の物を評價するの必要ありて、すべての物を評價することを得べき鑑定人を存せざるときは、執達吏はそれらの種類の評價に特殊の鑑定人一人を立會はしむるを要す。

(第二項) 當事者が鑑定人に依る評價を請求するときは、費用を支辨する爲豫め執達吏の定めたる相當の金額を納付することを要す。

第五百九十條(第一項) 達達吏は差押へたる各個の物件に差押を形式的に表示する差押標を貼付することを必要とす。差押標を貼付すること不可能なるときは、他の方法に於て表示を爲す。

(第二項) 執達吏は差押へたる物件を、其の許に於て差押の行はれたる者の保管に留むることを要するも、重大なる事由ありたるときは、手續の如何なる状態に在るを問はず之を他人の監督の下に屬せしむることを得べく、債権者の監督の下に置くことをも得るも、運送を爲すの必要あるときは此の限りにあらずとす。

(第三項) 差押物の保管を委ねられたる者は、監督者の義務を負ふ。

(第四項) 執達吏は債務者及び監督者に調書の謄本を送達するを要す。

第五百九十一條(第一項) 差押物が債務者の房屋内に留められ、債務者自身又は債務者と同棲し若は債務者と共に労働する家族の監督に託せらるるときは、物が使用に因つて其の價額を失はざる以上は監督者が物の通常の使用の権利を有す。他人の許に於て差押へたる物が此の者の監督の下に在りて、此の者が物を使用するの権利を有する場合についても亦同じ。

(第二項) 其の場合に於ては監督者は、自己の監督に移れる物を使用するの権利を有せず。

第五百九十二條(第一項) 監督者は其の監督に附託せられたる物の價額が減少せざるやう此の物を保管し、執達吏の請求ありたるとき、又は裁判所の決定ありたるとき又は當事者双方の一致したる請求ありたるときは、之を返還するの義務を負ふ。

(第二項) 監督者は偶然の損害若は不可抗力に依る損害に對しては、代當の責任を負はず。

(第三項) 監督者は其の意圖を以てしたる物の保管地のあらゆる變更を執達吏に通知することを必要とす。

第五百九十三條(第一項) 監督者は保管についての立替金の補償及び其の監督に對して其の盡力に相當する賠償を請求するを得。

(第二項) 立替金及び報償の額は執達吏に於て之を定め、之を當事者双方及び監督者に通知す。

第五百九十四條(第一項) 執達吏は重大なる事由ありたるときは、監督者を罷免して別人を選任することを得。

(第二項) 執達吏は監督者の更迭に先だちて當事者双方の意見を聴くことを必要とするも、即時の更迭を必要とする場合は此の限りにあらずとす。

第五百九十五條 債権者は差押物が運送中又は監督者の許に於ける其の保管中に被りたる損害若は滅失につき、債務者に對して代當の責任を負はず。

第五百九十六條 司法大臣は命令を以て差押物の保管及び監督の爲、及び其の賣却の爲に特別の場合を設置すべき旨を命ずるを得。

第五百九十七條(第一項) 執達吏は差押へたる金銭を債権者の辨済に使用するを要するものとし、此の金銭が債権者の全員に辨済するに不足なるときは、配當の爲之を裁判所に供託することを必要とす。

第三者が此の金銭につき債権者に對する支拂を妨ぐべき権利を有する旨の異議の申立ありたるときも亦、同様に處置することを必要とす。

(第二項) 三週間に差押を無効と宣告し又は金銭の返還を命ずる管轄裁判所の裁判の提出せられざる以上は、裁判所は金銭を債権者に引渡すことを要す。

(第三項) 裁判所の決定に對しては抗告を爲すことを得。

第五百九十八條 債権者の申立ありたるときは、執達吏は物の賣却に移る。賣却は公の競賣に依つて行ふ。

第五百九十九條(第一項) 執達吏は競賣が差押後第十五日と第三十日との間に行はるゝやうに競賣期日を定むることを必要とす。債権者が差押後に至つて初めて賣却を申立てたるときは、標準たる時期は差押の日にあらずして、申立の提出の時期とす。

(第二項) 物が間もなく腐敗するの虞あるとき、又は賣却が遅延するに於ては物は著しく價值を喪失

するの虞あるとき、又は其の價値に比較して保管に過大の失費を惹起するの虞あるときは、執達吏は差押後第十五日より以前に期日を定むることを要す。

(第三項) 訴を提起することに依つて差押に異議を申立つるときは、裁判所は間もなく腐敗の虞ある物の賣却を猶豫するの權を有せず。

第六百條(第一項) 無記名證券、外國の通貨又は其の他市價若は取引所價値を有する動産は、執達吏に於て自由に當日の相場を以て之を賣却することを必要とす。一週間に賣却すること不可能なるときは、申立を爲したる當事者が前記の期間内に送料を支辨するに必要な金額を納付せる以上は、市價若は取引所價格を以て自由に賣却する爲當事者の一方の申立に依り、更に大なる商業地に在る他の裁判所の執達吏に此の物を送付することを要す。債権者は運送中に於ける物の損害若は滅失について代當の責任を負はず。

(第二項) 自由なる賣却が其の效なかりしときは、執達吏は公の競賣に依つて賣却を爲すを要す。

第六百一條(第一項) 競賣は物の存在する地に於て之を爲すを要す。

(第二項) 競賣は依つて以て有利なる結果を獲得することを得べきときは、當事者の一方の申立に依り前項以外の地に於て之を爲すを要す。執達吏は此の目的の爲に物を他の地に運送するやう取計らふことを必要とし、必要な場合には他の裁判所の執達吏に此の物を送付することを必要とす。債権者は運送中に於ける物の損害又は滅失につき、債務者に對して代當の責任を負はず。

(第三項) 申立を爲したる當事者が執達吏の定めたる期間内に、運送に伴ふ費用を支辨するに必要な金額を納付せざるときは、執達吏は送付を拒むことを要す。

第六百二條(第一項) 執達吏は競賣を公告することを必要とす。此の公告には左の諸件を記載するを要す。

(1) 競賣の場所及び年月日の開示、

(2) 競賣すべき物件及び評價の總價額の一般的表示、

(3) 競賣物を檢分することを得べき場所及び年月日。

(第二項) 執達吏は遅くも公告の公表の爲に規定したる期間内に當事者双方及び監督者に公告の謄本を送達することを必要とす。

第六百三條(第一項) 執達吏は競賣の遅くも三日前、然れども差押後第十五日より以前に差押を爲すべきときは競賣の遅くも一日前に、競賣の行はるべき房屋の外扉に、競賣の公告を貼付し、公告の通知を管轄市町村役場に送付することを必要とする外、其の必要と認めたるときは、普及の爲に其の土地に行はるゝ他の方法に於てする公告を命ずるを要す。

(第二項) 市町村役所の所在地が地方裁判所の所在地なるか、又は地方裁判所の支部の所在地なるときは、市町村役所に於ては競賣の公告を爲さず。

第六百四條(第一項) 競賣すべき物件の價額が五百ツロチイ以上に定まりたるときは、執達吏は當該の

土地に於て普及せる日刊新聞紙上に一回丈公告するやう取計らふことを必要とす。其の可能なる場合に於ては、各個の公告の代りに競賣期日に關して集合公告を爲すことを得べく、公告が異なる債務者に關し、期日が異なる日に屬する場合にあつても尙ほ且然りとす。

(第二項) 當事者の一方の申立あり、且此の當事者に於て費用を負擔するときは、執達吏は當事者の表示したる他の相當なる方法に於ても公告を爲すを要す。

第六百五條(第一項) 執達吏は評價額の半額たる價格を呼上ぐることに依つて競賣を開始す。此の呼上價格は此の物を讓渡することを得べき最低の價格たるものとす。

(第二項) 金銀物又は白金物は評價額を以て呼上ぐ。是等の物は其の地金相場以下の價格を以て讓渡することを得ず。

第六百六條(第一項) 競賣は公告中に記載したる時刻より二時間以上遅れて開始することを得ず。

(第二項) 債務者、執達吏、其の妻子並に官憲としての資格に於て競賣に立會ふ者は競賣に關與することを得ず。

第六百七條(第一項) 執達吏は各個の物又は同種の物の各組を順序に従つて賣却に供し、同時に評價額及び呼上價格を告ぐ。債務者は物が自己の表示したる順序に於て賣却に供せられんことを請求することを得。

(第二項) 競賣は口頭を以て之を行ふ。

(第三項) 競賣申込人は他人が更に高價格を申込まざる以上は、其の申込みたる價格に羈束せらるゝものとす。

第六百八條 呼上後何人も呼上價格をも申込まざるときは、執達吏は競賣が無効に經過したることを調書中に於て確認す。

第六百九條 差押物の一分の競賣得金を以てして、債權及び執行の費用を支辨するに充分なるときは、執達吏は競賣を中止し、他の差押物を解放す。

第六百十條 執達吏は競落を爲し、又は別の申込を三回まで催告したる後何人も更に高價の申込を爲さざるときは、最高價申込を爲したる者に賣却物の所有權を歸す。

第六百十一條(第一項) 債權者及び債務者は競賣の公の性質、最低取得價格若は競賣への關與の除外に關する規定に對する違反ありたる場合には、競落に異議を申立つることを得。此の異議は競賣調書を以て申立つることを必要とす。間もなく腐敗するの虞ある物の競落に對しては異議を申立つることを得ず。

(第二項) 異議に關して裁判を爲す裁判所の決定に對しては抗告を爲すことを得。取得價格が五萬ツロチイを超ゆるときは、地方裁判所の決定に對して控訴院に再抗告を爲すことを得。

(第三項) 裁判所が二週間に此の異議に關して裁判を爲さざるときは、取得者は取得を抛棄して既に支拂ひたる金額の還付を請求することを得。

第六百十二條(第一項) 取得の總價格が五千ツロチイを超えざるときは、取得者は競落後直ちに取得の總價額を納付するの義務を負ふ。取得者が此の價額を納付せざるときは、取得者は競落に由る權利を失ひ、もはや競賣に關與することを得ず。執達吏は遲滞なく同一物の競賣を反覆し、此の場合には呼上價格を以て始む。

(第二項) 裁判所は執達吏の申立に依り、直ちに總價額の納付を爲さざりし取得者に取得價格の五分の一以下の價金を科するを要す。

第六百十三條 取得價格が五千ツロチイを超ゆるときは、取得者は直ちに此の價格の五分の一を納付するを要するも、納付額は五千ツロチイを下ることを得ず。殘額は翌日の十二時まで之を納付するを要す。取得者が此の期間内に殘額を支拂はざるときは、既に納付したる五分の一の額を失ふ。

此の場合には競賣を無効と宣告す。

第六百十四條 前二條の意味に於て取得者より取立てたる賣買代金の五分の一は、債權者に辨濟する爲に使用す。債權者に辨濟することがもはや必要ならざるときは、債務者が之を受領す。

第六百十五條(第一項) 取得者全價格を支拂ひたるときは、取得したる物の所有者となるものとし、即時に此の物を引取することを要す。

(第二項) 競落に對して異議を申立つることを得る場合に、調書を以てするかくの如き異議の申立ありたるときは、取得者に對する賣却物の引渡を行はず。

第六百十六條(第一項) 競賣が其の效を收むること能はざりしときは、債權者は二週間に第二回の競賣期日の指定を請求することを得べく、又は賣却せざりし物若は其の中の若干者を自己の所有とすることを得るものとし、特に評價價格の四分の三を下らざる價格を以てすることを得。

(第二項) 數人の債權者が執行を爲すときは、最高價を申込みたる債權者が物を所有するの優先權を有し、數人の債權者が同一の價格を申込みたるときは、其の申立に依つて執行の行はれたる者が此の物を所有するの優先權を有す。物を引取らんとする旨の意思表示は、債權者が申立と同時に全價格を納付したる場合に限り效力を有す。物の所有權は引取りたる物を債權者の所有に歸する旨の此の債權者に通知せられたる時を以て債權者に移轉す。

(第三項) 二週間に第二回の競賣期日を指定せられんことを求むる申立も爲されず、また此の物を引取らんと欲する旨の意思表示も行はれざるときは、執達吏は賣却せられざりし物に關する手續を廢止す。數人の債權者中の一人が競賣を請求し、他の一人が引取を請求して數人の債權者の申立が矛盾するときは、第二回の競賣期日を指定す。

第六百十七條 第二回の競賣の場合にあつては、呼上價格は評價價格の五分の二とす。第二回の競賣の場合にあつても呼上價格の申込すらもなきとき、又は競賣が其の效なかりしときは、債權者は評價額の半額に相當する價格を以て物を引取るの權利を有す。

第六百十八條 執達吏は當事者の一方の申立ありたるときは、相手方の意見を聞きたる上にて手續の

如何なる状態にあるを問はず、評價額よりも四分の一以上高價なることを必要とする價格を以て、自由差押物を賣却することを得るも、差押後二週間の満了する以前に此の處置を爲すことを得ず。

第六百十九條 取得者が執行を申立てたる唯一の債権者なるときは、其の債権を取得價格に通算するの權利を有す。

第六百二十條 取得者は取得の無効を宣告せんことを請求することを得ず。また取得物に瑕疵あるの故を以て、又は損傷の故を以て取得價格の減少を請求することをも得ず。

第三款 財産の開示

第六百二十一條(第一項) 差押調書に因り差押物の賣得金が債権を辨済するに不足なること判明したるとき、又は第三者が差押物の解放を理由付くる權利を届出でたるも、債務者は辨済に充分なる他の物を保管しあらざるときは、裁判所は債権者の申立に依り債務者に向つて財産目録を提出して自己は其の財産中の何物をも隠匿せざりしこと、並に財産目録は正確にして且完全なることの誓を宣ふべき旨を命ずるを要す。

(第二項) 債権者は裁判が確定せるにあらざれば、自己の債務名義に基きて財産目録の提出及び宣誓を請求することを得ず。

(第三項) 裁判所の此の決定に對しては抗告を爲すことを得。

第六百二十二條 債権者は執行の開始せらるゝ以前にあつても、動産に對する執行が自己の辨済の結

果を招來せざるべきことを疏明するに於ては、執行名義に基きて財産目録を提出し、宣誓の行はれんことを請求することを得。

第六百二十三條(第一項) 債務者に財産目録の提出及び宣誓を命ぜんことを求むる申立に關しては、裁判所は非公開の會議に於て當事者を呼出し其の出頭したる場合には之を審訊したる上にて裁判を爲す。然れども宣誓は此の決定の確定後に至つて初めて之を徴す。

(第二項) 債務者の呼出狀中には不出頭及び財産目録の不提出、不宣誓發せられたる間に對する回答の拒絶の結果に關する規定の内容を掲ぐることを要す。

第六百二十四條(第一項) 債務者は財産目録中に其の財産の所在の場所を開示し、財産目録中に記載したる債権及び其の他の財産權に關係する權原及び證據を掲ぐることを必要とす。

(第二項) 裁判所及び其の許可あるときは債権者は宣誓を爲さしむるに先だち債務者に向つて、執行の目的たるべき物及び權利の調査を目的とする問を發することを得。

第六百二十五條(第一項) 債務者が充分なる理由なくして財産目録を提出し、宣誓を爲す爲に出頭せざるとき、又は出頭はすれども財産目録を提出せず、又は答辯若しは宣誓を拒みたるときは、裁判所は債権者の申立に依り債務者に對して本法の相當の規定に依る拘置を命じ、釋放後二週間に其の命ぜられたる義務を履行せざる場合につき、再拘置を命ずるを要す。

(第二項) 本條の規定は爾後の手續にも之を適用す。

(第三項) 同一の決定に基く拘置は、毎時二週間以下とす。拘置の總期間は六ヶ月を超ゆることを得ず。

(第四項) 裁判所の此の決定に對しては抗告を爲すことを得。

第六百二十六條(第一項) 拘置期間中債務者は財産目録の提出及び宣誓の爲自己を裁判所に出頭せしめんことを請求することを得。裁判所は債権者を呼出すことなくして遅滞なく財産目録を受理し宣誓を爲さしむるを要するものとし、然る上にて債務者を釋放すべし。

(第二項) 是等の行爲を爲すに當つて債権者が立合はざりしときは、執行の指向せらるべき物件の調査を目的とする問を發する爲に更めて債務者を呼出さんことを請求するを得。債務者が出頭せざるとき、又は債務者が回答を拒みたるときは、前條に記載したる結果を生ず。

第六百二十七條 債務者宣誓を爲したるとき又は六ヶ月間拘置せられたるときは、債務者が後に至つて執行を行ふことを得べき財産を取得したることを債権者に於て證明したる場合、又は宣誓若は拘置以來既に五年を経過したる場合に非ざれば、債務者は同一若は他の債権者の請求に依つて更めて宣誓を爲すの義務を負はす。

第六百二十八條 後見を受くる者は財産目録を提出し、宣誓を爲すの義務を負はす。此の義務は後見人の負ふ所とす。

第二節 金錢債權及び其の他の財産權に對する執行

第六百二十九條(第一項) 金錢債權及び其の他の財産權に對する執行は、債務者の住所の地を管轄する裁判所の執達吏の擔任する所とす。債務者がポーランド國內に住所を有せざるときは、債務者の居所の地を管轄する裁判所の執達吏の擔任とし、居所が知れざるときは、債務者の企業を有する地を管轄する裁判所の執達吏の擔任とす。然れども債權以外の財産權に對する執行は、權利の行使せられたる地を管轄する裁判所所屬の執達吏の特に擔任する所とす。

(第二項) 債務者がポーランド國內に於て住所、居所、企業の何れをも有せざるときは、債權若は其の他の財産權を擔保する物の所在地を管轄する裁判所所屬の執達吏に於て、執行を擔任す。かくの如き擔保を存せざるときは、此の債務者の債務者債權若は其の他の財産權の債務者が住所を有する地を管轄する裁判所所屬の執達吏の擔任する所とし、かくの如き債務者が住所を有せざるときは、其の居所の地を管轄する裁判所所屬の執達吏の擔任する所とす。かくの如き條件をも缺くときは、此の者の企業を有する地を管轄する裁判所の所屬の執達吏の擔任する所とす。

第六百三十條(第一項) 裏書に依つて移轉する證書の占有に伴ふ債權若は其の他の財産權に對する執行、又は特定人の名義を以て發行せられたる證書にして其の占有が權利行使の必要條件たるもの占有に伴ふ債權若は其の他の財産權に對する執行は、證書の所在地を管轄する裁判所所屬の執達吏

の擔任する所とす。

(第二項) 債権者に於て動産の差押を求むる申立を提出すべき執達吏は、證書が債務者の占有する所なる以上は、此の證書の占有と結合せる債権若は財産権の差押をも、同時に前記の申立に基きて爲すことを必要とす。

第六百三十一條(第一項) 執達吏は差押に依つて債権若は其の他の財産権に對する執行を爲す。執達吏は差押の目的の爲に左の行爲を爲すを要す。

(1) 債務者は差押へられたる金額若は其の他の給付を受領することを得ず、且是等の給付若は其の爲に設定せられたる擔保の何れをも處分することを得ざる旨を債務者に通知すること。

(2) 其の負擔たる金額の支拂又は其の負擔たる給付は執行債務者に向つて之を爲すべからずして、執達吏に向つて之を爲すに非ざれば、裁判所に供託すべき旨を債務者若は義務者に催告すること。

(第二項) 同時に執達吏は差押へたる債権又は権利の債務者若は義務者に向つて、一週間内に左の意思表示を爲さんことを催告するを要す。

(1) 差押へられたる債権又は差押へられたる権利を債務者の権限に屬するものとして承認するや否や、

(2) 差押へられたる債権を支拂ふべきや否や、及び支拂を拒むとすれば如何なる事由に因るも

のなりや、

(3) 差押へられたる債権若は差押へられたる權利に關する訴訟が繫屬中なりや否や、過去に於て繫屬したりしや否や、若し繫屬せりとせば何れの裁判所若は官廳に於てなりや。

(第三項) 差押は差押へたる債権若は差押へたる權利の債務者若は義務者催告の送達せらるゝ刹那に行はるゝものとす。

第六百三十二條 催告が差押へられたる債権若は差押へられたる權利の債務者若は義務者に送達せられざる場合に於ても、差押の通知が此の債権若は權利に關する法律的行爲に關與せる者の一人に送達せられ、此の者の契約當事者が送達を知りたる以上は、差押の効力は發生す。

第六百三十三條 差押へらるべき財産権が、債務者に對して義務を負ふ者が定まらざる種類に屬するときは、差押は債務者に對する通知の送達の刹那を以て行はるゝものとす。

第六百三十四條 債権者の請求ありたるときは、執達吏は差押へたる權利の目録 *Beschreibung* を作成することを要す。

第六百三十五條(第一項) 債務者が國家に對して有する債権、又は自治體若は是等の者に於て管理すべき施設若は基金に對して有する債権を差押へんとするときは、支拂の委託を爲すの權ある官公署を此の債権の債務者と看做す。債権者の請求ありたるときは、債務者に對して支拂を爲すを要する金庫にも催告を送達すべし。金庫は既に債務者に歸屬する金額の支拂の委託を受けたる場合に於て

ても、一時支拂を爲さざるを要す。支拂の委託を爲すの權ある官公署及び支拂を爲すを要する金庫を申告するは債權者の義務とす。

(第二項) 供給品若は其の給付したる作業に由來する國庫若は自治體に對する債務者の債權は、完全の供給若は作業の完成後にあらざれば之を差押ふることを得ざるも、債務者が此の供給及び作業に際して役使したる被備者の請求に關する場合は此の限りにあらずとす。

第六百三十六條 差押へられたる債權若は其の他の財産權の債務者若は義務者にして執達吏の催告に依り相當なる申告を爲さざるものは、債權者の申立に依り其の住所地を管轄する區裁判所に於て二百ツロチ以下の償金を科することを得るものとし、尙ほ之に因つて債權者に加へたる損害に對する其の私法上の代當責任を妨ぐることなし。此の裁判を爲すに先だち債務者の意見を聽くべし。

第六百三十七條(第一項) 債權者は自己の當然受くべき金額までは、差押に基き、差押へられたる債權若は給付の主張の爲に、債務者の一切の權利を行使することを得。

(第二項) 債權者の請求ありたるときは、執達吏は之に相當の證明書を付與するを要す。

(第三項) 差押へられたる債權又は差押へられたる其の他の財産權の債務者若は義務者に對して訴を起したる債權者は、執行の指向せらるゝ債務者に訴訟を告知することを必要とす。

第六百三十八條(第一項) 執達吏は債權者の申立に依り債權若は其の他の財産權に關して存在する證書を債務者より取上げ、之を裁判所に供託することを必要とす。

(第二項) 債權者が自己の立會の上にて證書の取上の行はれんことを申立てたるときは、執達吏は此の行爲の期日を債權者に通知することを必要とす。債權者が出頭せざるときは此の執行行爲を行はず。

(第三項) 債務者は差押へられたる債權若は差押へられたる權利の債務者若は義務者に對して自己の權利を主張するに必要なあらゆる報告を債權者に向つて爲すの義務を負ふ。

第六百三十九條(第一項) 證書の占有に伴ふ債權若は其の他の財産權の差押は、債務者若は第三者より證書を取上ぐることを以て之を爲す。第三者の許に於ける證書の取上は、第三者が證書の交付を納得する旨を表示するに非ざれば、之を爲すことを得ず。

(第二項) 執達吏は差押の行はれたることを執行を申立てたる債權者に通知するを要するものとし、また執行の指向せらるゝ債務者及び債權若は權利の債務者若は義務者にも通知するを要す。

第六百四十條(第一項) 證書の占有に伴ふ債權が即時に若は解約申入後取立つることを得るものなるときは、執達吏は解約申入及び其の必要な限りは差押へたる金額の取立を爲すことを必要とす。同時に執達吏は債權者若は債務者の申立に依り、其の必要な限りは保管に必要な處置を爲すことを要す。

(第二項) 差押へたる債權を取立つる爲に別段の處置を必要とするときは、債權者若は債務者は執達吏を通して裁判所に、保佐人の任設を求むる申立を爲すことを得。裁判所は債權者を保佐人に選任

することをも得。
 (第三項) 證書の占有に伴ふ他の財産権の場合にあつても、亦同様に處置すべし。
 第六百四十一條(第一項) 照査手續 *Anschlusspfändung* は證書の占有に伴ふ債権若は財産権の場合にあつては、第一回の差押調書に記入を爲すことに依つて之を行ふ。

(第二項) 照査手續については債務者及び債権者の外、従來の債権者にも通知することを必要とす。
 第六百四十二條(第一項) 其の効力に依つて債務者に動産を交付するを要する権利が差押へられたるときは、債務者に此の動産を交付することを必要としたりし場所に於て、執達吏に之を交付することを要す。動産の差押は権利それ自體を差押ふることに依つて之を爲す。

(第二項) 是等の動産に對する再執行は、動産に對する執行に關する規定に従つて之を爲すべし。

第六百四十三條(第一項) 其の効力に依つて不動産の引渡の行はるべき権利が差押へられたるときは、執達吏は自己に交付せられたる不動産を債務者に交付すべく、必要な場合には執達吏の任設したる監督者に交付することを要す。

(第二項) 此の不動産に對する再執行は、不動産に對する執行に關する規定、又は強制管理に關する規定に従つて之を爲すを要す。

第六百四十四條(第一項) 其の効力に依つて債務者が財産の分割を請求することを得べき権利が差押へられたるときは、差押は分割に由つて債務者に歸する一切のものを包括す。分割の完結後一ヶ月

内に債務者に歸したる財産に對して執行を開始せざるときは、執行の指向せられざりし財産の目的物に對する質権は消滅す。

(第二項) 執達吏は債権者が自己に向つて表示したる者にして、債務者に於て分割の請求を主張することを得る者に、差押を通知することを必要とす。

第六百四十五條 其の効力に依つて他人が債務者の選擇に従つて金錢を支拂ふの義務を負ふか、又は其の他の給付を爲すの義務を負ふ債務者の権利が差押へられたるときは、此の債務者が執達吏に依つて選擇權の行使を催告せられ乍ら、一週間内に此の權利を行使せざる以上は、選擇權は此の債務者の債権者に移轉す。

第六百四十六條 債権若は財産権が保證又は不動産登記簿に登記せられざる質に依つて擔保せらるるときは、執達吏は債権者の申立に依り保證人若は質物の所有者若は權利者に、支拂若は給付は債務者に向つて爲すことを得ざる旨を通知することを必要とす。

第六百四十七條(第一項) 債権又は不動産登記簿に於ける登記に依つて擔保せらるゝ其の他の財産権の差押は、債権者の申立に依り不動産登記簿に相當の登記を爲すことに依つて之を爲すを要す。

(第二項) 不動産の所有者が單に物的の責任のみを負ふときは、債権者の請求に依り對人的債務者 *persönliche Schuldner* の許に於て差押を行ふ。

第六百四十八條 特定の時期に支拂ふべき金額の差押は、將來の支拂をも包括す。

第六百四十九條 俸給、給料及び雇傭關係に基く其の他の金錢債權の差押は、更めて差押を爲すことなきも、從來の雇傭權利者が差押を知りたる以上は、從來の雇傭權利者の義務の移轉を受くる者に對しても效力を有す。

第六百五十條 差押へられたる債權若は其の他の財産權の債務者若は義務者の義務が執行債務者に於て爲すを要する反對給付の實施を條件とし、此の反對給付にあつては、其の保管中なる物を交付するを要する場合に於て、差押へられたる債權若は差押へられたる權利の債務者若は義務者に對して物を引渡す執行債務者の義務が既に確定判決に依つて裁判せらるゝか、又は他の債務名義に依つて確認せらるゝときは、裁判所は債權者の申立に依り且關係者の意見を聽きたる後、此の物を執行債務者より取上ぐべき旨を執達吏に命ずることを要す。此の裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

第六百五十一條(第一項) 債權若は財産權を差押ふるに當つて債權者に依る債務者の權利の執行が重大なる困難に際會するときは、裁判所は債權者若は債務者の申立に依り此の權利を行使する爲の保佐人を指名す。

(第二項) 裁判所の却下の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

第六百五十二條(第一項) 財産權の差押の場合に於ては、裁判所は債權者の申立に依り、債務者の意見を聽きたる上にて此の權利の強制管理又は賣却を命ずることを得るも、之に依つて債務者に重大なる

損害を生ずるの虞あるときは、此の限りにあらずとす。此の裁判所の決定に對しては、抗告を爲すことを得。

(第二項) 賣却に對しては、動産の賣却に關する規定を適用す。

(第三項) 前二項の規定は、金錢債權には關係せず。

第三節 不動産に對する執行

第六百五十三條(第一項) 第一款 差押

第六百五十三條(第一項) 不動産に對する執行を管轄するは、不動産の所在地を管轄する裁判所所屬の執達吏とす。

(第二項) 不動産が數個の裁判所の管轄区域内に存在するときは、裁判所を選択するの權は債權者に歸屬す。然れども他の債權者の手續は、是等の債權者中の一人の開始したる手續と併合すべし。此の目的の爲に最初に執行に着手したる執達吏は、前號に依り執行に着手することを得べかりし執達吏に執行の開始と、後には其の終結とを通知することを必要とす。

第六百五十四條 不動産に對して執行を開始せんことを求むる債權者の申立ありたるときは、執達吏は債務者に向つて二週間に債務を支拂はんことを催告し、同時に二週間に債務を支拂はざるに於ては、目錄調製 *Beschreibung* 及び評價 *Abschätzung* に移るべき旨を警告することを必要とす。

第六百五十五條(第一項) 不動産登記簿に登記したる不動産の一分に對する執行は、此の部分と他の部分との連帶的責任 Gesamthaft を成立せしむるにあらざる以上は、共有者に對して之を行ふことを得ず。不動産の全部に對して一個の抵當權を附せらるゝときは、此の抵當權者は各部分の價格に應じて此の抵當權を分割せんことを申立つることを得。

(第二項) 或る債權者に對して、獨り強制執行の行はるゝ部分の外に他の部分も亦代當の責任を負ふときは、此の債權者は各部分に應じて其の債權の擔保を分配することを得。此の場合に於てはかくの如く擔保の分配せられたることを斟酌して、不動産の一部分に對する執行を開始することを得。

(第三項) 目録調製及び評價は不動産の全部に及ぶも、賣却は債權者に屬する部分にのみ及ぶ。此の規定は不動産登記簿中に登記せられざる不動産にも之を適用す。

第六百五十六條(第一項) 執達吏は債權者に對する催告と同時に、執行の開始を主管不動産登記簿に登記せんことを求むる申立を不動産登記所に送付することを必要とす。債權者も亦此の申立を爲すの權利を有す。

(第二項) 不動産につき不動産登記簿の整備なきときは、執達吏は差押へたれども不動産登記簿には登記せられざる不動産の一覽表に相當の登記を爲さしむる爲、此の不動産の位置上管轄權を有する區裁判所に通知を爲すことを必要とす。

第六百五十七條(第一項) 債權者に對する不動産の差押は此の債權者に對する催告の送達を以て行は

るゝものとす。催告が未だ債權者に對して送達せられざるときは、此の債權者並に第三者に對しては差押は不動産登記簿への登記又は差押へられたれども不動産登記簿に登記せられざる不動産一覽表への登記を以て行はるゝものとす。

(第二項) 然れども差押の効力は、執行の開始を知りたる何人に對しても其の執行の開始を知りたるときより發生するものとす。催告が尙ほ未だ債權者に發送せられざる場合、又は不動産登記簿への登記若は差押へられたれども不動産登記簿への登記は行はれざる場合にあつても尙ほ且然りとす。

第六百五十八條(第一項) 執達吏は併合が爾後の手續を簡略にし、又は不動産の有利なる賣却若は費用の減少を來し、且法律上若は經濟上の性質を有する障礙を存せざる場合には、當事者の一方の申立に依り、目録調製の終了するに先だちて同一の債權者の數個の不動産に關する執行手續を併合することを得。

(第二項) 然れども手續が異なる區裁判所の管轄區域内に在る不動産に關するときは、手續の最初に開始せられたる地を管轄する區裁判所の直接上級の地方裁判所が併合を命ず。異なる區裁判所の管轄區域内に在る數個の不動産に關する場合亦同じ。

(第三項) 同一の不動産の一分に關する執行手續と不動産の全部並に一分に關する手續は、執達吏に於て之を併合することを得。

第六百五十九條 債權者が他の債權者に依る差押の後に申立てたる不動産に對する執行手續は、前に

開始したる手續と併合す。債権者は既に爲したる行爲の反覆を請求することを得ず。其の他の點に於ては此の債権者は第一の債権者に於けると同一の權利を有す。

第六百六十條 不在なるの故を以て送達を爲すこと能はざる居所不明の者の權利を保護する爲、裁判所は執達吏の申立に依り不在者財産管理人 *Abwesenheitspfleger* を任設するを要するものとし、執達吏は必要の場合には職權を以て此の申立を爲すことを必要とす。不在者財産管理人は手續の爾後の經過に於て送達を受くること能はざる他のすべての者の爲にも、其の義務を履行することを必要とす。共同の不在者財産管理人は互に相矛盾せざる利益を有する者に非ざれば代表することを得ず。

第六百六十一條(第一項) 不動産の差押は一切の従物及び差押の目的物に關する保險契約に基く一切の權利に及び、保險契約の内容上或る物の原狀を回復することを目的とせる以上は是等の契約に基きて既に成立せる債權にも及ぶものとす。

(第二項) 差押は後來備付けたる従物、後來設置したる工作物、後來移植したる植物、並に後來締結したる保險契約に由る權利にも及ぶものとす。

第六百六十二條(第一項) 差押後に於ける不動産の讓渡は、爾後の手續に影響を及ぼさず。
(第二項) 取得者は債務者として手續に關與することを得。何れの場合に於ても執行行爲は債務者に對する關係に於ても、取得者に對する關係に於ても效力を有す。

(第三項) 執行開始の登記後不動産登記簿に生じたる變動は、爾後の執行手續には影響を及ぼさず。

第六百六十三條(第一項) 差押へたる土地は引續き債務者の管理の下にあるものとし、此の管理には此の場合強制管理に關する規定を適用することを必要とす。

(第二項) 債権者又は差押へたる不動産に由る辨済を求むるの權利を有する他の者の申立ありたるときは、裁判所は債務者より管理權を奪ひて管理人一人を任設することを要す。此の管理人も亦強制管理に關する規定を適用するの義務を負ふ。

(第三項) 所有權が買得人に移轉する日までに取得したる純所得は、得らるべき賣得金に追加す。

第六百六十四條 債務者は差押の行はれたる後は、差押へられたる不動産の従物たる物を讓渡し若は質入することを得ざるも、適法なる經營を維持する爲に必要な讓渡は此の限りにあらずとす。

第六百六十五條(第一項) 債務者の契約上の相手方が善意に於て行爲を爲さざりしときは、債権者又は差押へられたる不動産に由る辨済を求むる權利を有する其の他の者(關係者)並に不動産の買得人は訴の方法に於て、不動産に關する契約若は單に其の従物のみに關する契約をも無効として宣言せんことを請求することを得。

(第二項) 前項の場合に於ては裁判所の管轄は、執行を指揮したる執達吏の所屬する裁判所の所在地に從つて定まる。

第二款 目錄調製及び評價

第六百六十六條 執達吏は支拂の催告の債務者に對する送達後一ヶ月を経過するにあらざれば、不動

産の目録調製及び評価に移ることを得ず。

第六百六十七條(第一項) 債権者は目録調製及び評価を求むる申立を以て左の行爲を爲すを要す。

- (1) 不動産登記簿の抄本及び不動産が不動産登記簿に登記せられざる場合に於ては、此の債権者が此の不動産の所有者たり若は占有者たることを證する國家官廳若は自治行政官廳の證明書、土地臺帳に登載せられある不動産にあつては其の外土地臺帳の抄本を提出すること。
- (2) 目録調製及び評価を通知すべき者の住所を表示すること。

(第二項) 前項に記載したる證書は執達吏に於ても主管官廳より之を請求することを得。

第六百六十八條(第一項) 執達吏は債権者、債権者並に不動産登記簿上擔保せらるゝ權利を有する者及び其の他既に自己に知れたる關係者、並に法律上當然の物權的買戻權又は先買權を有する者にも目録調製及び評價の期日を知りて通知することを必要とす。

(第二項) 執達吏は執行を妨ぐる權利を有する限りは公告に依つて前項に記載せる以外のすべての者に、目録調製の終結するに先だちて不動産若は其の従物に關する其の權利を届出でんことを催告するを要す。

(第三項) 前項の公告は裁判所の廳舎に於て掲示すべきものとし、當該不動産に於ける掲示、市町村役所に於ける掲示及び其の他其の土地に於て普通に行はるゝ公告の爲に、當該不動産の所在地たる市町村長に送付することを要す。

(第四項) 送達及び公告は、遅くも目録調製期日の開始の二週間前までに之を行ふことを要す。

第六百六十九條(第一項) 債権者は不動産の目録調製及び評價中は其の呼上價格が執行を申立てたる債権者を辨濟するに充分なる丈の一定の面積のみを競賣に附せんことの申立を爲すことを得るも、それ以後はもはや此の申立を爲すことを得ず。此の申立については不動産の評価後に裁判を爲す。

(第二項) 前項の申立を容れたるときは、不動産の殘餘の部分に關する手續は、此の面積の競賣の終結するまで之を中止すべし。

(第三項) 本條の申立を却下する裁判所の決定に對しては抗告を爲すことを得。

第六百七十條 執達吏は目録調製及び評價に關する調書中に左の諸件を記載することを必要とす。

- (1) 不動産の表示、其の境界若は土地臺帳上の表示及び成るべくは其の範圍及び此の不動産に於て不動産登記簿の設ある場合には其の不動産登記簿上の表示、
- (2) 従物、工作物及び其の他の設備並に其の經濟上の用途の開示、
- (3) 確認せられたる權利及び義務、
- (4) 保險契約、
- (5) 當該の不動産又は其の従物を占有する者の氏名、
- (6) 用益貸借契約及び不動産質契約並に此の不動産が貸借の方法に於て引渡されたるや否やの開示、